

平成23年 3月29日
鹿児島県公報別冊

平成22年度

包括外部監査の結果報告書

及び報告に添えて提出する意見

鹿児島県包括外部監査人

目次

第1編 外部監査の概要	1
第1章 監査の概要.....	1
I. 監査の種類.....	1
第2章 鹿児島県の財政の概要.....	3
I. 県の財政の姿.....	3
II. 財政健全化判断比率について.....	6
第2編 外部監査の結果	8
第1章 教育委員会の概要.....	8
I. 組織.....	8
II. 教育行政の方針.....	9
III. 予算・決算の状況.....	11
第2章 包括外部監査の進め方について.....	14
第3章 包括外部監査の結果及び意見（要約）.....	20
第4章 事業の財務事務等の執行状況について.....	28
I. 子どもを支援する.....	28
II. 特別支援教育で子どもを支援する.....	45
III. 教員の資質向上を図り子どもを支援する.....	48
IV. 社会教育文化で大人を支援する.....	49
V. 支援する仕組みの管理運営を行う.....	55
VI. その他.....	68
第5章 出先機関の財務事務等の執行状況について.....	75
I. 監査対象出先機関の選定理由.....	75
II. 錦江湾高等学校.....	76
III. 鹿児島水産高等学校.....	81
IV. 鹿屋農業高等学校.....	88
V. 開陽高等学校.....	95
VI. 霧島高等学校・牧園高等学校・栗野工業高等学校.....	101
VII. 武岡台養護学校.....	110
VIII. 総合教育センター.....	114
IX. 図書館.....	117
X. 埋蔵文化財センター.....	123
XI. 博物館.....	126
XII. 南薩教育事務所.....	129
XIII. 青少年研修センター.....	131

XIV. 共通事項.....	133
第6章 人件費について.....	139
第3編 最後に.....	147
第4編 巻末資料.....	149
巻末資料 1.....	149
巻末資料 2.....	161
巻末資料 3.....	163
巻末資料 4.....	170
巻末資料 5.....	170

なお、本報告書における記載金額は、原則として表示単位未満の金額は切り捨てて表示している。

第1編 外部監査の概要

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37の規定に基づく包括外部監査

1. 選定した特定の事件（監査テーマ）

県の教育行政における財務事務の執行について

2. 監査テーマ選定の理由

鹿児島県では少子化や過疎化の進展によって児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合や学級数の減が進んでいる。一方で児童生徒やその保護者、地域住民が学校に期待する役割は以前とは比べものにならないぐらい広範囲になりかつ複雑化している。これらは本県だけの現象ではなく全国的に見られる傾向である。また、本県の財政は危機的な状況にあることから、教育行政にかける予算も例外ではなく総額では縮減傾向で推移している。

このように教育行政に求められるニーズの多様化や財政的な制約があるという舵取りの難しい環境下で、かつて教育県と言われた本県の教育行政が現在どのように運営されているかについて、財務事務の執行の観点から監査を行うことは有意義なものであると考えテーマに選定した。

3. 監査対象年度

平成21年度

但し、必要な範囲で他の年度についても対象とした。

4. 監査の着眼点

財務事務の執行について、

- ①収入事務、支出事務が関係法令、鹿児島県会計規則をはじめとする諸規則に準拠しているか
- ②支出事務が関係法令、鹿児島県会計規則をはじめとする諸規則に準拠しているか
- ③重要物品の管理が鹿児島県会計規則をはじめとする諸規則に準拠して行われているか
- ④その他の事務が所定の手続に準拠して行われているか
- ⑤実施した事業が所期の目的を達成しているか、無駄なく経済的に進められているか
- ⑥給与に設定されている各手当に合理性が認められるか

5. 主な監査手続

監査の着眼点に留意しながら次の手続を実施した。

- ①教育委員会各課の所管事業の概要聴取
- ②財務事務の執行経過を示す伺い、支出負担行為、支出命令等の一連の資料の閲覧、担当者への質問
- ③令達先である県立学校、教育事務所等の出先機関への往査の実施、関係する資料の閲覧、担当者への

質問、現場視察

④行政財産、重要物品等の管理状況の把握及び現物実査の実施

⑤人件費の構成内容について概要聴取、手当支給の根拠記録を出先機関で閲覧、給与処理部門視察

⑥その他監査人が必要と認めた手続

6. 監査実施期間

平成 22 年 6 月 14 日から平成 23 年 3 月 8 日まで

なお監査の実施実績については<巻末資料 4>を参照のこと

7. 監査担当者とその資格

包括外部監査人	公認会計士	松野下 剛市
---------	-------	--------

補助者	公認会計士	岩重 洋一
-----	-------	-------

	公認会計士	山之内 茂嗣
--	-------	--------

	公認会計士	星出 祐輝
--	-------	-------

8. 利害関係

包括外部監査人の対象としたテーマにつき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 鹿児島県の財政の概要

1. 県の財政の姿

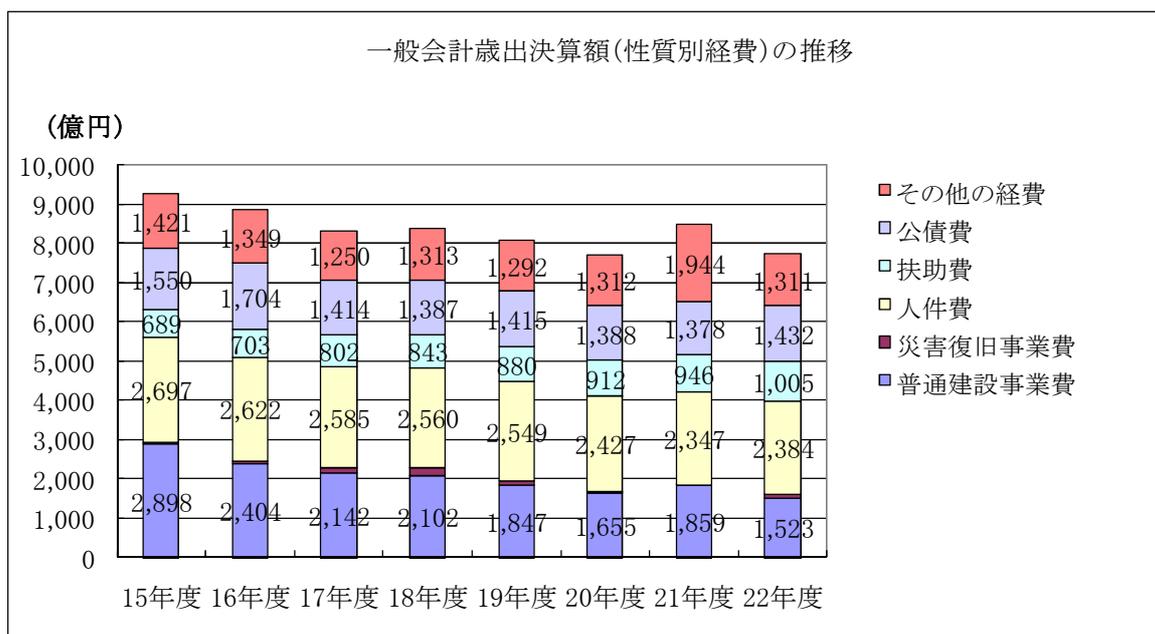
1. 歳入

鹿児島県の歳入は、平成21年度において国の補正予算に係る交付金として地域活性化・公共投資臨時交付金、緊急雇用創出事業臨時特例交付金等が措置されたことにより国庫支出金収入が657億円増加したこともあり、平成11年度以来10年ぶりの増加となった。一方で景気悪化に伴う法人事業・県民税の法人二税や地方消費税が落ち込んだことにより県税収入が減少するとともに地方交付税収入も減少しており、その分を県債発行で賄っていることから、大幅な歳出削減を行わない限り、県債発行に依存せざるを得ない状況は継続している状況にあると言える。

2. 歳出

平成17年3月に県政刷新大綱が策定された。これは、県の危機的な財政状況を踏まえ、県政を支える行財政基盤を立て直し持続可能なものとするため、今後の県政運営の基本方針としておおむね10年程度の中・長期的視点に立って、あるべき行財政構造の姿やその実現に向けた改革の方向性を示すことを目的としたものである。この大綱に基づき、人件費や普通建設事業費を中心とした歳出削減、県有財産の売却を中心とした歳入確保に努めた改革が現在も行われている。

平成21年度においては国の補正予算による交付金等を活用した地域活性化・公共投資臨時基金等を設置したことにより積立金（グラフ中「その他の経費」）が大幅に増加したほか、普通建設事業費も増加したため、前年度比9.8%と平成18年度以来3年ぶりの増加となった。ただ、平成22年度は予算額ではあるものの平成20年度とほぼ同額の歳出額であることから従来の歳出削減も限界に来ているとも言え、更なる厳しい姿勢での取り組みが求められている状況にあると言える。



(注) 22 年度は当初予算時点である。

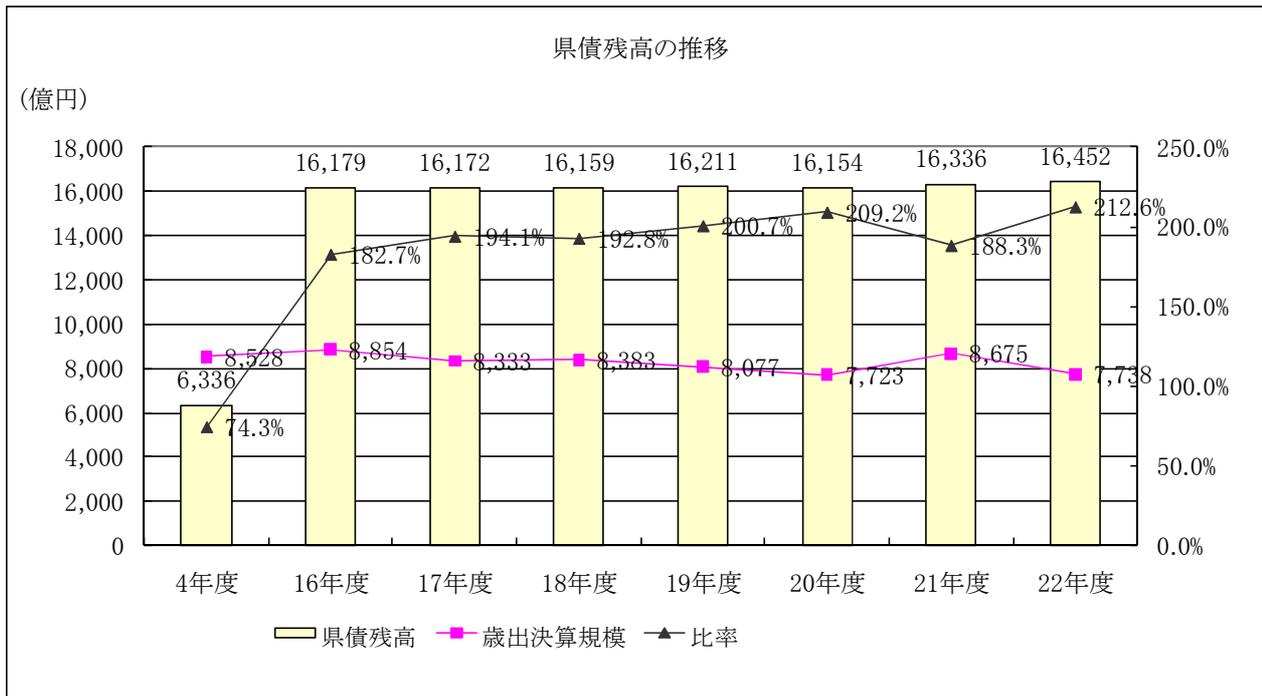
主な経費の内容は次のとおりである。

公債費	地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金や一時借入金利子の合算額をいう
扶助費	地方公共団体が、法令等（生活保護法、児童福祉法、老人福法等）に基づき、受給者等に対しその生計費を維持するために支出する経費をいう
人件費	職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費をいい、職員給（給料、手当）、共済負担金、退職金、社会保険料等がある
普通建設事業費	道路、橋梁、河川、農林水産施設、住宅、学校等文教施設等の公共用・公用施設の新増設・改良等を行う建設事業に要する経費をいう

職員数の縮減・職員給の見直しにより人件費が減少し、公共事業の縮小により普通建設事業費も毎年削減が進められている。ただ、鹿児島県は社会資本整備促進等のため、普通建設事業費の歳出に占める比率が高く、中でも公共事業等国庫補助事業の占める割合が著しく高い（平成 20 年度において約 17%）という特徴があったため、削減により全国平均（約 9%）に近づきつつある状態にあると言える。また、県債の標準的な償還期間が 20 年であることから、近年の新規発行が抑制されたとはいえ、公債費は現在の水準が長期的に継続することとなる。

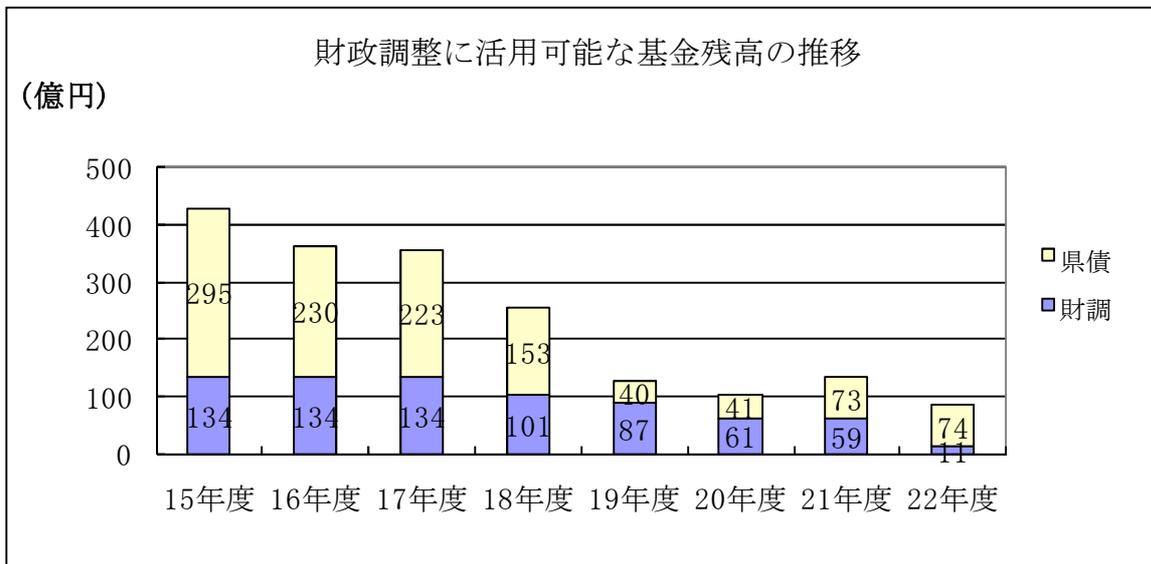
3. 県債

国は 1990 年代における景気低迷状況下において景気回復を図るため、平成 4 年度以降多くの総合経済対策を策定し、その推進に向けた補正予算を組んできた。鹿児島県の県債残高もそれに呼応する形で増加を続け、平成 9 年度には歳出決算規模を上回り、平成 16 年度以降は 1 兆 6 千億円台で推移しているが、これは県民人口約 170 万人で換算すると一人当たり 90 万円超という計算になる水準である。県債残高は依然、1 兆 6 千億円台の水準で高止まりしていることから今後も相当の公債費負担が予想される上、「財政調整に活用可能な基金残高」も減少し続けており、財政再建団体転落の危険性を完全に回避するには一層の努力が求められている状況に変わりはない。



(注)21年度は3月補正後時点、22年度は当初予算時点である。

表中の「比率」は、歳出決算規模に対する県債残高の割合である。県債残高が近年大幅な変動をしていないことから、比率の上昇は上述した歳出削減効果が現われてきている結果であると言える。なお、平成21年度においては、国の交付金を活用した雇用・経済対策により歳出が増加したため比率も減少している。



(注)21年度は3月補正後時点、22年度は当初予算時点である。

県債、財調の内容は次のとおりである。

県債（県債管理基金）	「鹿児島県県債管理基金条例」に基づき積立てられる基金であり、県債の償還の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を取り崩すことができる（満期一括償還財源積立分を除く※）
財調（財政調整積立基金）	「財政調整積立基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づき毎年積立てられる基金であり、一定の条件下（著しい財源不足、県債の繰上償還等）において取り崩すことができる

※市場公募債（満期一括償還方式）の導入に伴い、償還財源確保のために平成 18 年度から毎年度積立てを行っている（平成 21 年度において 163 億円積立済）。

財政調整に活用可能な基金残高は平成 21 年度においては 6 年ぶりに増加したものの、ほぼ枯渇状態にあり、特に県債管理基金は、「県債の償還及び県債の適正な管理に必要な財源を確保（鹿児島県県債管理基金条例第 1 条）」するという積立ての目的を充足するほどの残高であるとは言えない状態である。

II. 財政健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という）に基づく、平成 21 年度の本県の健全化判断比率と資金不足比率（両比率をあわせて「健全化判断比率等」という）が公表された。その結果は次のとおりである。なお、比率等の説明は本項末にまとめて記載している。

（参考 法的取り組みの判定基準）

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—	3. 75%	5%
	連結実質赤字比率	—	—	—	8. 75%	25%
	実質公債費比率 （3 カ年平均）	14. 7%	15. 3%	16. 0%	25%	35%
	将来負担比率	269. 6%	272. 6%	266. 0%	400%	—
資金不足比率	工業用水道事業特別会計	—	—	—	20. 0%	
	病院事業特別会計	—	—	—		
	港湾整備事業特別会計	—	—	—		

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字がない（黒字である）ため、「—」となっている。また、3 特別会計の資金不足比率は、資金不足額がないため「—」となっている。

法的な取り組み（財政健全化や財政再生）を強制される水準ではないが、前年度との比較においもほぼ横ばいという状況である。

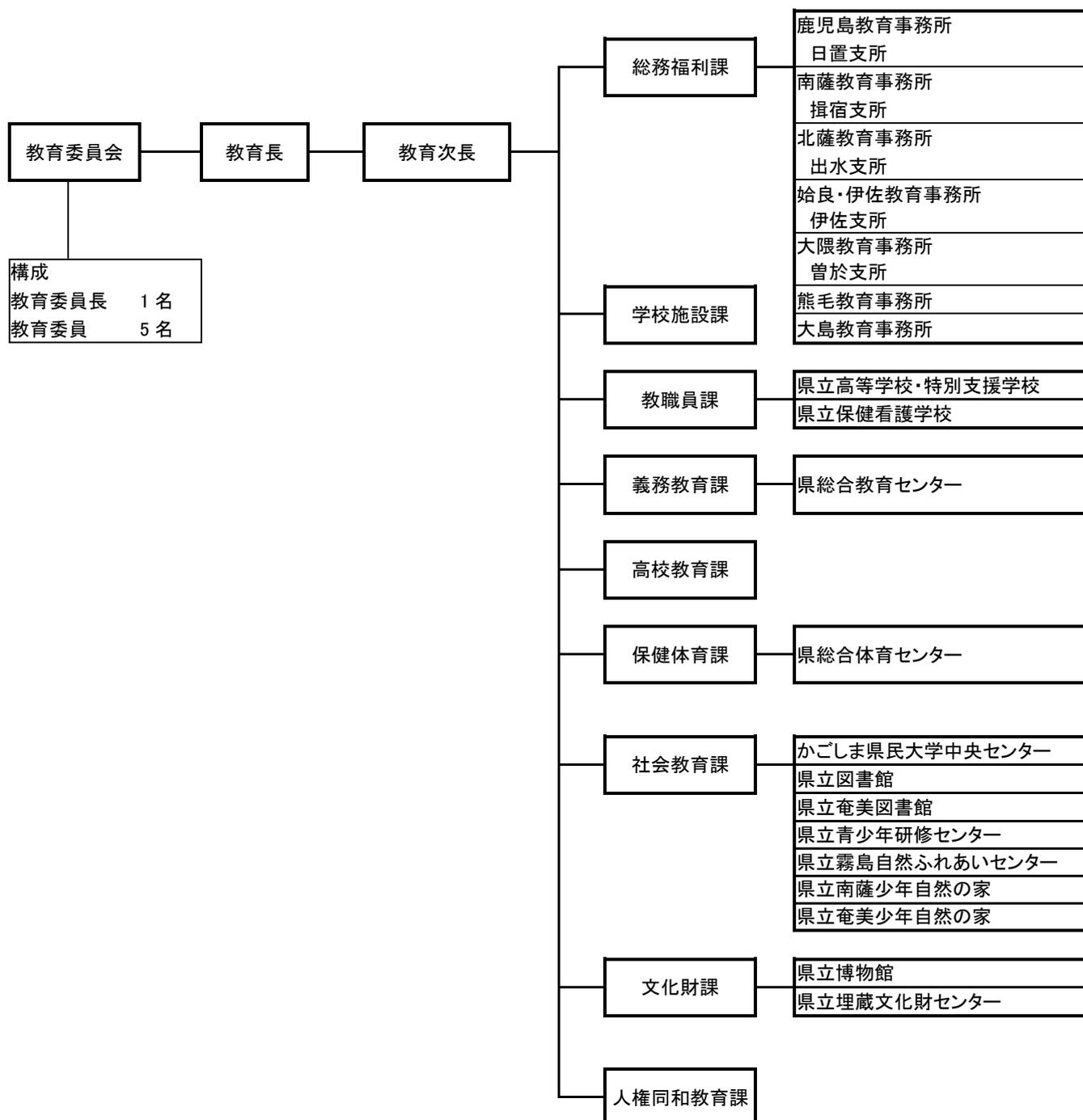
【健全化判断比率等に用いられている用語】

用語	説明
実質赤字	その年度に属すべき収入と支出の実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除したものを指す
一般会計等	地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営企業会計以外のものを指す。普通会計とほぼ同様の範囲
標準財政規模	地方公共団体において標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す
連結実質赤字	公営企業会計を含むその地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額を指す
実質赤字比率	福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す
連結実質赤字比率	すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す
実質公債費比率 (3カ年平均)	借入金（地方債）の返済額等の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す
将来負担比率	地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す
資金不足比率	公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す

第2編 外部監査の結果

第1章 教育委員会の概要

I. 組織



「教育委員会」は6名で構成される本県教育行政の執行機関を指すとともに、その事務局である教育庁・県立学校・その他出先機関を含めた広い意味で用いる場合もある。本報告書においては、特に断りをしない場合は、広い範囲を示す後者の意味で用いる。

課名	主な業務内容（抜粋）
総務福利課	教育庁及び教育機関（学校を除く。）の組織及び定数に関する事、かごしまの教育 21、かごしまの教育、鹿児島県の教育行政等の編集・発行に関する事、教育行政の基本的施策に関する企画及び調整に関する事、教育予算の編成、執行、経理及び決算の総合調整に関する事、職員及び学校職員の福利厚生に関する事等。
学校施設課	県立学校の施設・設備の整備に関する事、教育財産の管理並びに取得、処分に関する事、公立学校（特別支援学校、各種・専修学校）の設置及び廃止に関する事等。
教職員課	教職員定数に関する事、事務職員の研修に関する事、学校職員の給与及び旅費に関する事、教員採用試験に関する事、小中学校教職員・県立学校教職員の人事に関する事等。
義務教育課	現職研修に係る企画・調整に関する事、県総合教育センターに関する事、生徒指導についての企画及び指導に関する事、学校経営についての指導及び助言に関する事、特別支援教育についての企画及び指導に関する事等。
高校教育課	教育課程に関する事、県立高校の再編整備、整理統合、学科の再編成及び生徒の募集定員に関する事等。
保健体育課	県立の体育施設に関する事、学校保健・食に関する指導に関する事、学校体育の指導に関する事、スポーツ振興に関する事等。
社会教育課	社会教育行政の企画調整に関する事、公民館・図書館に関する事、青少年社会教育施設に関する事等。
文化財課	文化財行政の企画調整に関する事、指定文化財の保存・活用に関する事、埋蔵文化財の発掘調査、保存・活用に関する事等。
人権同和教育課	人権教育及び同和教育の推進等に関する事、地域改善対策高等学校等奨学資金に関する事等。

II. 教育行政の方針

本県の教育は「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標とし、①知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間、②伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間の育成に努めることとしており、その実現のために、取り組む施策の方向性を以下のように掲げている。

I 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進

基本的な生活習慣や人としてしてはならないことなど、社会生活を送る上で持つべき最低限の規範意識を養うとともに、法やきまりを遵守し、適切に行動できる人間を育てることが重要である。変化の激し

い社会を生き抜いていく上で、子どもたちの規範意識を養い、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力をはぐくむために次の施策を推進する。

①道徳教育の充実、②生徒指導の充実、③人権教育の充実、④体験活動の充実、⑤子ども読書活動の推進、⑥文化活動の推進、⑦食育の推進、⑧体力・運動能力の向上、⑨健康教育の充実

II 能力を伸ばし、社会で自立する力をはぐくむ教育の推進

子どもたちが変化の激しい社会を生き抜いているために、基礎・基本を確実に身に付け、自ら学び、考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する能力をはぐくむとともに、伝統や文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うことや望ましい勤労観・職業観を身に付けさせるために次の施策を推進する。

①「確かな学力」の定着、②「国語力」の向上、③特別支援教育の推進、④キャリア教育の推進、⑤産業教育の推進、⑥幼児教育の充実、⑦郷土教育の推進、⑧社会の変化に対応した教育の推進

III 信頼される学校づくりの推進

学校においては、教育の目標が達成されるよう、心身の発達段階に応じて、組織的・体系的な教育が行われなければならない。学校がこの役割を十分に果たし、信頼される学校づくりを推進することは、活気ある地域社会づくりにもつながる。これらに加え、教職員の資質向上や安全・安心な環境づくり等にも取り組むために次の施策を推進する。

①開かれた学校づくり、②学校運営の充実、③公立高等学校の活性化、④へき地・小規模校教育の振興、⑤教職員の資質向上、⑥安全・安心な学校づくり、⑦教育環境の整備・充実、⑧私立学校教育の振興、⑨魅力ある県立短期大学づくり

IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

教育の振興には、地域の担う役割は大きい。本県には、「人の子も我が子も地域の子」という言葉があるように、子どもを地域で育てるという風土が現在でも残っており、今後もすべての県民が地域社会全体で子どもを守り育てるために次の施策を推進する。

①地域住民が支援する「地域の中の学校」づくりの推進、②地域ぐるみでの子どもの育成、③地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり、④家庭の教育力の向上

V 生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興

県民が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境づくりを目指す。スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に必要なものであり、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものであることから、スポーツや文化の振興を図るために次の施策を推進する。

①生涯学習環境の充実、②生涯スポーツの推進、③競技スポーツの推進、④文化芸術活動の促進、⑤地域文化の継承・発展、⑥文化財の保存・活用

III. 予算・決算の状況

(1) 過去3年間の鹿児島県の決算の状況

(単位：千円)

歳入	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県税	151,023,548	143,073,024	125,835,563
地方消費税清算金	31,565,177	29,383,489	30,309,725
地方譲与税	4,597,217	4,207,809	12,716,352
地方特例交付金	1,310,162	2,624,340	1,606,179
地方交付税	282,438,579	284,672,113	273,863,792
交通安全対策特別交付金	827,742	749,911	763,744
分担金及び負担金	8,198,107	9,569,691	8,869,820
使用料及び手数料	13,260,989	13,063,102	13,008,525
国庫支出金	150,424,549	151,647,363	217,379,425
財産収入	4,203,831	2,808,583	5,546,568
寄付金	126	64,591	168,799
繰入金	17,582,767	8,330,205	17,605,613
繰越金	8,658,590	5,094,960	7,239,966
諸収入	19,489,273	18,006,879	16,981,444
県債	119,252,346	106,220,080	127,771,540
合計	812,833,002	779,516,142	859,667,054

歳出	平成19年度	平成20年度	平成21年度
議会費	1,362,679	1,360,176	1,333,959
総務費	40,349,137	41,855,737	66,882,220
民生費	81,324,968	84,838,088	109,873,646
衛生費	35,945,243	43,029,015	54,732,668
労働費	1,435,633	10,466,284	12,553,199
農林水産業費	92,487,852	83,250,575	85,439,502
商工費	8,119,387	8,255,519	8,417,400
土木費	127,789,330	102,472,829	117,642,917
警察費	39,734,251	38,674,064	39,314,493
教育費	189,881,889	181,300,249	178,809,602
災害復旧費	9,821,624	3,162,780	1,041,718
公債費	141,639,911	139,043,980	137,974,786
諸支出金	37,656,138	34,566,881	34,101,723
予備費	—	—	—
合計	807,548,042	772,276,176	848,117,833

(2) 過去3年間の教育委員会の歳入・歳出の状況

(単位：千円)

歳入	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国債	31,545,836	31,058,636	33,421,133
使用料及び手数料	3,701,956	3,651,523	3,544,324
財産収入	338,762	331,355	392,536
繰入金	—	—	103,695
繰越金	23,521	67,767	11,941
諸収入	2,438,520	2,477,580	2,487,253
県債	11,185,000	10,022,000	6,375,000
一般財源	130,493,046	123,568,849	122,201,808
合計	179,726,641	171,177,709	168,537,690

歳出	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	164,146,142	155,111,993	150,622,125
物件費	5,920,523	6,085,675	6,064,299
維持補修費	67,213	60,532	76,518
扶助費	202,240	209,781	199,874
補助費等	871,767	890,624	1,010,731
普通建設事業費	6,492,536	6,880,052	7,447,232
積立金	—	—	1,075,645
貸出金	2,026,220	1,939,053	2,041,266
合計	179,726,641	171,177,709	168,537,690

(注) 大学費、私学振興費及び社会教育費の一部が知事部局の管轄になっているため(1)の表と上の表は一致しない。

(3) 過去3年間の教育費の項目別決算内訳

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
教育費	179,726,641	171,177,709	168,537,690
教育総務費	6,754,068	18,556,683	18,937,211
教育委員会費	13,142	12,746	12,348
事務局費	4,460,867	4,202,529	5,488,424
教職員人件費	940,047	13,052,742	12,148,586
教育指導費	399,344	408,247	465,358
教育センター費	191,964	215,047	247,936
恩給及び退職年金費	748,702	665,369	574,558
小学校費	71,992,128	64,540,492	63,099,421
教職員費	71,992,128	64,540,492	63,099,421
中学校費	41,649,916	36,861,767	35,961,030
教職員費	41,649,916	36,861,767	35,961,030
高等学校費	43,586,810	36,896,067	36,070,242
高等学校総務費	17,199	33,673	612,170
全日制高等学校管理費	37,685,754	30,694,296	29,471,729

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	定時制高等学校管理費	494,647	384,290	381,574
	教育振興費	261,803	221,751	308,219
	学校建設費	4,190,010	4,849,220	4,610,409
	通信教育費	510,179	332,135	321,056
	実習船運営費	427,215	380,698	365,082
	特別支援学費	12,555,829	10,714,464	11,366,777
	特別支援学費（盲ろう学校費を含む）	12,555,829	10,714,464	11,366,777
	社会教育費	2,364,574	2,837,064	2,108,120
	社会教育総務費	64,350	87,650	91,321
	視聴覚教育費	265	114	114
	文化振興費	999,666	1,143,993	1,251,483
	図書館費	929,176	1,265,800	450,659
	青少年研修施設費	371,114	339,505	314,541
	保健体育費	823,313	771,169	994,886
	保健体育総務費	323,706	331,010	311,981
	体育振興費	272,678	219,668	328,753
	体育施設費	226,928	220,490	354,150

(4) 課別当初予算額

課別集計

(単位：千円)

課	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本庁執行	令達先執行
総務福利課	9,382,548	8,974,064	10,548,945	3,342,928	7,206,016
学校施設課	5,278,245	5,423,217	5,933,470	2,499,296	3,434,174
教職員課	160,980,844	152,240,104	147,864,300	2,126,185	145,738,115
義務教育課	579,916	626,910	661,157	398,224	262,932
高校教育課	279,556	271,444	305,556	195,505	110,050
保健体育課	834,462	782,306	1,031,328	588,429	442,899
社会教育課	1,365,392	1,693,071	902,330	493,887	408,443
文化財課	999,666	1,143,993	1,267,212	385,253	881,959
人権同和教育課	26,008	22,598	23,388	5,956	17,431

第2章 包括外部監査の進め方について

1. 基本的な監査方針

教育委員会は、平成18年12月に改正された教育基本法を受けて、鹿児島県教育振興基本計画（平成21年2月）（以下「基本計画」）を策定した。この基本計画には基本目標として「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」がうたわれている。

つまり教育は「人」「人材」づくりだと宣言している。

今回の包括外部監査においては、財務事務の執行の正確性や合規性についての検討を行うことは当然として、教育委員会が執行する各事業において「人づくり」という目標がどのように実現されようとしているかについての3E（有効性、効率性、経済性）に留意しつつ検討を行うこととした。

2. 「人づくり」と事業の関連性と監査の評価の観点

教育委員会が行っている事業の件数は、平成21年度においては300件超である。予算規模で1,600億円以上の膨大なボリュームであるため、平成21年度に進められた教育委員会の実施事業について「人づくり」との関連性に留意しながら概括的なヒアリングと資料のレビューを行った上で、「人づくり」に関連が強いと思われる事業を選定して詳細に検討を行うことにした。

（1） 「人づくり」と事業の関連性及び評価の観点

教育委員会の管轄する分野にはいわゆる学校教育と社会教育と呼ばれる分野があり、後者で想定する「人」とは生涯学習に関わる分野として主に「大人（おとな）」が対象と考えられる。

一方、前者で想定する「人」は学校教育を受ける「子ども」であり、ほとんどは上限として高校生あたりを想定することになる。

今回の監査では前者、学校教育を主たる検討先とした。それは基本計画の基本目標で言うところの「人」は前者「子ども」を主たる対象としているからであり、また教育行政と聞いて県民が思い浮かべるのは「子ども」を対象とする学校教育であろう、と考えられるからである。

ではこの「子ども」は事業においてはどのような位置付けになるか。

それはすなわち教育行政サービスの最大のかつ直接的な受益者ということになる。教育行政サービスの受益者には「子ども」のほか保護者、地域住民、地域社会、企業などその想定される範囲は広いが、最大のかつ直接的な受益者は「子ども」である。

よって今回の監査では事業を「子ども」との関わりにおいて次の6つの枠組みに区分した。

枠組み	区分の理由	事業評価の上で重視する観点
子どもを支援する	最大かつ直接的な受益者である	子どもを対象に事業が執行されていることから、「子どもを育てる」という観点での有効性が十分に発揮されているかを中心に評価を行う
特別支援教育で子どもを支援する		
教員の資質向上を図り子どもを支援	「子ども」に接する教員は最も身近な教育行政の提供者である	子どもに接する教員の資質向上の事業であることから、「子どもを育てる」という観点での有効

枠組み	区分の理由	事業評価の上で重視する観点
する	り、その資質向上を通し子どもを支援する	性が十分に発揮されているかを中心に評価を行う
社会文化教育で大人を支援する	大人は社会教育分野での受益者である	「子どもを育てる」という観点からは関連性が強いとは言えず、もっぱら大人が対象であることから、事業の歳出について合規性、正確性を中心に評価を行う
支援する仕組みの管理運営を行う	教育行政を支えるインフラである	上記 4 つの支援をスムーズに行うための仕組みの管理運営であることから、事業の歳出について合規性、正確性を中心に評価を行う
その他	上記に該当しないものである	「子どもを育てる」という観点からは関連性が強いとは言えないことから、事業の歳出について合規性、正確性を中心に評価を行う

(2) 事業のうち検討対象外とした事業

上記のような検討の結果、次の内容を持つ事業については検討対象から外した。

検討から外した内容	その理由
人件費	歳出に占める金額はもっとも多いが、 ・教職員が多数いることの反映として額が多額にのぼっていると考えられること ・個人別の給与水準については、何十年もの検討の結果として今存在しており、平成 21 年度を監査対象とする包括外部監査では十分な検討ができないおそれがあること などの理由により検討から外した。 但し、出先機関において手当の根拠となる勤務実態についてはサンプルで検討を行い、また手当の概要把握と検討は第 6 章にて実施している。
建築等	校舎等の建築、大規模補修など、教育委員会から知事部局の建築課等へ予算の移し替えが行われ、地域振興局で執行される事業については、入札制度に関わる事務手続の側面がかなりを占め、教育委員会が目指す「人づくり」との関連が判断しづらいと考えて検討から外した。
金額僅少	事業の概要聴取の上必要と判断した事業以外は、歳出額がおおよそ 10 百万円以下のものについては金額的な重要性が乏しいと判断し検討から外した。なお、対象外とした事業には合計金額は 10 百万円を超えるものの、数百円から数万円まで移動旅費がほとんどである事業も含まれる。
H21 実施	平成 21 年度包括外部監査にて監査対象として検討を行った事業（指定管理者制度）については、当年度は検討対象としない。

なお、平成 21 年度の全事業の一覧と監査対象か否かについては巻末資料 1 に記載してある。

(3) 検討対象とした事業の概要、評価の観点の一覧

上記(1)(2)の検討の結果、今回の包括外部監査の検討対象とする事業を課ごとに下表のように決めた。各表右端の列は、本文記載頁を示す。

<総務福利課>

事業名	概要	枠組み	評価の観点	頁
教育委員会運営費	教育委員会の活動に要する費用	管理運営	合規性	55
事務局運営費	教育委員会事務局の運営に要する費用	管理運営	合規性	55
教育事務所運営費	12教育事務所(支所)の運営に要する費用	管理運営	合規性	56
高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金造成事業	国から交付を受ける高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金により、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金を設置	その他	合規性	68
福利厚生事業運営費	事務局等職員の間人ドック実施委託費用	管理運営	合規性	56
教職員住宅建設費償還事業	教職員住宅建設の割賦代金の返済	その他	合規性	68
教職員住宅維持補修事業	教職員住宅の維持補修に要する費用	その他	合規性	69
公立学校共済組合鹿児島宿泊所補助事業	公立学校共済組合鹿児島宿泊所の建設にあたりその3割を補助する	その他	合規性	70
県立学校管理運営費	県立学校89校の施設・設備の維持管理や教材品・消耗品等の購入を行う。平成21年度は地デジ対応テレビの購入	管理運営	合規性	57
校務情報化整備事業	教頭用パソコンのリース料	その他	合規性	70
県立学校ICT化整備事業	県立学校の教員にパソコンを購入する費用	その他	合規性	71
全日制高等学校管理運営費	全日制高等学校71校における管理運営費用。各校の水道光熱費、備品購入費用等	管理運営	合規性	57
全日制高等学校実習費	10農業高校、1水産高校の実験・実習に要する費用	その他	合規性	71
定時制高等学校管理運営費	定時制高等学校2校(開陽高校、奄美高校)における管理運営費用。各校の水道光熱費、備品購入費用等	管理運営	合規性	57
農業経営者寮管理運営費	市来農芸高校双葉寮と鹿屋農業高校責善寮の運営費用。給食調理業務等	管理運営	合規性	58
通信制高等学校管理運営費	通信制高等学校1校(開陽高校)における管理運営に要する費用	管理運営	合規性	58
実習船運営費	鹿児島水産高校の実習船の維持管理費等	管理運営	合規性	59
特別支援学校管理運営費	特別支援学校15校の管理運営費用。修繕費、水道光熱費等	管理運営	合規性	59

<学校施設課>

事業名	概要	枠組み	評価の観点	頁
大成寮運営事業	へき地学校を卒業した高校生等が入寮する大成寮の運営費用	管理運営	合規性	60
理科教育等設備整備事業	理科器具等の備品購入費用	管理運営	合規性	61
産業教育設備整備事業	産業教育に従事するための知識や技術等を習得させるための実験実習設備を整備する	管理運営	合規性	61
県立高校パソコン整備事業	県立学校へのパソコン導入	その他	合規性	72

<教職員課>

事業名	概要	枠組み	評価の観点	頁
(小学校費) 教職員費	旅費及び非常勤職員に対する報酬等	管理運営	合規性	62
(中学校費) 教職員費		管理運営	合規性	
(全日制) 高等学校費		管理運営	合規性	
(定時制) 高等学校費		管理運営	合規性	
(通信制) 高等学校費		管理運営	合規性	
(特別支援学校) 学校管理費		管理運営	合規性	

<義務教育課>

事業名	概要	枠組み	評価の観点	頁
子どものサポート体制整備事業	不登校等の子どもに支援センターなどで授業を行うなどして登校に向けてサポートをする	子ども	有効性	28
スクールカウンセラー配置事業	臨床心理士等をスクールカウンセラーとして中・高等学校に配置し生徒や保護者の相談等を行う	子ども	有効性	29
初任者研修事業	初任者研修受講者の旅費等	管理運営	合規性	62
スクールソーシャルワーカー実践研究事業	不登校等課題を抱えた子どもに地域、関係機関のネットワークを駆使してサポートを行う実践研究を行う	子ども	有効性	31
理科支援員等実践研究事業	小学校 5・6 年生の理科の授業に外部人材を理科支援員・特別講師として活用する	子ども	有効性	36
小・中連携英語教育改善調査研究事業	小・中学校における英語教育改善のための実践的な取組を推進し、調査研究を行う	子ども	有効性	37
特別支援教育総合推進事業	幼児児童生徒の発達障害等に関し、専門的な知識を有する地域支援ネットワーク推進員を教育事務所に配置する	特別支援教育	有効性	45
総合教育センター運営管理事業	総合教育センターの運営に要する費用の支出	管理運営	合規性	63
かごしま教育ホットライン 24	いじめ等に悩む児童生徒や保護者等が夜間・休日を含めて 24 時間いつでも相談できる体制を整備する	子ども	有効性	38
特別支援教育就学奨励費事業	保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援学校への就学のため必要な経費について補助する	特別支援教育	有効性	46

<高校教育課>

事業名	概要	枠組み	評価の観点	頁
教育ネットかごしま管理運営事業	インターネット利用のためのプロバイダ接続料	その他	有効性	73
高等学校入学者選抜事業	入試問題作成に要する報酬、交通費等	管理運営	合規性	63
ALT 活用推進事業	外国語指導助手 (ALT) を小中学校や高校に配置し、外国語教育の充実を図る	子ども	有効性	39
県立高校学力向上推進プロジェクト	趣旨に賛同した県下の高 2 と教師が夏休みに 1 カ所で集中で補修授業を行う	子ども	有効性	40
未来を拓くキャリア教育の推進	就職支援のためにキャリアコーディネータ、就職支援員を各高校に配置する	子ども	有効性	41

ICT活用教育推進アドバイザー派遣事業	ICTアドバイザーを派遣し、ICTを活用した授業改善等のための職員研修を行う	教員資質向上	有効性	48
定通教育振興奨励事業	有職の定時制、通信制生徒に教科書等を給付する	子ども	有効性	43

<保健体育課>

事業名	概要	枠組み	評価の観点	頁
学校保健指導事業	保健・安全等の各種研修会、児童生徒・職員の健康診断、学校医の報酬	管理運営	合規性	64
地域ぐるみ学校安全体制推進事業	スクールガード・リーダーを各学校へ派遣する	子ども	有効性	34
健やかスポーツ100日運動推進事業	県民が主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことを目的として学校体育施設開放等を実施する	社会教育文化	合規性	49
社会体育団体育成事業	財団法人鹿児島県体育協会の運営費及び事業等に補助を行う	社会教育文化	合規性	49
国民体育大会等補助事業	国民体育大会に本県選手を派遣する	社会教育文化	合規性	50
競技スポーツ強化対策事業	選手強化のための合宿、指導者の養成、スポーツ医・科学対策などの事業を実施する	社会教育文化	合規性	50
地域スポーツ人材の活用実践支援事業	小学校体育授業及び中・高等学校運動部へ地域の優れたスポーツ指導者を派遣する	社会教育文化	合規性	51
中学校武道等地域連携推進事業	平成24年度からの武道の授業を円滑に実施できるよう地域の指導者などの協力を得て、学校における武道等の充実を図る	社会教育文化	合規性	52
競技力向上環境整備事業	平成22年度開催の国体九州ブロック大会で必要な用具を整備する	社会教育文化	合規性	52
県体育施設等管理運営事業	県体育施設等の管理運営業務を指定管理者に委託する	管理運営	合規性	64
総合体育センター管理運営事業	鴨池公園等運動施設設備の整備及び維持管理	管理運営	合規性	65

<社会教育課>

事業名	概要	枠組み	評価の観点	頁
社会教育指導員設置事業	社会教育の指導事務を助ける社会教育指導員を設置する事業	管理運営	合規性	65
地域による学校支援モデル事業	地域ぐるみで学校を支援するための体制を整備する	子ども	有効性	35
管理運営事業（図書館、奄美図書館）	県立図書館、奄美図書館の管理運営費であり、各施設、システム運営に係る経費	管理運営	合規性	65
管理運営事業（青少年研修センター）	各施設の運営に要する費用	管理運営	合規性	66
管理運営事業（霧島自然ふれあいセンター）		管理運営	合規性	
管理運営事業（南薩少年自然の家）		管理運営	合規性	
管理運営事業（奄美少年自然の家）		管理運営	合規性	

<文化財課>

事業名	概要	枠組み	評価の観点	頁
文化財保護事業助成	国、県の指定文化財について市町村等が行う保護事業に対して助成を行う	社会教育文化	合規性	53
埋蔵文化財の調査	国道建設工事等に先立ち発掘調査を行い、埋蔵文化財を記録保存する	社会教育文化	合規性	54
博物館管理運営事業	博物館の管理運営に要する費用	管理運営	合規性	67

<人権同和教育課>

事業名	概要	枠組み	評価の観点	頁
旧高等学校等進学奨励事業	奨学資金貸付金の償還分のうち国庫分を返還する	その他	合規性	73

第3章 包括外部監査の結果及び意見（要約）

本章は、続く第4章、第5章、第6章にて検討した結果について主なものを要約して記載する。各見出しの右端（P.〇〇）内は、結果が記載されているページを示している。

1. 事業の財務事務等の執行状況について

教育委員会が実施している事業のうち、監査人が「子どもを支援する」事業、「特別支援教育で子どもを支援する」事業及び「教員の資質向上を図り子どもを支援する」事業に分類した合計15事業については、有効性の評価を重点的に判断したため、その結果とその評価にあたってのコメントを記載する。

事業名	本文記載頁	有効性の評価結果	コメント
子どものサポート体制整備事業	28	効果が期待できるが課題もある。	
スクールカウンセラー配置事業	29	効果が期待できるが課題もある。	(1)
スクールソーシャルワーカー実践研究事業	31	調査研究段階であり、評価は控える。課題はある。	
地域ぐるみ学校安全体制推進事業	34	有効であると判断できるが課題もある。	(3)
地域による学校支援モデル事業	35	有効であると判断できるが課題もある。	
理科支援員等実践研究事業	36	短期間の継続性のない事業であるため評価は控える。	
小・中連携英語教育改善調査研究事業	37	短期間の調査研究事業となったため評価は控える。	
かごしま教育ホットライン24	38	一定の効果はみられるが有効であるか判断が困難である。	
ALT活用推進事業	39	有効性を判断する根拠データがなく、評価を控える。	
県立高校学力向上推進プロジェクト	40	有効性は高いと評価する。	
未来を拓くキャリア教育の推進	41	有効性が認められる部分はあるが、そのほかは判断できない。	(5)
定通教育振興奨励事業	43	有効であると判断できる。	
特別支援教育総合推進事業	45	モデル事業として始まったばかりであり、評価を控える。	
特別支援教育就学奨励費事業	46	有効であると判断する。	
ICT活用教育推進アドバイザー派遣事業	48	有効性が認められる部分はあるが、そのほかは課題がある。	(6)

(1) 「スクールカウンセラー配置事業」の有効性の評価についてのコメント（P.29）

いじめや不登校等、児童生徒の問題行動等に関する生徒本人や保護者、教職員等への面接、対応を行うスクールカウンセラー配置事業は、各中学校からの報告によれば有効な事業であると判断できるが、児童心理学や精神医療等の専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の確保が困難であることや、予算上の制約などにより、各教育現場で要求される訪問回数の水準に達していないと思われる。今後人材及び予算の確保を図り短期間のうちに相談体制を充実することが望まれる。

(2) 「子どもサポート体制整備事業」、「スクールカウンセラー配置事業」、及び「スクールソーシャルワーカー実践研究事業」の連携強化について【意見】(P.32)

この3事業はそれぞれに事業の担い手や対象とする問題、そのための対策が異なる。各事業の実績報告書を閲覧すると、子どもに対して有効に機能し成果が見られた例もあり、それぞれに事業として効果があったと確認できるが、まだ実践研究段階であって広く制度として普及・定着していないと思われるものや、他の専門家との連携の必要性を指摘する記述も見られる。

したがって、従事する関係者には、連絡会や情報交換等を通じてそれぞれの事業の内容や目的が相互補完的な関係にある事を十分に理解していただきたい。それはこれらの3事業が予算措置や事業名は個別に設けられているが、運用にあたって各事業が独立して実施されるよりも、事業間の横断的かつ柔軟な対応によって児童生徒の問題に連携して対応することで、さらなる事業成果がもたらされることが期待できるからである。

(3) 「地域ぐるみ学校安全体制推進事業」の有効性の評価についてのコメント(P.34)

平成17年度から本事業が行われて以降、不審者による声かけ件数が減少するなど一定の効果があった事業であると認められる。しかし、続く平成21年度は事業縮小を余儀なくされたことで、不審者による声かけ件数が平成20年度より増加した。スクールガード等養成講習会の開催等を行ったことで、ささいな案件であってもスクールガードに連絡するといった環境が整ったと解釈できる一方で、予算がつかなければスクールガード・リーダーの巡回回数が減少し地域の活動が鈍ってしまうとも解釈できる。

平成22年度からは各市町村への補助事業に変更となるが、県は市町村との連携により子どもの安全対策を行うための適切な予算措置を行うと同時に、地域全体に防犯活動を根付かせることに十分留意して事業を展開し、児童生徒の安全確保を達成していただきたい。

(4) 新規招聘ALTの国内移動旅費の領収書未徴取について【指摘事項】(P.40)

新規に鹿児島県に赴任することが決まったALT(外国語指導助手)が日本に到着後鹿児島に着任するための国内移動旅費については、現在その旅費額の証明証憑たる領収書が入手されていない。現状は手配旅行代理店の請求書のみが支出根拠として保管されているのみである。教育委員会を含めた鹿児島県の取扱いとしては、根拠となる領収書の徴取が原則であるから、ALTの国内赴任旅費についても領収書を徴取し支出手続に貼付しておくべきである。

(5) 「未来を拓くキャリア教育の推進」事業の有効性の評価についてのコメント(P.43)

この事業の目的の一つは、就職支援員の活動によって高校生の就職先がより多く確保されることである。担当者にその成果に聞いてみたところ、「高校生の就職先確保に資する事業である」「就職状況の具体的な成果を示すことは難しい」という回答と、就職支援員の求人開拓件数(1,800件余)を示された。しかし就職支援員の活動の評価は就職決定数で見ると、企業等からの求人結果でまずは見るべきであり、就職支援員が活動したことにより例年に比べ各高校に寄せられる募集企業や業種、求人募集数がどう変化したのかが把握されるべきである。現状では上のように求人開拓件数のみの把握にとどまっているようであり、事業を評価するための情報が採られていないということになる。焦点を絞った評価をするた

めにデータを収集し評価を行うべきである。

(6) 「ICT 活用教育推進アドバイザー派遣事業」の有効性の評価についてのコメント (P.48)

この事業は国の緊急雇用創出事業一つであり、ハローワークを通じて人材を採用することによる雇用の確保であることから、ICT アドバイザーとして雇用が確保された点では有効性があるという評価ができる。ではその ICT アドバイザーが実施した教員への研修の内容であるが、ソフト（表計算、ワープロ、プレゼンテーション）の基本的な操作方法を中心とした内容であり、監査人の率直な感想は、かなり基礎的な操作を学ぶ研修であり教員自身の自学自習で対応できたのではないだろうか、というものである。パソコンの操作は ICT を利用しながら授業を進める機会が増えてくることから当然に修得しておくべき技能であると考えますが、今回のような基礎的な操作については教員自身で修得していただき、その先の実践的な ICT 活用の技術向上の機会に予算を使っていたいただきたいと思います。

(7) 県立高校へ整備されたパソコンの台数について【意見】 (P.72)

県立高校には国の設置方針に従い、各校 1 学級定員の 40 名を基準にして教師用の 2 台を加えた 42 台が配置された。監査人はこの整備台数が多すぎるのではないかと考える。少子化や入学志望者の偏り、入学後の進路変更による退学などにより所定の 40 台が必要でない場合が見られるからである。確かに各高校に定員を満たす学級が一つでもあれば 40 台を設置しなければならないことは理解できる。しかし、中学校卒業者が数百人以上減少する傾向が続くことが予想される中で、整備時点での最大需要に焦点を当てた配置で適切であったのだろうか。これまでの利用実績、生徒数の傾向等から見積りをして数校をまとめた地域単位で必要とされる最低限の台数のみ配置し、年度の替わり目や年度途中で生徒の増減があった際には過不足を各高校間で融通する方法も検討するべきであったと考える。

(8) 「旧高等学校等進学奨励事業」の貸付奨学資金の未回収残が増加していることについて【意見】 (P.74)

本貸付金は地域改善対策特別措置法で規定する対象地域の生徒への奨学金であるが、償還期が到来したものの未償還である金額が毎年増加している。これは、この奨学金が創設当初は給付であったが途中から制度改正によって貸与に変更されたことで、返還に対する意識が希薄なことなどの様々な事情で教育委員会の回収督促業務が困難を伴うためである。平成 21 年度末における償還期到来分は 114 百万円の残高であるが、償還期未到来分の 203 百万円についてもこれまでの傾向からして相当程度の回収の遅れが生じるのではないかと危惧する。教育委員会としてはプライバシーの保護に細心の注意を払うなどの対応を余儀なくされることの苦労は察するものの、関係団体との連携などにより回収に努めることを期待する。

2. 出先機関の財務事務等の執行状況について

錦江湾高等学校

(1) スーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業の取組みについて【意見】（P.79）

3年間のSSHの活動では、思考力の幅、実験の大切さ、科学の社会への貢献、理数への意欲、研究を継続する意欲などの点で生徒の科学に対する態度や意欲が向上しているというアンケート結果があり、一定の教育効果が認められる事業である。しかし進学や就職の実績ではSSH事業での経験が影響した生徒の割合は過半数に満たないこともあり、下記のような課題の克服が望まれる。

- ①高校受験対象者に対するSSH事業の広報と内容の理解を求め、SSH事業への意欲ある入学者を多数確保する。
- ②SSH事業の研究テーマを選定するにあたり、生徒の希望する学部や分野に沿うものであるかを検証するとともに、選択したテーマが生徒の関心や志望動機を維持・向上させることの工夫を継続して行なう。
- ③SSH事業の研究を行うことが生徒の進路選択において有利になる環境づくり（大学の一般推薦入試、指定校推薦枠の拡大、受入先企業の開拓等）を国やその他の関係機関と連携して進める。

鹿児島水産高等学校

(2) 旅費精算の誤り【指摘事項】（P.85）

出張旅費の精算において、利用空港を間違えたまま精算を行うという誤りがあった。これは事務担当者の入力ミスでその後の決裁回議、決裁権限者も気づかなかつたために発生したものである。事務担当者は正確な事務作業を心がけることはもちろんであるが、決裁回議、決裁権限者も支出の適切性、正確性の点検という役割が形骸化しないように留意するべきである。

(3) 水産関連の就職先としてあげたデータについて【意見】（P.87）

進路先データとして水産関連の就職先としてあげた中に、自動車・同附属品製造業（生産技能職）、一般土木建築工事業（一般技術職）、製鉄業（鉄鋼製造）が含まれている。これは「本校の教育課程で履修する科目に関連する業種（職種）」という判断の下での分類であるが、水産に関わる就職先としてかなりの拡大解釈であるとの印象である。水産関連の教育課程で触れた職業へ向かって飛び立つことは喜ばしいという評価もあるが、本校の生徒が選んだ進路がどのようなものであったかの実態を把握する目的のためには、水産関連の範囲を厳密に行うべきである。なぜならば、実習船や実習設備に多額の資金が投入される本校教育の評価にあたり、学校関係者、県民が正確に判断できるように適切な情報が提供されるべきであるからである。

鹿屋農業高等学校

(4) 生産物販売所以外の場所で行なわれる現金の授受の取扱い【意見】 (P.92)

通常生産物販売は、校門横に設けられた生産物販売所において、あらかじめ定められた曜日に教諭が立会いのもと、生徒が当番で担当し、当日の売上代金と出納記録を事務室に提出する決まりになっている。しかし所定の曜日以外での生産物販売や、畜舎や圃場などでの物品と代金の受払いが行われ、現金が長時間教諭の手許に保管されたままの状態になることがある。やむを得ず畜舎や圃場、教室その他所定の場所以外で代金の授受が行われる場合には、紛失盗難等の事故防止のためすみやかに事務室へ引き渡すか事務局が代金の授受を代行するなどの改善が必要である。

(5) ペットボトルの試供品提供について【意見】 (P.93)

生産物販売において試供品を無償で提供する場合があるが、生産物整理票及び物品出納簿の記帳のみでは提供した数量や在庫数量の正確性を裏付ける根拠に乏しい。提供先の受領印を入手するか、試供品試飲者の記録を残すなど外部証拠を入手する必要がある。

霧島高等学校・牧園高等学校・栗野工業高等学校

(6) 学校の統廃合を前提とした効果的な支出について【意見】 (P.108)

栗野工業高等学校は平成 21 年度（平成 22 年 3 月）末をもって閉校となり、同校が有していた図書は統合先である霧島高等学校へ保管転換、湧水町（栗野工業高等学校が所在）へ無償譲渡、あるいは廃棄されたが、無償譲渡あるいは廃棄された図書の中には同年度中において購入したものが散見された。少子化に歯止めがかかる状況が見えない以上、学校の統廃合は今後も生じ続けるのであるからこうした無駄な支出が生じないように、購入時にはその後の継続使用の可能性も十分勘案して選定するべきである。

図書館

(7) 図書館の現状分析について【意見】 (P.119)

図書貸出冊数が増加していることから閲覧室来館者の減少と考え合わせると、1人あたりの貸出冊数が増加していると推定される。熱心に図書貸し出しを利用している県民等がいるものと想像するが、この状況について図書館としてはどのような分析ができるのかと見解を求めたところ、納得できる分析を示してもらうことはできなかった。詳しい分析に至っていない要因は、直接的には現在来館者についてのデータとして人数の情報しか採っていないことにある。県民にとってよりよい県立図書館となるために、県民がどのような図書館を望むのか、現在の図書館利用者はどう評価しているか、どのような利用者像なのかを常に意識し、把握することが必要であると考え。利用者の属性（居住市町村や年齢層、性別等の情報、そして来館目的など）や希望や苦情をアンケート等で定期的に入手することを始めたらよいものとする。

(8) 視聴覚設備（通称スタジオ）の利用実態について【意見】（P.121）

当館 3 階にある視聴覚室は、建設ときに最新鋭の設備を備え付け、長く利用されてきたが、機器設備の陳腐化・老朽化、事業内容の変遷に従い、視聴覚室を利用する事業は現在行なわれていない。スタジオの現状は開架予定のない書籍や過去の新聞などの一時的なバックヤードとして利用されているが、視聴覚機器が備え付けたままの状態であり、改修等を行っても重量設計上、正式な書庫としては利用できないとのことである。つまり書庫スペースが足りない状況が生じつつあるにもかかわらず、使えないスペースが生じている状態である。本設備の有効活用を積極的に検討されたい。

博物館

(9) 報酬支給の根拠となる出勤簿の押印・点検について【指摘事項】（P.128）

任意の月の学芸指導員の出勤簿と報酬支給内訳書を照合したところ、複数の学芸指導員の出勤簿と報酬支給内訳書の内容が不一致であった。不一致の原因は学芸指導員本人が出勤簿へ押印を失念したこと、及びその出勤簿等をもとに報酬計算を行う総務（庶務会計）担当者が十分な点検・確認を行わないまま作業を進めたことによるものである。勤怠の実績に基づく報酬計算が行われていることを担保するためにも点検・確認の基本作業を確実に行う必要がある。

(10) 収納品の利用促進について【意見】（P.129）

博物館の展示スペースが限られていることや、展示企画との兼ね合いで何年も収蔵庫に収納されている物品が多数存在し、金額的に大きなものでも展示の機会に恵まれないものもあるため、収蔵スペースを占拠したままの収蔵品については、積極的に活用していくことを期待したい。また必要がないものに関しては廃棄処分することなどを検討し、展示品の効果的かつ効率的な利用をはかり、博物館のみではなく他の施設をも含めた魅力的な施設の構築を期待したい。

出先機関共通事項

(11) 私費会計の位置付けについて【意見】（P.133）

私費会計とされる各校納金（PTA 会費、生徒会費、進路指導費、後援会費など）の収支は、県の歳入歳出経理を経由する資金（公費）ではないため、県監査委員監査においても対象外となっている。この点は包括外部監査も同じである。しかし学校使用料（授業料）と比較しても相当程度金額の重要性が認められると監査人は判断したので、今回包括外部監査の対象外ではあるが、各校の理解と協力を得て取扱いについて聴取した。

その結果、次のような見直しを図るべき点がある。

①徴収根拠、説明責任の果し方については概ね適切に対応しているが、根拠設定が明文化されていない学校が見られる。

②事務の委託については明確になっていないところが多い。

それぞれ適切に対応するべきである。

私費会計は金額的重要性が高く、処理の正確性と透明性が要求される。これは平成13年3月13日付の各県立学校長宛通知（総務課長通知 鹿教総第458号）「学校における私費会計の適正執行について」に強調されているが「私費は公費と何ら変わらぬ取扱い」を学校現場に求めている点はまったくそのとおりである。通知の趣旨を改めて徹底するとともに、上に述べた点の見直しを行って明確な私費会計の処理を進めることを期待する。

(12) 生徒1人当たりの投下コスト【意見】 (P.136)

学校別の令達額及び生徒一人当たりコストを見ると、職業系の学校に対する令達額合計及び1人当たりのコストはともに多額になっているが専門性を活かした進路を必ずしも選択していないという状況も見られる。これらの学校の教育目標を達成するためにも進路先等の開拓、予算の配分等を検討すべきである。

また高校再編により統合される学校の生徒1人当たりコストが高くなっている。今回の栗野工業での図書購入のような事例もあり、今後高校再編に当たり必要以上の支出がないよう留意されたい。

(13) 委託契約候補者選定理由の不備について【意見】 (P.138)

今回訪問した出先において委託業者候補推薦委員会会議録を閲覧したところ、候補者の選定理由が明確になっていない委託業務が見られる。一般競争入札などであれば応札業者はその企業努力に応じた結果を得る可能性があるが、指名競争入札や随意契約の相見積りによる場合は対象に選定されなければスタートラインに立つことすらできないことになる。学校にとっても業者にとっても重大な影響を及ぼす推薦委員会の会議録に候補者の選定理由が明示されていないと、事務手続の適正性が判断できない。

候補者の選定理由まで記載する必要がある。

3. 人件費について

(1) 義務教育等教員特別手当の見直しについて【意見】 (P.142)

義務教育等教員特別手当は支給率が減額されている状況にあり、この傾向は他都道府県においても同様である。しかしながら当該手当は人材確保法（昭和49年）に基づき措置されたものであり、当時の高度経済成長経済下において優秀な人材の多くが民間に進む状況においては意義があったのかもしれないが、現在のように教員採用が狭き門となっている状況においてもその必要性はあるのであろうか。この手当を現時点においても残しておくべき性格のものであるかについて他都道府県の動向も見極めながら検討する余地はあるものとする。

(2) 勤勉手当の成績率について【意見】 (P.144)

勤勉手当算定式の一要素である成績率については、勤務成績に応じた4つの区分に職員を分類し、各区分に設定された率を用いることとなっているが、現状はほぼ全員が「勤務成績が良好な職員」という区分に分類されている。これは、勤勉手当における成績率については現状では客観的評価基準が完成して

いない状態であるためである。関係者が納得する客観性の高い基準を最初から設定することは困難であるとは想像するが、導入してその後間断なく見直しをしてゆくことも必要であると考え。それは適切な評価が行われることで現場における子どもに対する最大の教育提供者である教職員のモチベーションを高めることができる手段として期待できるからである。

第4章 事業の財務事務等の執行状況について

第2章で検討した枠組みにしたがって教育委員会が執行する事業を組み直し、監査を行う。

1. 子どもを支援する

1. 子どものサポート体制整備事業

(1) 概要

1) 事業内容等

不登校、暴力行為、さらにはいじめ、児童虐待、高校中退への対応等の学校が抱える課題ごとに、未然防止、早期発見、早期対応につながるような効果的な取組について①子どもの状況把握の在り方、②関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方といった観点から各地域で特色ある実践研究を行い、その成果等を県下に普及する。具体的には次の事業を行う。

○不登校対策

総合教育センターに広域支援センターを設置し、5市町の各地域支援センターとネットワークを作り、不登校等の未然防止や早期発見・防止についての効果的なあり方に取り組む。

○ネットいじめ対策リーダー養成

ネットいじめに対応するために各地区や市町村ごとに研修会を実施できるリーダーの育成を行う。

○暴力行為対策

4市にサポートセンターを設置し、暴力行為等の予兆が見られる子どもに対する家庭や関係機関と連携した支援に取り組む。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
				本課執行	令達執行
	15,692	15,160	10,753	9,907	846

主たる内容は、各市への委託料である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 合規性、正確性について

問題となる事項は発見されなかった。

2) 本事業の有効性の評価について

委託先となった各教育委員会からの実施報告書を閲覧すると、不登校生徒の学校復帰や適応指導教室への出席に成果が見られ、不登校対策としてその効果が期待できる事業であると思料する。また課題もあり、実施した9市町のうち、課題提起がない1市を除いた8市町の課題を類型化すると次のようになる。

- ・関係機関との連携強化、つまり連携がまだ十分でないという認識
- ・課題がある家庭へ直接支援・指導をする必要性、つまり家庭へ直接指導をすることが難しい

- ・指導、支援の継続性、つまり対応や改善が単発に終わるケースがあり、再び問題が起きてくるケースがある

これらから読み解ける課題は、

人材：投入できる適任な人員（従事者）が少ない。

資金：投入できる資金が少ない。

連携：問題の芽が小さな段階でのスクールカウンセラーや他の専門家との連携がない、もしくは連携が不足している。

現時点では実践研究段階で、今後人材や予算措置を確保した上で、制度の定着や実践研究の成果を全域に普及することが課題であり、加えてスクールカウンセラー配置事業やスクールソーシャルワーカー実践研究事業との連携が必要と思われ、この点については類似する3事業を総括して 4. 上記3事業の連携強化について（P.32）に記述する。

2. スクールカウンセラー配置事業

（1）概要

1) 事業内容等

いじめや不登校等、児童生徒の問題行動等に対応するため、児童生徒の臨床心理に関して行動に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等をスクールカウンセラー（以下SCとする）として公立中・高等学校に配置し、生徒や保護者の相談や教職員の研修等を通して問題行動等の解決・未然防止を図る。

SCは各中学校に年12～25回（1回あたり3時間）訪問し、不登校、いじめ、友人関係の悩み等で問題を抱える子どもたちと面接を行うとともに、生徒に対応する教職員の指導等を行っている。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
				本課執行	令達執行
	39,830	27,889	28,498	28,498	—

主たる内容は、各市町への委託料である。

（2）監査の結果及び意見

1) 法規性、正確性について

問題となる事項は発見されなかった。

2) 本事業の有効性の評価について

スクールカウンセラーが配置された学校からの報告書（中学校92校）によれば、生徒が抱える問題の状況が見える。（監査人が行った分類集計であり、1校あたり複数の対処すべき行動を記載しているため合計は報告を寄せた学校数を超える。以下本項目では同様）。

対処すべき行動 (件)	不登校・同傾向	人間関係 の不調	暴力、粗暴、深 夜徘徊ほか	学力不足、服装 の乱れ他
		83	29	18

(人間関係の不調には若干数のいじめも含まれる)

このような学校の状況下で SC 配置事業の状況についての各中学校からの評価は明示的な記載がない学校もあるが、全校で「効果あり」と解釈できた。

一方、課題の指摘も多い。中学校 84 校が課題ありとしたがその内容は次のとおりである。

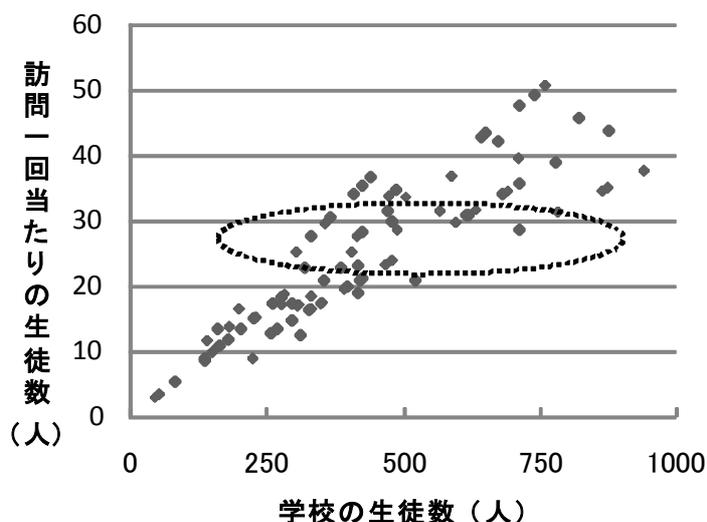
課題 (件)	回数・時間不足、日程に柔軟性がない	他の専門家、支援機関との連携が必要	家庭への積極的なアプローチが必要	不登校生徒への接触が難しい	教員との連携が不足	保護者への PR 不足
	69	6	6	3	7	4

目につくのは SC によるカウンセリング要望に対して応えられていない現状である。

別の視点で SC 配置事業を見てみる。

次の図は、中学校 92 校の生徒数（横軸）と、各学校に配置された SC の訪問一回当たりの対応可能な生徒数（縦軸）の分布図である（黒い点）。

縦軸は SC に相談が必要な生徒数ではなく各校に在籍する生徒数を SC ののべ配置回数で除したものであるから、各校の対処すべき問題の実態（生徒数）を反映したものではない。それをあえて分布図にしてみた。



分布図は生徒数の多い学校ほど、SC が 1 回当たりカウンセリングする可能性がある生徒数が多いという傾向を示している。つまり大規模校ほど SC のカウンセリング機会、時間は少ない可能性があるということを示している。期待される SC の配置は図に示した楕円のように水平に分布する状態ではなかろうか。つまり SC が 1 回の訪問当たりに担当する生徒数が同水準になる配置がまず確保されるべきであるにもかかわらず現状ではそこまでの配置ができていないということを示している。

また、現状では年度当初にスケジュールが決まってしまう、カウンセリング需要に応じた融通が難しいとも聞く。上図の楕円となるよう各校に同水準に一旦配置した上で、学校の実情の応じての臨機応変に配置を融通できることが望ましい。

臨床心理士等の専門家が本県には相対的に少ないという事情や、この SC にかかりつきりになれない専門家としての事情もあるようである。また県の予算にも現状では限界があることも承知している。であるが SC の配置事業が学校現場から強い支持を受けている実績を見るにつけ、数年の短い期間で充実した配置が可能になるように工夫が望まれる。

3. スクールソーシャルワーカー実践研究事業

(1) 概要

1) 事業内容等

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等へ対応するため、社会福祉等の専門家をスクールソーシャルワーカー（以下 SSW とする）として市町村に配置し、福祉等の関係機関との連携により問題行動等の背景にある環境への働きかけを行い、問題行動等の改善を図るために SSW を配置活用することで教育相談体制を整備する。

(1) SSW の配置

①SSW の主な職務内容

- ・問題を抱える児童生徒がおかれた環境への働きかけ
- ・福祉関係等の関係機関・団体とのネットワークの構築、連携・調整
- ・学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ・教職員等への研修活動

②SSW の配置方法

人材は原則として当該市町村で確保し、学校、教育委員会及び適応指導教室へ配置され、配置学校数・配置日数・時間数は教育委員会の計画により決定される。

③SSW の適性

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等を考慮する。

(2) 事業運営協議会

事業関係者による事業の適切な推進やその成果の評価等を行い、調査研究内容を県下に普及する。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	—	36,128	32,584	32,584	—

主たる内容は、各市町への委託料である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 合規性、正確性について

問題となる事項は発見されなかった。

2) 本事業の有効性の評価について

事業実施報告書を閲覧すると、事業実施2年目であり下記のような趣旨の記述が共通して見られた。

- ・SSW活用事業の理解と活用に学校間で温度差が見られる。
- ・保護者へのさらなる周知、関係機関や地域への働きかけを積極的に行う必要がある。
- ・拠点実施校（モデル校）以外の学校との連携を強化していく必要がある。
- ・ケースに応じて福祉、医療、教育、司法等関係機関との連携、役割分担を明確に認識し対応する必要がある。（機関によって温度差や認識に差異がある旨）等々

現段階は文字どおり調査研究段階であり、SSWの適切な配置のあり方や効果的な活用を通じた教育現場での相談体制の充実が今後の課題である。なお子どもや保護者への相談体制を目的とした類似した事業に、先述した「子どものサポート体制整備事業」「スクールカウンセラー配置事業」等がある。制度的には相互に連携し相互補完的に運用されるべき制度と判断される。各々の関連を理解するため3事業の対象や特徴を次で比較検討する。

4. 上記3事業の連携強化について

3事業の今後の課題について【意見】

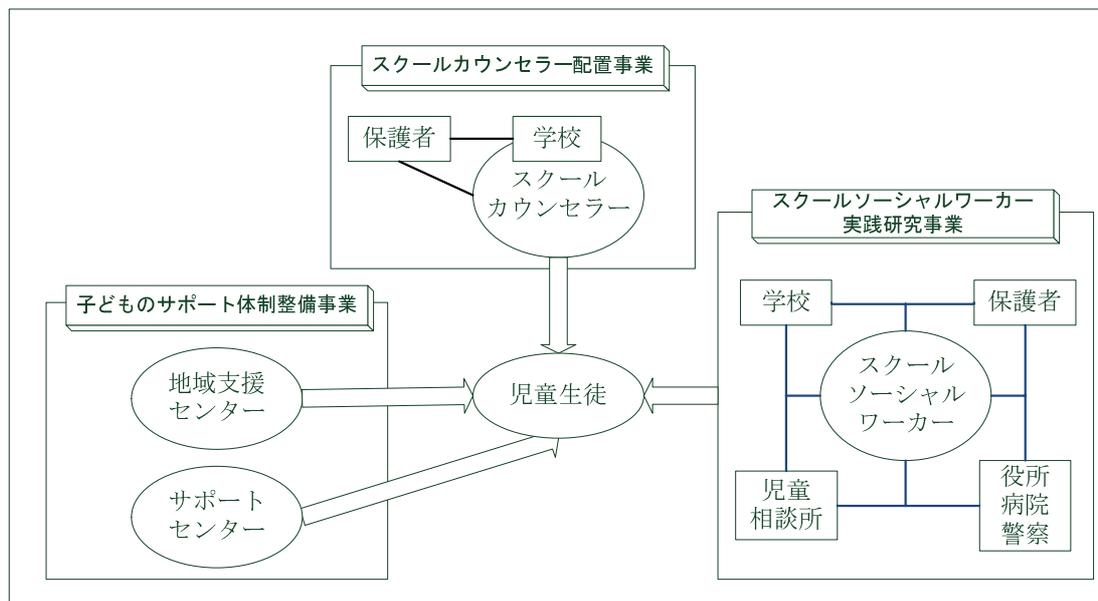
非行や不登校、あるいはいじめ等の子どもの「こころ」に起因する問題の対策は喫緊の課題である。上記3事業はそれぞれに事業の担い手や対象とする問題、そのための対策が異なる。各事業の実績報告書を閲覧すると、子どもに対して有効に機能し成果が見られた例もあり、それぞれに事業として効果があったと確認できるが、まだ実践研究段階であって広く制度として普及定着していないと思われるものや、他の専門家との連携の必要性を指摘する記述も見られる。

したがって、従事する関係者には、連絡会や情報交換等を通じてそれぞれの事業の内容や目的が相互補完的な関係にある事を十分に理解していただきたい。それはこれらの3事業が予算措置や事業名は個別に設けられているが、運用にあたって各事業が独立して実施されるよりも、事業間の横断的かつ柔軟な対応によって児童生徒の問題に連携して対応することで、さらなる事業成果がもたらされることが期待できるからである。

【各事業内容の比較等】

項目	子どものサポート体制整備事業	SC配置事業	SSW実践研究事業
誰が	教員OB等	臨床心理士等	社会福祉士等が取りまとめた関係機関
どこで	地域支援センター サポートセンター	学校	状況に応じて
目的	不登校・暴力行為の問題を抱える児童生徒に対して学習やふれあい活動などを通して再登校できる状態にする。	定期的に児童生徒の各種相談・悩み事に対処することで事前に問題の発生を防止したり解決したりする。	児童生徒のみならず児童生徒を取り巻く環境に問題がある場合、各関係機関の連携を促すことで問題のある状況を改善する。

【各事業の相互補完関係の概念図】



これらの事業はそれぞれとしても効果があった事業である。しかしながら下表を見ると市町によっては予算が配賦されていない。限られた予算の中であることは承知しているが子どもの教育に有効な事業である以上、効果的な予算配分がなされることを期待する。

【各事業の委託先予算配賦実績】

(単位：千円)

	子どものサポート体制整備事業	SC 配置事業	SSW 実践研究事業
鹿児島市	—	9,567	6,600
指宿市	400	722	2,500
枕崎市	—	433	—
南さつま市	—	622	—
南九州市	—	900	2,500
日置市	—	621	2,500
いちき串木野市	—	587	2,500
薩摩川内市	1,876	2,112	—
さつま町	—	211	2,400
阿久根市	—	508	800
出水市	1,941	869	2,500
伊佐市	400	954	2,050
霧島市	2,021	1,502	—
加治木町	—	180	2,500
始良町	400	521	—

	子どものサポート体制整備事業	SC 配置事業	SSW 実践研究事業
蒲生町	—	253	1,500
湧水町	—	268	—
志布志市	400	440	2,500
鹿屋市	—	1,971	—
垂水市	—	351	1,550
肝付町	—	285	—
西之表市	400	234	—
中種子町	—	164	—
南種子町	—	182	—
奄美市	1,657	564	—

5. 地域ぐるみ学校安全体制推進事業

(1) 概要

1) 事業内容等

学校管理下における事件・事故に対して、家庭や地域の関係機関・団体及び地域ボランティア等と連携しながら、地域社会全体で学校の安全確保に取り組む体制を整備し、児童生徒が安心して教育を受けられるよう各種の取り組みを行う。なお、平成 21 年度においては、地域と連携して以下のような取り組みを行った。

①スクールガード・リーダー（地域学校安全指導員）の派遣による学校の巡回指導と評価の実施、スクールガード・リーダーを配置（90 人）

②スクールガード（学校安全ボランティア）等養成講習会の開催（県下 12 地区において 15 回）

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	29,666	29,864	15,867	3,137	12,730

主たる内容は、スクールガード・リーダーに対する報償費である。

平成 20 年度までは全額国庫負担であったが、平成 21 年度は県の負担が 10,630 千円、国庫負担が 5,315 千円である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 合規性、正確性について

問題となる事項は発見されなかった。

2) 本事業の有効性の評価について

本事業は平成 17 年度から開始された事業である。不審者による声かけ件数は平成 18 年度が 212 件、平

成 19 年度が 177 件、平成 20 年度が 128 件と減少しており、一定の効果があつた事業であると認められる。しかし、続く平成 21 年度は国の補助割合の変更から事業縮小を余儀なくされたことで、スクールガード・リーダーの巡回回数が 41 回から 24 回に減少し、不審者による声かけ件数が 165 件と平成 20 年度より増加している。

このことは平成 21 年度までの数年にわたりスクールガード（学校安全ボランティア）等養成講習会の開催等を行ったことで地域の自立的な防犯活動の定着、つまりボランティア活動の定着が図られ、ささいな案件であってもスクールガードに連絡するといった環境が整ったと解釈できる一方で、予算がつかなければスクールガード・リーダーの巡回回数が減少し地域の活動が鈍ってしまうとも解釈できる。

平成 22 年度からは各市町村への補助事業に変更となるが、県は市町村との連携により子どもの安全対策を行うための適切な予算措置を行うと同時に、地域全体に防犯活動を根付かせることに十分留意して事業を展開し、児童生徒の安全確保を達成していただきたい。

6. 地域による学校支援モデル事業

(1) 概要

1) 事業内容等

学習支援活動、部活動指導、環境整備、登下校の安全確保など、地域ぐるみで学校運営を支援する体制を整備する事業である。

実施者	内容
県教育委員会	鹿児島県地域による学校支援モデル事業推進協議会の開催、事業の広報啓発活動の実施、地域コーディネーター養成研修の開催を行う。
市町村教育委員会等	実行委員会を開催し、地域本部による学校支援を実施する。県下 8 市町 24 地域本部において、本事業を実施し、地域ぐるみで学校運営を支援する体制の整備のためにモデル的な役割を果たしている。

各市町村教育委員会の事業費は、以下のように実行委員会等に要した経費と学校支援地域本部に要した経費からなる。(いちき串木野市においては、実行委員会が学校支援地域本部を兼ねている。)

(単位：千円)

	実行委員会等に要した経費		学校支援地域本部に要した経費	
	諸謝金	その他	諸謝金	その他
鹿児島市	—	2,067	17,347	2,945
指宿市	30	188	1,692	378
南さつま市	20	141	482	317
いちき串木野市	1,127	188	—	—
天城町	35	78	1,068	945
始良町	93	86	801	349
和泊町	28	116	288	236
古仁屋中学校	50	21	925	319

この委託金の目的は、学校・家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携及び協力

を推進するための様々な具体的仕組みづくりに必要な経費として支出し、地域全体の教育力の向上を図るものである。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	—	29,659	33,099	33,099	—

主たる内容は、各市町等に対する委託料である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 合規性、正確性について

問題となる事項は発見されなかった。

2) 本事業の有効性の評価について

本事業は平成 20 年度から始まったもので、現時点では研究段階のモデル事業である。各委託先からの実施報告書を閲覧すると、概ね事業の有効性を評価する記述が見られ、以降の実践的な展開が期待される事業であると判断できる。今後広く普及させるにあたって、地域社会が連携して学校教育を支援するという所期の目的を達成するためには、事業として継続させるための予算措置と、学校を取り巻く地域住民の十分な理解とそれに従事する者のモチベーションを維持させるための仕組みや環境づくりが重要になると思われる。

7. 理科支援員等実践研究事業

(1) 概要

1) 事業内容等

小学校 5・6 年生の理科の授業において外部人材を理科支援員・特別講師として活用することにより、観察・実験活動の充実、教員の資質向上を通じて小学校の理科授業の充実を図る。

理科支援員の配置	授業の観察、実験を支援する外部人材の任用
特別講師の派遣	専門性を生かした特別授業を行う外部人材の活用
事業形態	独立行政法人科学技術振興機構（JST）と県教育委員会が委託契約締結の上、県教育委員会が市町村教育委員会に再委託

ただし、平成 24 年度を最後に事業廃止が決定している。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	—	10,211	33,339	—	33,339

主たる内容は、各市町への委託料である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 合規性、正確性について

問題となる事項は発見されなかった。

2) 本事業の有効性の評価について

県の各市町に委託料として支出しており、委託先からは事業実施報告書が提出されている。理科専科教員の配置されていない小規模校や複式学級を有する学校を中心に理科支援員を配置したり、理科の専門性の高い特別講師による授業が行われたりしたことで、児童の学習意欲の向上、理科教室の環境整備、担任教諭の資質向上等に効果があった旨の記述もあるが、人口の少ない市町では適切な人材を見つけることに非常に苦労した旨の記述も多い。JST が外部人材の招聘を前提にしているが、都市部と異なり、過疎地や小規模校の多い本県の場合、適材な人員確保ができるかといった視点からは事業の効果にバラつきが生じる可能性がある。また、政府の事業仕分により、平成 24 年度で事業廃止が決まっており、実践研究事業という性格から言えば、本来継続して制度の改善や定着、未実施校に対する普及などが計画されるべきであるが、現段階では代替的な制度や予算措置は未確定で、一過性の事業であると言わざるを得ない。本年度の調査研究結果を受けた今後の具体的な計画がない状態での打ち切りのようなケースでは、事業の有効性について論じることは適当ではないと判断した。

8. 小・中連携英語教育改善調査研究事業

(1) 概要

1) 事業内容等

小学校における英語教育の適切な開始年次や授業時数の在り方、小学校から中学校の円滑な移行のための方策等、小・中学校における英語教育改善のための実践的な取組を推進し、調査研究を行う。

①実践的な取組を行う中学校及び当該中学校区内の小学校を調査研究学校として指定

②指定された小・中学校の実践

教育課程の工夫により小学校での英語教育の授業時間数確保
英語ノートや独自教材の使用によるコミュニケーション能力の素地及び英語運用能力の育成
小・中学校を見通した英語教育の教育課程作成、交流授業、情報交換
小学校での英語教育を生かした、中学校外国語科の授業の在り方の研究
学識経験者等からなる運営指導委員会の指導、調査研究校相互の交流

③県下の小・中学校へ、調査研究学校の研究成果の普及

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	—	—	9,933	9,933	

主たる内容は、鹿屋市への委託料である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 合規性、正確性について

問題となる事項は発見されなかった。

2) 本事業の有効性の評価について

本事業は指定地域の複数校による英語教育の調査研究事業であるが、調査研究実績報告書を閲覧すると、英語の指導方法や教育ツールについての多様性や創意工夫に成果があり、また学校間の交流や連携による教員の資質向上にも繋がり、一定の効果が見られたとする所見の多い事業である。しかし、当初平成21年度から23年度までの3年間の事業の予定であったが、国の事業仕分けで事業の打ち切りが決まっており、調査研究事業としては実践的な展開に至らない事業である。本年度の調査研究結果を受けた今後の具体的な計画がない状態での打ち切りのようなケースでは、事業の有効性について論じることは適当ではないと判断した。

9. かがしま教育ホットライン24

(1) 概要

1) 事業内容等

いじめ問題等に悩む児童生徒や保護者等が夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できる体制を整備することにより、いじめ問題等の早期対応の充実を図る。昼間(9:00~19:00)の電話相談と来所は総合教育センター、夜間(19:00~9:00)の電話相談は本庁で対応する。過去3年間の実績は以下のとおりである。

	電話			来所
	24時間合計	昼間 (9:00~ 19:00)	夜間 (19:00~ 9:00)	平日 8:30~17:00 (対応者：所員4名、 教育相談員2名)
平成19年度	1,968回	1,355回	613回	151回
平成20年度	2,051回	1,289回	762回	132回
平成21年度	1,664回	995回	669回	118回

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
				本課執行	令達執行
	23,789	23,750	23,746	17,435	6,311

主たる内容は、相談員に対する報酬・報償費である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 合規性、正確性について

問題となる事項は発見されなかった。

2) 本事業の有効性の評価について

事業内容等の欄に記載している相談件数を見ると、電話、来所とも減少傾向にある。しかし件数の推移をもって、本事業が相談者の問題解決に貢献したから相談件数が減少したのか、あるいは逆に相談者が期待する効果が得られないため減少したのか、はっきりしない。単なる広報不足による結果である可能性もある。

一方、下表は相談内容及び相談者の構成を分析した資料である。このように多種多様な相談内容に対応しており、また相談者も幅広い層にわたっていることから、一定レベルの有効性の認められる事業と評価できる。

相談内容別内訳			相談者別内訳		
項目	平成 20 年度	平成 21 年度	項目	平成 20 年度	平成 21 年度
不登校	20% (12%)	17% (7%)	小学生	2% (3%)	4% (3%)
家庭教育	13% (5%)	11% (8%)	中学生	3% (4%)	3% (4%)
学業・進路	8% (6%)	9% (5%)	高校生	6% (13%)	5% (7%)
学校対応	11% (8%)	9% (6%)	保護者	71% (58%)	66% (55%)
交友関係	6% (5%)	8% (8%)	その他(※)	18% (22%)	22% (31%)
いじめ	5% (9%)	4% (6%)	※教職員、一般者		
その他(※)	37% (55%)	42% (60%)	()は夜間		

※親子関係、性格、精神的不安等

今後事業の周知や広報に努め、所期の目的を達成できるよう積極的な取り組みを願いたい。

併せて、先に述べた「子どものサポート体制整備事業」「SC 配置事業」「SSW 実践研究事業」などの事業との情報交換や連携により相談内容の解決を図っていただきたい。

10. ALT活用推進事業

(1) 概要

1) 事業内容等

JET プログラムの一つである外国語指導助手 (ALT) を小学校・中学校や高等学校で語学指導に配置することにより、外国語教育の充実を図る。

- ①県立学校等を訪問して指導 (授業、英語担当教員対象の研修、部活動他)
- ②現職研修の援助
- ③指導主事に対する語学的情報の提供等
- ④教材作成の援助
- ⑤外国語コンテストの審査、地域における国際協力活動への協力

JET プログラム

「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme) の略称で、外国語教育の充実と地域レベルの国際交流の進展を図ることを通し、わが国と諸外国との相互理解の増進とわが国の地域の国際化の推進に資することを目的として、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) の協力の下に実施している。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	197,195	194,567	191,195	61,185	130,010

主たる内容は、ALT に対する報酬・共済費、旅費である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 合規性、正確性について

以下の点を除き問題となる事項は発見されなかった。

新規招聘 ALT の国内移動旅費の領収書未徴取について【指摘事項】

新規に鹿児島県に赴任することが決まった ALT が日本に到着後鹿児島に着任するための国内移動旅費については、現在その旅費額の証明証憑たる領収書が入手されていない。現状は手配旅行代理店の請求書のみが支出根拠として保管されているのみである。

教育委員会を含めた鹿児島県の取扱いとしては、根拠となる領収書の徴取が原則である。よって ALT の国内赴任旅費についても領収書を徴取し支出手続に貼付しておくべきである。

なお平成 22 年度からは徴取している。

2) 本事業の有効性の評価について

教育委員会からの説明を受ける限りにおいては有効性がある事業と推定できるものの、監査人が客観的と判断できるデータ、資料に基づく確認ができなかった。

1 1. 県立高校学力向上推進総合プラン・県立高校学力向上推進プロジェクト

(1) 概要

1) 事業内容等

県立高校において、教員の教科指導や進路指導における指導力の向上を図るとともに、生徒の学ぶ意欲の向上に向けた取組を進め、進学や就職に対応できる学力を育成することを目的として、以下のような事業を行う。

- ・学力向上推進委員の研修・研究
- ・「夏トライ！グレード・アップ・ゼミ」の開催
- ・小中高連携による教科研究及び公開授業の開催

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
推進総合 プラン	7,561	—	—		
推進プロ ジェクト	—	6,353	6,486	3,446	3,039

主たる内容は、教員に対する交通費である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 法規性、正確性について

問題となる事項は発見されなかった。

2) 本事業の有効性の評価について

平成 21 年 8 月 6 日～9 日において、県内の公立高校 2 年生を対象に鹿児島中央高校、鹿児島大学において開催された「夏トライ！グレード・アップ・ゼミ」(参加生徒数 308 人 (24 校)、参観教職員数 107 人)における参加教員、生徒のアンケート結果を以下に紹介する。

教員	<ul style="list-style-type: none">○小規模の学校では同じ教科、科目の職員が少ないので、このような機会に他校の先生の授業を参観でき、参考になった。今後に生かしたい。○板書、説明の仕方など色々な工夫があり、参考になった。○熱心な授業に生徒が集中してやる気が感じられて良かった。○他校の生徒と切磋琢磨している姿は、他の生徒にも見せてあげたいと感じた。
生徒	<ul style="list-style-type: none">○最初は不安だったが色々な学校の人たちと勉強できて良かった。また、先生方の授業も分かりやすかったので、とても充実した 4 日間を過ごすことができた。○島外の生徒と一緒に勉強をして、他校の生徒は既に受験勉強を始めていたので、自分との認識の違いを実感した。部活と学習の両立ができるように頑張りたい。○自分はこの雰囲気をつかむために興味半分で来たが、周りの人たちの意志の強さに圧倒され、自分を変えるいい機会になった。4 日間ありがとうございました。○すごくやりがいがあった、充実した 4 日間でした。学校外の友達もできて楽しかったです。何より先生方の意気込みがやる気になりました。頑張ります。

有効性という観点で捉えた場合、教員に対する交通費を主として 6 百万円が支出されたのみで、参加した教員・生徒 4 百人の多くがアンケート内容のような感想、刺激を受けたのであれば非常に効果が高い事業であると言える。当該事業は国の補助金がないことを考えると、国から画一的に内容が定められて補助金が助成される事業と違って、雰囲気や需要を敏感に感じ取ることができる現場主体の事業の方が達成される有効性は高いことを物語る好例であると言える。アンケート内容を読む限りにおいては、当該事業の最大の効果は「他校の生徒、教員という異なる環境にある者と接したことによる気付、発見」にあると考えられるところであり、参加者数を見れば潜在的な希望者はまだ多く存在している可能性もあるであろうから、事業拡大によって輪を広げることでより高い効果の達成を目指すことも検討する価値はあると思われる。

1 2. 未来を拓くキャリア教育の推進

(1) 概要

1) 事業内容等

生徒が主体的に自己の進路を選択・決定するなど、社会人・職業人として自立してゆくことができるようにするために、企業の管理職経験者等をキャリアコーディネータとして拠点となる県立高校 7 校に、

また、求人開拓等を目的に就職支援員として県立高校 12 校に配置する。キャリアコーディネータ配置校 7 校（兼務校 63 校）、就職支援員配置校 12 校（兼務校 25 校）は次のとおり。

キャリアコーディネータ

地区	配置校	兼務校
鹿児島	鹿児島西	鹿児島南、甲陵、鹿児島工業、開陽、鹿児島東、松陽、鶴丸、甲南、鹿児島中央、錦江湾、武岡台
南薩	加世田常潤	市来農芸、薩南工業、鹿児島水産、枕崎、穎娃、吹上、山川、指宿、加世田、川辺、伊集院
北薩	川内商工	野田女子、薩摩中央、鶴翔、出水工業、川薩清修館、串木野、川内、出水
始良・伊佐	加治木工業	伊佐農林、福山、隼人工業、栗野工業、牧園、蒲生、霧島、大口、加治木、国分
大隅	串良商業	垂水、南大隅、岩川、末吉、有明、鹿屋農業、鹿屋工業、財部、志布志、高山、鹿屋
熊毛	種子島	中種子、種子島中央、屋久島、南種子
大島	奄美	大島北、大島工業、大島、古仁屋、与論、喜界、徳之島、沖永良部

就職支援員

地区	配置校	兼務校
鹿児島	鹿児島東	甲陵、開陽、鹿児島南
指宿	穎娃	山川、鹿児島水産
南薩	南薩工業	枕崎、吹上
出水	野田女子	鶴翔、出水
伊佐	伊佐農林	大口、栗野工業
始良	隼人工業	蒲生、牧園
北薩	川薩清修館	薩摩中央、市来農芸、串木野
曾於	末吉	財部、岩川、福山
大隅	鹿屋農業	鹿屋工業、垂水、南大隅
熊毛	中種子	南種子
大島	大島北	喜界
	大島工業	古仁屋

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	8,162	8,111	22,842	29	22,813

主たる内容は、キャリアコーディネータ、就職支援員に対する報酬である。

平成 21 年度歳出額の増加理由は、この年度より就職支援員が配置されたことによるものである。

(2) 監査の結果及び意見

1) 合規性、正確性について

問題となる事項は発見されなかった。

2) 本事業の有効性の評価について

この事業には二つの目的がある。

一つはこの事業が国の緊急雇用創出事業としてハローワークを通じて人材を採用することによる雇用の確保である。この点では本事業が実施されたことにより達成されたことになる。

もう一つの目的は就職支援員の活動によって、高校生の就職先がより多く確保されることである。この事業の達成状況、有効性の評価について本課担当者、高校担当者に聴取したところ「高校生の就職先確保に資する事業である」「就職状況の具体的な成果を示すことは難しい」ともっともな回答と、就職支援員の求人開拓件数(1,800件余)を示された。就職決定に結実すれば申し分ないのであるが、厳しい就職環境下では容易なことではないことからこのような就職実績を意識した回答になったものとする。しかし就職支援員の活動の評価は就職決定数で見ると、企業等からの求人結果でまずは見るべきである。すなわち、就職支援員が活動したことにより例年に比べ各高校に寄せられる募集企業や業種、求人募集数がどう変化したのかが把握されるべきである。現状では上のように求人開拓件数のみの把握にとどまっているようであり、事業を評価するための情報が採られていないということになる。焦点を絞った評価をするためにデータを収集し評価を行うべきである。

1.3. 定通教育振興奨励事業

(1) 概要

1) 事業内容等

高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する有職等生徒に対して教科書及び学習書を給付したり、定時制及び通信制課程に在学する勤労青少年の修学を促進し教育の機会均等を拡充するため、修学資金を貸与したりする。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	5,899	8,043	6,311	1,962	4,348

主たる内容は、教科書及び学習書代、貸与修学資金である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 合規性、正確性について

令達先である開陽高校を選んで往査を行った。結果については第5章 出先機関の財務事務等の執行状況について(以下本章において出先編とする)開陽高校の頁を参照されたい。

2) 本事業の有効性の評価について

対象となる有職等生徒の求めに応じて適切に実施されており、教育の機会を広く与えている事業である

と判断でき、有効性があると判断した。

II. 特別支援教育で子どもを支援する

現在の特別支援教育の概念は、従来の障害別の学校区分や小・中学校の特殊学級（いわゆる「なかよし学級」）等の特殊教育から、通常の学級に在籍する学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症などの児童生徒に対する特別な教育的支援も含めた教育へとその範囲が拡大している。

本県における特別支援教育に関する推進施策は、県教育振興基本計画に詳述されているが、主に以下の4項目を掲げている。

- ・障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識による適切な就学の推進
- ・小中学校に在籍する障害のある幼児児童生徒に対する指導・支援体制の整備
- ・地域のセンター的機能の発揮や施設設備の整備などによる特別支援学校の充実
- ・鹿児島盲学校、鹿児島聾学校、鹿児島養護学校や高等特別支援学校の整備

これらの施策について、平成21年度では次の事業名で予算措置がとられている。なお学校移転に伴う建設費予算の執行は今回の監査では対象としていない。

1. 特別支援教育総合推進事業

(1) 概要

1) 事業内容等

障害のある児童生徒や保護者の多様なニーズに対応し、特別支援教育を円滑に推進するため、以下のような事業を展開し、社会の要請に資することを目的とする。

①地域支援ネットワーク推進員の配置

幼児児童生徒の発達障害等に関し、専門的な知識を有する地域支援ネットワーク推進員を教育事務所に配置し、特別支援教育の充実を図る。

設置目的	特別支援教育のサポートの必要がある生徒児童について、市町村レベルの支援ネットワークづくりを推進するために、地域関係機関と連携し、支援をスムーズに繋いでいく役割を果たすキーマンとして「地域支援ネットワーク推進員」を各教育事務所に配置する。
設置状況	平成21年度では鹿児島、南薩、北薩、始良・伊佐、大隅、熊毛、大島の各教育事務所に各1名の計7名配置

②特別支援教育施設整備検討委員会

高等特別支援学校や鹿児島聾学校の整備等を検討するため特別支援教育施設整備検討委員会を設置する。

③県障害児就学指導委員会

医学、心理、教育等の各専門家による県就学指導委員会を設置し、特別支援学校対象児童生徒への就学の判断等を行う。

④巡回教育相談

医学、心理、教育等の各専門家が、障害児の教育相談会及び就学指導研究協議会等に参加し、各教育委員会の就学指導体制の充実を図る。

⑤定期的教育相談

盲学校において、視覚障害児等及びその保護者に対して、定期的な早期教育相談、療育を行い、適切な就学指導を推進する。

⑥盲学校生徒派遣

九州地区盲学校音楽大会、弁論大会等に生徒を派遣し、視覚障害教育の振興を図る。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	—	—	7,654	294	7,360

主たる内容は、推進員や専門家等に対する報償費・旅費である。

平成 21 年度に開始した事業であるため平成 21 年度から歳出が発生している。

(2) 監査の結果及び意見

①の事業について監査を行った。

1) 合規性、正確性について

問題となる事項は発見されなかった。

令達先である南薩教育事務所を選んで往査を行った。結果については出先編南薩教育事務所の頁を参照されたい。

2) 本事業の有効性の評価について

①の事業はまだ緒についたばかりであり、まだモデル事業の段階である。教育事務所が事務局を務める特別支援連絡協議会を広く、各市町村レベルに展開させ各市町村単位でネットワーク推進員の増員が図れることが望ましい。今後の事業の拡大に期待したい。

2. 特別支援教育就学奨励費事業

(1) 概要

1) 事業内容等

教育の機会均等の趣旨に則りかつ特別支援学校への就学の特殊事情に鑑み保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費について、その一部又は全部を負担又は補助することで特別支援教育の普及奨励を図る。

特別支援学校児童生徒の就学奨励費は次のようなものである。

対象	内容等
教科用図書購入費	高等部のみ実費支給
学校給食費	完全給食（月～金曜日）に1食あたり定額を支給
交通費	通学費、帰省費、職場実習費（中、高等部）、交流学习費…実費支給
寄宿舍居住に伴う経費	寝具・日用品等購入費…年定額 食費（間食を含む）…1,004 円／日

修学旅行費	修学旅行費・宿泊生活訓練費・校外活動費・職場実習宿泊費…実費支給(付添人含む)
学用品購入費	幼・小・中・高等部…8,280円～30,810円/年
拡大教材費	弱視の児童生徒が使用する拡大教材の購入費…10,000円/冊まで
通学用品購入費	小・中・高等部…2,170円以内の実費
新入学児童生徒学用品費	小・中・高等部(入学時のみ)…19,900円～22,900円以内の実費

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
				本課執行	令達執行
	169,530	209,780	199,874	—	199,874

主たる内容は、特別支援学校児童生徒の就学奨励費である。

平成19年度は盲ろう養護学校費として支出されている。

(2) 監査の結果及び意見

1) 合規性、正確性について

令達先である武岡台養護学校を選んで往査を行った。結果については出先編武岡台養護学校の頁を参照されたい。

2) 本事業の有効性の評価について

対象となる特別支援学校児童生徒及び保護者の経済的負担の軽減を図るという目的に合致しており、教育の機会を広く与えている事業であると判断でき、有効性があると判断した。

III. 教員の資質向上を図り子どもを支援する

1. ICT活用教育推進アドバイザー派遣事業

(1) 概要

1) 事業内容等

すべての教員が ICT を活用した学習指導等を行う技術を習得するよう ICT アドバイザーを県立学校に派遣し、授業改善等のための職員研修や ICT 教材活用などの支援を行う。

①88校すべての県立学校に年12回、ICTアドバイザーを派遣する。

②ICTアドバイザーは授業改善等のための職員研修や ICT 教材活用などの支援を行う。

③教員は「授業中に ICT を活用して指導する能力」を向上させ、生徒の学力向上を目指す。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	本課執行	令達執行
	—	—	19,891	19,891	—

主たる内容は、ICTアドバイザーへの業務委託料である。

(2) 監査の結果及び意見

1) 合规性、正確性について

問題となる事項は発見されなかった。

2) 本事業の有効性の評価について

この事業は国の緊急雇用創出事業一つでありハローワークを通じて人材を採用することによる雇用の確保であることから、ICTアドバイザーとして雇用が確保された点では有効性があるという評価ができる。ではその ICT アドバイザーが実施した教員への研修の内容であるが、委託を受けた業者からの報告書を見ると、実施した研修はパソコンソフト（表計算、ワープロ、プレゼンテーション）の基本的な操作方法を中心とした内容であった。監査人の率直な感想は、かなり基礎的な操作を学ぶ研修であり教員自身の自学自習で対応できたのではないだろうか、というものである。

パソコンの操作は ICT を利用しながら授業を進める機会が増えてくることから当然に修得しておくべき技能であると考えますが、今回のような基礎的な操作については教員自身で修得していただき、その先の実践的な ICT 活用の技術向上の機会に予算を使っていただきたいと思う。

IV. 社会教育文化で大人を支援する

1. 健やかスポーツ100日運動推進事業

(1) 概要

1) 事業内容等

県民のスポーツ活動への参加意欲を喚起し、1年のうちに100日はスポーツ・レクリエーション活動に親しむことを目的として「健やかスポーツ100日運動」を展開することにより健やかスポーツライフの実現を図ることを目的としている。

そこで県民が主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことを目指して平成13年度から「健やかスポーツ100日運動」を推進しており、こどもの日、体育の日に県体育施設を無料開放するなど県民のスポーツ活動への参加を喚起している。

また学校教育活動に支障のない範囲で県立学校70校（平成21年度）の学校体育施設を開放し、県民のスポーツの日常化を図っている。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
				本課執行	令達執行
	16,849	12,962	12,052	2,296	9,756

主たる内容は、水光熱費、施設の修繕料、体育施設等の管理などの指導にあたる管理指導員への謝金である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

2. 社会体育団体育成事業

(1) 概要

1) 事業内容等

本県のスポーツ振興を図り、県民の体力向上とスポーツの普及・奨励及び指導者の養成、選手強化・組織育成等の事業を遂行することを目的として、社会体育関係団体である財団法人鹿児島県体育協会の運営費及び事業等に補助を行っている。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
				本課執行	令達執行
	13,224	12,974	12,641	12,641	—

主たる内容は、同協会への管理運営費補助金である。

同協会への補助金は主として協会の理事、職員人件費を対象としている。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

3. 国民体育大会等補助事業

(1) 概要

1) 事業内容等

広く国民の間にスポーツを普及し、国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与し、国民生活を明るく豊かにしようとする国民体育大会に本県選手を派遣する。平成 21 年度においては長崎県で開催された国体九州ブロック大会、新潟県で開催された本大会、北海道で開催された冬季大会へ選手等を派遣するとともに伊佐地区において県民体育大会を開催した。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	128,158	77,968	133,759	133,759	—

全額が、財団法人鹿児島県体育協会に対する業務委託料である。金額は国体開催地に応じて変動する。

委託内容	内訳 (千円)	大会名	実績等
国体等の参加	122,773	国体第 29 回九州ブロック大会夏季・秋季・冬季大会（長崎県） 第 64 回国民体育大会本大会（新潟県） 第 65 回国民体育大会冬季大会（北海道）	国体への派遣 37 競技 選手・役員 468 人
県体の運営	10,986	第 63 回県民体育大会（伊佐地区）	県体への参加者 6,239 人

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

4. 競技スポーツ強化対策事業

(1) 概要

1) 事業内容等

選手強化のための合宿、指導者の養成、スポーツ医・科学対策などの事業を実施し、本県の競技力の向上を図る。平成 21 年度は「第 2 期競技力向上 5 カ年計画」の 4 年目として競技団体や関係団体などと連携を図りながら競技力向上に努めた。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	90,000	85,000	85,000	85,000	—

全額が、財団法人鹿児島県体育協会に対する補助金である。

以下は同協会から提出された報告書に記載された支出額の内訳である。

費目	支出額（千円）	内 容
1.強化対策本部費	1,847	競技力向上委員会、諸会議等運営費
2.選手強化対策費	79,700	県外強化合宿、各種大会派遣補助
3.指導者対策費	1,313	講師招聘、研修会参加等補助
4.スポーツ医・科学対策費	1,298	スポーツドクター、ドーピング教育等
5.競技用具整備費	840	未普及・特殊競技用具購入補助等
合計	85,000	

（２） 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

今後、本県と同協会が協力し本県の競技力を向上させていくことを期待したい。

なお平成 32 年に本県で開催が予定されている国民体育大会の開催にあたっては、他の都道府県で見られるような天皇杯、皇后杯の獲得のために開催県が選手強化や大会運営、施設の新設に必要以上のお金を投入することがないように留意すべきである。

選手強化については他県で問題とされている、成年選手の参加資格に疑念をもたれるような例（たとえば居住実績がない選手を出場させる）について考慮すべきであるし、平成 22 年度の全国高校駅伝大会において優勝した鹿児島実業高等学校のメンバーが本県出身者のみで構成されていたことが全国的にも賞賛されたことに鑑みても、他県の有力選手を招聘してまで天皇杯、皇后杯の獲得を目指す意義及び必要以上の費用が発生しないかについても考慮すべきである。

また、国体開催にあたっては施設の新設、改修等に多額の費用がかかることも予想されるがこれについてもその必要性や今後の利用可能性、維持管理費用の負担まで考慮するとともに、他の開催県で利用した備品等を本県でも利用することを検討し、必要以上の支出がないように努める必要がある。

5. 地域スポーツ人材の活用実践支援事業

（１） 概要

1) 事業内容等

小学校体育授業及び中・高等学校運動部の活性化を図り、望ましい体育授業及び運動部活動の運営に資するとともに、体力の向上を目指すため、地域の優れたスポーツ指導者を学校の求めに応じて派遣する。外部指導員の派遣実績は次のとおりである。

派遣内容	実績等
体育授業	小学校 31 校
運動部活動	中学校 40 校 57 クラブ・高校 35 校 58 クラブ

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	—	9,019	17,769	4,038	13,731

主たる内容は、地域スポーツ人材活用育成検討委員会委員の報償費・旅費、外部指導者養成講習会出席旅費、外部指導者報償費等である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

6. 中学校武道等地域連携推進事業

(1) 概要

1) 事業内容等

平成 24 年度から完全実施となる中学校新学習指導要領において、必修となる武道・ダンスの授業を円滑に実施できるよう地域の指導者などの協力を得て、学校における武道等の充実を図る。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	—	—	13,201	12,540	661

主たる内容は、中学校武道等地域連携推進事業協力者会議委員への報償費・旅費、武道・ダンス指導者研修会講師旅費・謝金、実践校訪問等に当たっての旅費等、武道関係備品購入費等である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

7. 競技力向上環境整備事業

(1) 概要

1) 事業内容等

国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、平成 22 年度開催の国体九州ブロック大会に必要な用具を整備した。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	—	—	18,055	1,182	16,872

主たる内容は、総合体育センター及び県立高校 8 校が整備した水球、空手、馬術等に使用する備品である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

8. 文化財保護事業助成

(1) 概要

1) 事業内容等

国、県の指定文化財について市町村等が行う保護事業に対して助成を行い、文化財の保存活用を図る事業である。

平成 21 年度は、①鹿児島県指定文化財保護事業 11 件、②国指定文化財等事業 31 件に対する補助金の交付等を行った。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	21,273	21,088	28,341	28,341	—

主たる内容は、以下の補助金である。

① 鹿児島県指定文化財保護事業費補助金の交付内容

種別	総事業費	うち県補助金
有形文化財 3 件	2,878	1,097
無形文化財 3 件	936	450
無形民俗文化財 2 件	600	300
史跡 3 件	3,740	1,624
計 11 件	8,154	3,471

② 国指定文化財等事業費補助金の交付内容

事業名	総事業費	うち県補助金
霧島神宮保存修理事業	30,000	3,000
旧鹿児島紡績所技師館緊急防災 性能強化事業	57,474	5,747
鹿児島県のツル及びその渡来地 天然記念物食害対策事業	54,240	5,424
その他 28 件	211,741	10,099
合計	353,455	24,270

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

9. 埋蔵文化財の調査

(1) 概要

1) 事業内容等

南九州西回り自動車道建設事業、東九州自動車道建設事業、川内川激甚災害対策特別緊急事業等について発掘調査を実施し、埋蔵文化財の記録保存とともに諸開発事業との調整を図る事業である。

平成 21 年度の主要な調査対象は巻末資料に埋蔵文化財センターの事業実績として記載している。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	519,308	724,514	814,751	2,000	812,751

主たる内容は発掘現場で発掘作業に従事する臨時職員（発掘調査作業員）の賃金、及びセンター内で整理作業に従事する臨時職員（整理作業員）の賃金である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である埋蔵文化財センターを選んで往査を行った。結果については出先編埋蔵文化財センターの頁を参照されたい。

V. 支援する仕組みの管理運営を行う

1. 教育委員会運営費

(1) 概要

1) 事業内容等

- ①教育委員会の権限に属する事務事業に関する調査研究及び月1回の定例会、臨時に招集される臨時会において本県の教育行政にかかる重要案件の審議を行う。教育委員の報酬、教育委員会の開催費用、各種会議等への出席のための旅費より構成される。
- ②諸教育活動において顕著な成果を収めた幼児・児童・生徒の栄誉をたたえ本県教育の一層の振興・充実に努める。本県の公立学校の（園）の幼児・児童・生徒を対象に、教育・文化・スポーツ等の分野において顕著な成果を収めた個人・団体を表彰する。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	13,142	12,746	12,348	12,348	—

主たる内容は、教育委員に対する報酬である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

2. 事務局運営費

(1) 概要

1) 事業内容等

本県教育行政の充実・振興を図るために教育委員会事務局の運営を行う。教育委員会事務局では主に次の業務を行う。

- ①各種会議等への出席、公益法人等の指導や教育委員会の事務の点検評価
- ②教育委員会事務局等職員の研修や人事異動等
- ③学芸専門員を設置して鹿児島県教育委員会関係資料の整備編集

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	28,292	28,808	25,031	14,670	10,360

主たる内容は、移動旅費及び学芸専門員の報酬である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

3. 教育事務所運営費

(1) 概要

1) 事業内容等

12カ所の教育事務所（支所）の運営をとおして本県教育行政の充実振興を図る。教育事務所においては管内小中学校、社会教育活動、保健体育活動を支援・指導する。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	本課執行	令達執行
	28,070	27,846	32,877	18	32,858

主たる内容は、電話代、水道光熱費等である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である南薩教育事務所を選んで往査を行った。結果については出先編南薩教育事務所の頁を参照されたい。

4. 福利厚生事業運営費

(1) 概要

1) 事業内容等

鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規定に基づき、事務局等職員の健康管理のため定期健康診断を実施し、健康の保持増進を図る。また恩給受給者へ各種、改定通知を行い、円滑な恩給裁定・改定及び支払事務を図る。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	本課執行	令達執行
	33,174	29,717	27,858	27,594	263

主たる内容は、事務局等職員の人間ドック実施委託費用である。委託先は公立学校共済組合鹿児島支部である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

5. 県立学校管理運営費

(1) 概要

1) 事業内容等

県立学校 89 校の管理運営の充実と教育水準の向上に資するため、県立学校の日常的な管理運営を行い、施設・設備の維持管理や教材品・消耗品等の購入を行う。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	4,041	5,770	97,190	88,214	8,975

平成 21 年度の主たる内容は、地上デジタル放送開始に備えてのテレビ購入費用であり、地域活性化・生活対策臨時基金（繰入金）を充当している。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

6. 全日制高等学校管理運営費

(1) 概要

1) 事業内容等

全日制高等学校 71 校における管理運営に要する費用である。各校に令達されて執行される。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	1,824,230	1,760,659	1,713,422	18,015	1,695,406

主たる内容は、各高校における水道光熱費、補修工事等の修繕費、施設管理業務委託費用、備品購入費等である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である錦江湾高校、鹿児島水産高校、鹿屋農業高校、開陽高校、霧島高校・牧園高校・栗野工業高校を選んで往査を行った。結果については出先編各高校の頁を参照されたい。

7. 定時制高等学校管理運営費

(1) 概要

1) 事業内容等

定時制高等学校 2 校（開陽高校、奄美高校）における管理運営に要する費用である。各校に令達されて執行される。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	16,179	15,340	13,957	—	13,957

主たる内容は、各高校における光熱水費、備品購入費等である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である開陽高校を選んで往査を行った。結果については出先編開陽高校の頁を参照されたい。

8. 農業経営者寮管理運営費

(1) 概要

1) 事業内容等

農業経営者育成高等学校の教育目標の一環である寄宿舍教育の充実を図るため、農業経営者育成高校の指定を受けた市来農芸高校寄宿舍（双葉寮）と鹿屋農業高校寄宿舍（責善寮）の運営を行う。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	38,785	40,713	40,418	5,880	34,537

主たる内容は寄宿舍の給食調理業務、寄宿舍指導業務にかかる委託費用である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である鹿屋農業高校を選んで往査を行った。結果については出先編鹿屋農業高校の頁を参照されたい。

9. 通信制高等学校管理運営費

(1) 概要

1) 事業内容等

通信制高等学校 1 校（開陽高校）における管理運営に要する費用である。開陽高校に令達されて執行される。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	14,487	14,553	12,616	—	12,616

主たる内容は、用紙等の消耗品費である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である開陽高校を選んで往査を行った。結果については出先編開陽高校の頁を参照されたい。

10. 実習船運営費

(1) 概要

1) 事業内容等

産業教育の振興を図るため、教育課程に基づく乗船実習を行い、水産業に必要な知識・技能及び態度を習得させる。具体的には、鹿児島水産高校の生徒が実習船に乗り、ハワイ沖や鹿児島近海で漁業実習を行うために必要な経費及び実習船の維持管理を行う。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	427,215	380,698	365,082	158,441	206,640

主たる内容は船舶の維持管理費や補修工事等の修繕費である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である鹿児島水産高校を選んで往査を行った。結果については出先編鹿児島水産高校の頁を参照されたい。

11. 特別支援学校管理運営費

(1) 概要

1) 事業内容等

特別支援学校 15 校の管理運営費である。教材備品等及び特別支援教育に必要な設備の整備を行うことを目的とする。

平成 22 年 4 月 1 日現在の県立特別支援学校の設置状況は下表のとおりである。

設置地区	学校名	対象となる障害	高等部	中学部	小学部	幼稚部
鹿児島市	鹿児島盲学校	視覚障害	○	○	○	
	鹿児島聾学校	聴覚障害	○	○	○	○
	武岡台養護学校	知的障害	○	○	○	
	鹿児島養護学校	肢体不自由	○	○	○	
	桜丘養護学校	肢体不自由・知的障害		○	○	
	皆与志養護学校	肢体不自由		○	○	
揖宿地区	指宿養護学校	病弱、知的障害、肢体不自由	○	○	○	
日置地区	南薩養護学校	知的障害、肢体不自由	○	○	○	
	串木野養護学校	知的障害、肢体不自由	○	○	○	

設置地区	学校名	対象となる障害	高等部	中学部	小学部	幼稚部
出水地区	出水養護学校	知的障害、肢体不自由	○	○	○	
始良地区	加治木養護学校	病弱、肢体不自由	○	○	○	
	牧之原養護学校	知的障害、肢体不自由	○	○	○	
肝属地区	鹿屋養護学校	知的障害、肢体不自由	○	○	○	
熊毛地区	中種子養護学校	知的障害、肢体不自由		○	○	
大島地区	大島養護学校	知的障害、肢体不自由	○	○	○	

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	—	742,441	724,984	—	724,984

主たる内容は、補修工事等の修繕費、水道光熱費、図書館の本の購入費用、学校の紹介パンフレット代、学校給食の委託業務と通学バスの運行業務である。

なお平成 19 年度は盲ろう学校管理運営費として 81,304 千円、養護学校管理運営費として 638,061 千円がそれぞれ支出されている。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である武岡台養護学校を選んで往査を行った。結果については出先編武岡台養護学校の頁を参照されたい。

1 2. 大成寮運営事業

(1) 概要

1) 事業内容等

へき地学校を卒業した高校生又はへき地の公立学校に勤務する教育職員の子弟である高校生が入居するための寮（大成寮）を設置し、へき地教育の振興を図るものである。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	9,388	9,220	9,450	9,450	—

主たる内容は、水道光熱費や報酬等、寮の運営費用である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

13. 理科教育等設備整備事業

(1) 概要

1) 事業内容等

県立高校における理科教育、算数・数学教育の充実を期するための設備、原子力やエネルギーに関する教育に必要な設備の整備を図るものである。平成21年度の歳出額が増加している理由は、国の緊急経済対策の一環として今後3年間で整備予定の機器を一括して購入するための補正予算が編成され、各校において執行されたためである。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
				本課執行	令達執行
	11,167	11,169	41,138	—	41,138

主たる内容は、理科学具（顕微鏡、放射線測定器等）の備品購入費である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である錦江湾高校、鹿児島水産高校、鹿屋農業高校、開陽高校、霧島高校を選んで往査を行った。結果については出先編各高校の頁を参照されたい。

14. 産業教育設備整備事業

(1) 概要

1) 事業内容等

国の整備基準に基づき高等学校において産業教育に従事するための知識や技術等を習得させるための実験実習設備を整備する。

補助対象とならない実験実習設備は、県単独事業として整備する。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
				本課執行	令達執行
	103,774	74,044	121,751	—	121,751

主たる内容は、産業教育設備（総合実践システム装置、自動制御工作機等）の備品購入費であり、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当している。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である鹿児島水産高校、鹿屋農業高校、霧島高校を選んで往査を行った。結果については出先編各高校の頁を参照されたい。

15. 小学校、中学校、（全日制、定時制、通信制）高等学校、特別支援学校管理運営費

（1）概要

1) 事業内容等

事業名	内容
（小学校費）教職員費	「かごしまっ子」すくすくプラン、旅費等管理運営費
（中学校費）教職員費	中学校免許外教科担任解消事業、旅費等管理運営費
（全日制）高等学校管理費	各学校を運営するのに必要な支出である。
（定時制）高等学校管理費	
（通信制）高等学校管理費	
（特別支援学校）学校管理費	

2) 事業実績

（単位：千円）

事業名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	令達執行
（小学校費）教職員費	591,248	570,513	549,499	547,032
（中学校費）教職員費	431,861	404,234	373,627	373,627
（全日制）高等学校管理費	621,084	632,869	612,884	612,884
（定時制）高等学校管理費	20,184	18,721	19,105	19,105
（通信制）高等学校管理費	8,083	7,977	7,122	7,122
（特別支援学校）学校管理費	109,167	143,137	150,762	150,762

主たる内容は旅費及び臨時職員に対する報酬費である。

（2）監査の結果及び意見

（小学校費）教職員費、（中学校）教職員費については令達先である南薩教育事務所を、（全日制、定時制、通信制）高等学校管理費は各高校を、（特別支援学校）学校管理費は武岡台養護学校をそれぞれ選んで往査を行った。結果については出先編各往査先の頁を参照されたい。

16. 初任者研修事業

（1）概要

1) 事業内容等

教員としての使命感と実践的指導力を養い、幅広い知見を得させるとともに地域の一員としての自覚を確立するために、1年目は校内・校外で、3年目は校内で研修を実施する。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	7,974	7,587	7,587	3,259	4,328

主たる内容は、研修受講者の旅費である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である各学校、南薩教育事務所を選んで往査を行った。結果については出先編各学校、南薩教育事務所の頁を参照されたい。

17. 総合教育センター運営管理事業

(1) 概要

1) 事業内容等

総合教育センターで実施される講座及び研修の充実のための運営や、施設設備の維持管理及び整備充実を行う。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	80,231	81,412	78,125	—	78,125

主たる内容は、研修棟の防水、改修工事、各教育機関への郵送物にかかる切手代、宅急便代、電話代、施設設備等総合管理業務、庭園等管理業務、炊事業務、浄化槽維持管理業務等である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である総合教育センターを選んで往査を行った。結果については出先編総合教育センターの頁を参照されたい。

18. 高等学校入学者選抜事業

(1) 概要

1) 事業内容等

公立高等学校入学者選抜学力検査問題の作成及び選抜の実施を行う。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	8,429	8,541	10,407	10,407	—

主たる内容は、問題作成者にかかる報酬・交通費、問題の印刷費用である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

19. 学校保健指導事業

(1) 概要

1) 事業内容等

健康教育に関する実践的研究を推進し、その研究成果を県下に波及することを目的としている。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	286,041	294,507	289,554	101,489	188,065

主たる内容は、保健・安全等の各種研修会、児童生徒・職員の健康診断、学校医の報酬などに要した経費である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である各学校、南薩教育事務所を選んで往査を行った。結果については出先編各学校、南薩教育事務所の頁を参照されたい。

20. 県体育施設等管理運営事業

(1) 概要

1) 事業内容等

県体育施設等（ライフル射撃場、平川ヨットハウス、鴨池公園（鴨池陸上競技場、鴨池野球場、鴨池庭球場、鴨池補助競技場）、鴨池緑地公園（鴨池緑地球技場、鴨池緑地庭球場）、体育館、武道館）について指定管理者を指定し管理運営業務を委託する。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	163,641	163,075	162,825	162,825	—

主たる内容は、指定管理委託料である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

2 1. 総合体育センター管理運営事業

(1) 概要

1) 事業内容等

運動施設を総合的かつ効率的に活用するため、施設整備の維持管理に要する経費。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	26,261	21,583	20,661	—	20,661

主たる内容は、鴨池公園等運動施設の修繕料である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

2 2. 社会教育指導員設置事業

(1) 概要

1) 事業内容等

社会教育の指導体制を充実強化するために、県教育委員会が行う社会教育の指導事務を助ける社会教育指導員を設置する事業である。

社会教育指導員は本事業で 11 名が各教育事務所に配置されているほか、社会教育課 2 名、青少年研修センター 1 名、南薩少年自然の家 2 名、霧島自然ふれあいセンター 2 名、県民大学中央センター 1 名の計 19 名が配置されている。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	23,840	23,996	23,906	3,644	20,262

主たる内容は、社会教育指導員への報酬、旅費等である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である南薩教育事務所を選んで往査を行った。結果については出先編南薩教育事務所の頁を参照されたい。

2 3. (図書館、奄美図書館) 管理運営事業

(1) 概要

1) 事業内容等

県立図書館、奄美図書館の管理運営費であり、各施設、システム運営に係る経費である。

以下のような事業を行っている。

- ①個人、市町村（図書館）への貸出
- ②調査相談
- ③研修講座等の開催
- ④広報・展示活動
- ⑤中学生以上向けの学習室の提供
- ⑥郷土研究のための資料収集

なお詳細については出先編図書館の項を参照されたい。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	180,502	180,005	205,068		

主たる内容は、図書の購入費用、施設の清掃、警備委託、水光熱費、施設の修繕料である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である図書館を選んで往査を行った。結果については出先編図書館の頁を参照されたい。

2 4. (青少年研修センター) 管理運営事業

青少年社会教育施設である下記の 4 施設に対する管理運営事業については、概要及び事業内容等は一括して記載した。

(1) 概要

1) 事業内容等

施設名／所在地	施設の特長等	事業内容等
青少年研修センター 鹿児島市宮之浦町	恵まれた自然環境の中での生活体験や自然体験、文化創作活動等を通じて健全な青少年を育成するために、施設開放による主催事業と学校、団体等の受入れ指導事業を行う施設	青少年研修センターの頁参照
霧島自然ふれあいセンター 霧島市牧園町高千穂	霧島山麓に位置し、青少年の健全育成をはじめ、広く県民の学習の場として活用できる自然を活かした研修施設	自然に親しむ観察活動、スポーツ・レクリエーション活動、創作活動、文化活動、勤労体験ボランティア活動等
南薩少年自然の家 南さつま市金峰町	集団宿泊生活及び自然体験活動等を通して、「広い心・強い体・篤き志」を備えた、未来を担う青少年の健全育成を目指す社会教育施設	野外活動、自然観察、交歓活動 創作活動、地域で学ぶ「郷土学習」等
奄美少年自然の家 奄美市名瀬大字朝仁	奄美少年自然の家が所在する赤崎の地形や奄美の自然素材を生かした活動を	野外活動、キャンプ、自然散策、森林浴ハイキング、海洋・海浜活動、ニュ

	行う施設	ースポーツ (ペタンク、インディアカなど) 天体観察及び撮影、室内クラブ活動 (工作)
--	------	---

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	令達執行
				青少年研修センター
霧島自然ふれあいセンター	35,326	32,946	30,040	30,040
南薩少年自然の家	21,016	20,273	19,671	19,671
奄美少年自然の家	25,027	23,439	22,159	22,159

いずれも研修事業推進のための施設の管理運営に要する経費である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である青少年研修センターを選んで往査を行った。結果については出先編青少年研修センターの頁を参照されたい。

2 5. 博物館管理運営事業

(1) 概要

1) 事業内容等

博物館の管理運営を目的とする事業である。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	本課執行	令達執行
				40,788	40,321

主たる内容は、施設の修繕費、水道光熱費、保安管理業務及び機械警備業務委託料である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である博物館を選んで往査を行った。結果については出先編博物館の頁を参照されたい。

VI. その他

1. 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金造成事業

(1) 概要

1) 事業内容等

国から交付を受ける高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金を活用して、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金を設置し、経済的理由によって高等学校等での修学を維持することが困難な生徒に対する教育の機会の確保を図る。

○奨学金事業

鹿児島県育英財団が高等学校の生徒にかかる奨学金事業を行うが、県は同財団に対して奨学金貸付原資の貸付を行う。

○授業料減免補助事業

私立高等学校の生徒の授業料減免措置にかかる補助事業を行う。

○高等学校授業料減免事業等支援運営事業

基金事業実施に必要な会計システム及び奨学金システムの改修を行う。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	本課執行	令達執行
		—	—	1,076,105	1,076,105

主たる内容は、基金に拠出する積立金である。なお、この基金は他の県の資金とは独立して単独で運用することとなっており、平成 21 年度中はうち 3 億円余について委託先を選定して運用を開始し、残りは平成 22 年度の運用を始めている。

国からの交付金は、国の実施要領で基金解散時に有する基金の残余额を国庫へ返還する必要がある。事業開始当時、高等学校の授業料は有償であったため教育の機会を確保する目的に合致していたが、現在では高等学校授業料の無償化の影響等による奨学金貸与希望者の減などにより、基金に多額の残余额が生じる見通しになっている。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

2. 教職員住宅建設費償還事業

(1) 概要

1) 事業内容等

昭和 63 年度から平成 15 年度までに公立学校共済組合の資金で建設した教職員住宅 350 戸の譲渡代金を債務負担行為に基づき、割賦金として支払を行う。具体的には教職員住宅の譲渡代金（年 2 回）、災害分

担金（損害保険料の支払年1回）、固定資産税、都市計画税等である。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	591,993	591,584	569,183	569,183	—

主たる内容は、債務弁済支出である。

(2) 監査の結果及び意見

昭和 63 年度から平成 15 年度までに公立学校共済組合の資金で建設した教職員住宅 350 戸の債務負担行為に基づき割賦金として支払を行うものであり、平成 21 年度末段階で元利金含めて 33 億円の残高がある。契約当初残高には大変利率の高いものもあり（下表参照）、県が負担する利息負担も多額になっている（平成 22 年 7 月現在の 20 年の国債利回りは約 1.8%）。繰上償還により利息負担を軽減することを検討すべきと考える。

なお平成 22 年度補正予算において、本債務も含めて利率が 5%以上の債務については繰上償還を実施することとなった。

（単位：千円）

利率 (%)	元本残高	償還額	今後の利息負担額
2.1	145,823	173,157	27,333
2.5	223,261	268,495	45,234
2.6	695,778	826,846	131,067
3.3	554,787	665,878	111,091
3.9	373,768	456,022	82,253
6	449,055	567,126	118,071
7	329,043	386,601	57,558
合計	2,771,517	3,344,128	572,610

3. 教職員住宅維持補修事業

(1) 概要

1) 事業内容等

教職員住宅の維持補修及び維持管理を行いその保全に努めることによって、教職員が教育活動に専念できる住環境の安全確保と改善向上を図るものであり、具体的には、水回りの補修やトイレ、風呂の設置・改修等の維持補修、住宅の各設備の維持管理を行う。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	144,916	139,929	124,042	17,649	106,393

主たる内容は、住宅補修費用、施設管理業務委託費用である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

4. 公立学校共済組合鹿児島宿泊所補助事業

(1) 概要

1) 事業内容等

公立学校共済組合鹿児島宿泊所（ホテルウェルビューかごしま）の建設費の一部補助を行うために公立学校共済組合鹿児島支部に対し補助金を交付する。平成12年から平成21年までの10年間にわたり建設費の30%を補助している。

補助をする意義については次のようになっている。

公立学校共済組合鹿児島宿泊所（ホテルウェルビューかごしま）は、共済組合員と同様に広く県職員が同じ条件で利用することができる施設であり、教職員、県職員の福祉の増進はもとより、各種会議や研修等に広く活用できることが期待されている。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
				本課執行	令達執行
	127,999	125,556	123,115	123,115	—

主たる内容は、同組合に対する補助金である。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

5. 校務情報化整備事業

(1) 概要

1) 事業内容等

県立学校全ての教頭に校務用パソコンを配備し校務の効率化を図るものである。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
				本課執行	令達執行
	—	13,680	18	18	—

主たる内容は、教頭用パソコンの賃借料であり、地域活性化・生活対策臨時基金（繰入金）を充当している。

平成22年3月にリース契約を締結したため1か月分のみのリース料が平成21年度に計上されている。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

6. 県立学校ICT化整備事業

(1) 概要

1) 事業内容等

県立学校すべての教員に校務用パソコンを整備するとともに教室への校内 LAN 整備を行い、校務の効率化、授業でのパソコン等を活用するための環境整備を図る。

校務用パソコンの整備 2,318 台、校内 LAN 整備、未整備校 55 校の整備を行なった。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	—	—	502,199	292,483	209,715

主たる内容は、パソコン購入費用であり、学校情報通信技術環境整備事業費補助金と地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当している。

(2) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

7. 全日制高等学校実習費

(1) 概要

1) 事業内容等

実験・実習を通して農業技術・水産加工技術を習得させ、県産業振興に寄与する人材の育成を図る。

農業高校（10 校）及び水産高校（1 校）における産業教育の実験・実習を行う。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	252,491	265,196	281,601	—	281,601

主たる内容は、各高校における水道光熱費、補修工事等の修繕費、原材料購入費用等である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である鹿児島水産高校、鹿屋農業高校を選んで往査を行った。結果については出先編各高校の頁を参照されたい。

8. 県立高校パソコン整備事業

(1) 概要

1) 事業内容等

新学習指導要領において平成 6 年度からコンピュータの活用を中心とした学科が新たに設けられる等情報活用能力の育成に取り組むこととされており、高等学校にコンピュータを整備し、教育課程の円滑な実施を図るものである。パソコンを対象校 70 校に 1 校あたり 42 台整備している。

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	本課執行	令達執行
	54,892	63,605	98,599	96,255	2,343
25,496	24,175				

主たる内容は、パソコンのリース費用であり、地域雇用創出推進基金（繰入金）を充当している。

平成 19、20 年度の欄内の上段は専門学科に対するもの、下段は普通学科に対するものである。平成 21 年度は両学科の合計である。

(2) 監査の結果及び意見

以下を除き問題となる事項は発見されなかった。

パソコンの整備台数について【意見】

国の設置方針に従い、各校 1 学級定員の 40 名を基準にしてパソコンを整備した。配置されたのは 40 台に教師用の 2 台を加えた 42 台である。

監査人としてはこの整備台数が多すぎるのではないかと考える。それは各校に配置する際の 40 台は実態にあっていない場合が見られるからである。少子化や入学志望者の偏り、入学後の進路変更による退学などにより所定の 40 台が必要でない高校があり、そのような高校にも定員を基準とした国の基準に従い一律に配置されていた。確かに各高校に定員を満たす学級が一つでもあれば 40 台を設置しなければならないことは理解できる。しかし、中学校卒業者が数百人以上減少する傾向が続くことが予想される中で、整備時点での最大需要に焦点を当てた配置で適切であったのだろうか。これまでの利用実績、生徒数の傾向等から見積りをして数校をまとめた地域単位で必要とされる最低限の台数のみ配置し、年度の替わり目や年度途中で生徒の増減があった際には過不足を各高校間で融通する方法も検討するべきであったと考える。

すでに配置が完了していることから、今後は生徒の活発な利用を期待しつつ、またすでに進められている地域社会教育での利用の促進を期待する。

9. 教育ネットかごしま管理運営事業

(1) 概要

1) 事業内容等

インターネット等を積極的に活用し、児童生徒が興味・関心を持って主体的に参加する授業実践が円滑にできるように、以下のようなインターネット利用環境の充実を図る。

- ①光回線等の提供地域の拡大に伴う新たな接続先への対応
- ②積極的な情報発信機会の提供
- ③地域に根差した情報発信

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	14,877	7,227	7,319	189	7,130

主たる内容は、各県立高校がインターネットを円滑に利用するためのプロバイダ接続料金等である。

(2) 監査の結果及び意見

令達先である総合教育センターを選んで往査を行った。結果については出先編総合教育センターの頁を参照されたい。

10. 旧高等学校等進学奨励事業

(1) 概要

1) 事業内容等

地域改善対策高等学校等奨学資金貸付返還金のうち、国庫相当分（90%強）の3分の2にあたる額を国に返還する。返還金の残りは県が収納する。

償還の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	年度中の減少額		年度末未償還額	未償還額の内訳	
				償還期到来分	償還期未到来分
平成 18 年度末			398,354	96,997	301,356
平成 19 年度	償還額	18,773	370,492	101,246	269,245
	免除額	9,088			
平成 20 年度	償還額	16,054	348,580	108,350	240,230
	免除額	5,857			
平成 21 年度	償還額	17,582	317,577	114,434	203,143
	免除額	13,421			

2) 事業実績等

歳出額 (千円)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度		
				本課執行	令達執行
	8,895	9,574	11,038	11,038	—

主たる内容は、国に対する返還金である。

(2) 監査の結果及び意見

以下を除き問題となる事項は発見されなかった。

貸付奨学資金の未回収残が増加していることについて【意見】

本貸付金は地域改善対策特別措置法で規定する対象地域の生徒への奨学金であるが、上記(1)1)の表に記載のとおり、償還期が到来したものの未償還である金額が毎年増加している。

これは、この奨学金が創設当初は給付であったが途中から制度改革によって貸与に変更されたことで、返還に対する意識が希薄なことなどの様々な事情で教育委員会の回収督促業務が困難を伴うためである。平成21年度末における償還期到来分は114百万円の残高であるが、償還期未到来分の203百万円についてもこれまでの傾向からして相当程度の回収の遅れが生じるのではないかと危惧する。

教育委員会としてはプライバシーの保護に細心の注意を払うなどの対応を余儀なくされることの苦労は察するものの、関係団体との連携などにより回収に努めることを期待する。

第5章 出先機関の財務事務等の執行状況について

I. 監査対象出先機関の選定理由

本章では教育庁から予算が令達される各出先機関の財務事務の執行状況を監査した結果を記載する。
出先機関 12 カ所を選定した理由の主なものはいずれ次のとおりである。

出先機関名	選定理由
錦江湾高等学校	普通科と併せ理数科という特長ある教育課程を有していることから、特有の財務事務の執行状況があれば監査することが適切であると考えたためであり、また「スーパーサイエンスハイスクール」という特別な事業を実施している現場であることから選定した。
鹿児島水産高等学校	水産高等学校であることから専門高校に特有の財務事務の執行状況があれば監査することが適切であると考えたためであり、また本校が「地域産業の担い手プロジェクト」の推進校であり、その事業の実施現場であることから選定した。
鹿屋農業高等学校	農業高等学校であることから専門高校に特有の財務事務の執行状況があれば監査することが適切であると考えたためであり、また本校が「目指せスペシャリスト（スーパー専門高校）」に指定されており、その事業の実施現場であることから選定した。
開陽高校	単位制の全日制、定時制、通信制の課程を有していることから、それらの課程に特有の財務事務の執行状況があれば監査することが適切であると考えたため選定した。
霧島高等学校 牧園高等学校 栗野工業高校	高等学校の再編整備が進められていることから、その過程に特有の財務事務の執行状況があれば監査することが適切であると考えたため選定した。
武岡台養護学校	特別支援教育事業が行われていることから、特有の財務事務の執行状況があれば監査することが適切であると考えたため、また特別支援教育に関する社会的な状況の変化や対象者のニーズに対応した学校運営となっているかについて検討することに意義があると考えたため選定した。
総合教育センター	教職員の資質向上のための研修施設であることから、特有の財務事務の執行状況があれば監査することが適切であると考えたため選定した。
図書館	社会教育文化のための施設であり、特有の財務事務の執行状況があれば監査することが適切であると考えたため選定した。
埋蔵文化財センター	特有の財務事務の執行状況があれば監査することが適切であると考えたため選定した。
博物館	社会教育文化のための施設であり、特有の財務事務の執行状況があれば監査することが適切であると考えたため選定した。

南薩教育事務所	市町村立小学校・中学校の教育現場の支援のために設置されている機関の一つであるため、特有の財務事務の執行状況があれば監査することが適切であると考えたため選定した。
青少年研修センター	社会教育文化のための施設であり、特有の財務事務の執行状況があれば監査することが適切であると考えたため選定した

II. 錦江湾高等学校

1. 概要

(1) 設置根拠

鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年）

(2) 沿革

1971 年（昭和 46 年）－開校

2005 年（平成 17 年）－文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業開始（5 年間）

2009 年（平成 21 年）－文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール「重点枠」（ダイコンの多様性研究）採択校に指定（1 年間）

(3) 特長

本校は普通科に加えて県下で初めて理数科を併設した高等学校である。「自律創造」「向学求真」「誠実協調」を校訓とし、創立 40 周年を迎える。その間で約 15,000 人の卒業生を輩出し、各界で活躍している。普通科では総合的な学習の時間を「錦江湾学」と呼び、3 年間を通して進路目標実現に向けた学習に取り組む、3 月には 1 年間の研究の成果を発表する錦江湾学発表会を開催している。また、「理科・数学に重点を置いた取組みを鹿児島大学や京都大学等との連携を図りながら、将来世界を舞台に活躍できる国際的な科学技術系人材を育てる高校」として、文部科学省から平成 17 年から 21 年度まで 5 年間の SSH 校に指定され、さらに継続して平成 22 年度から 26 年度においても再指定された。

(4) 施設

所在地：鹿児島市平川 4047 番地

建物

総延床面積 15,260 m²

主な建物施設

本館	1,481 m ²
教室等（1 から 4 号館）	8,608 m ²

土地

敷地面積 96,182 m²

主な敷地

校舎敷地	23,613 m ²
運動場	19,272 m ²

2. 学校経営の状況（平成21年5月1日現在）

(1) 課程・生徒の状況（人）

		1年	2年	3年	合計
普通科	男子	109	138	123	370
	女子	90	91	105	286
	計	199	229	228	656
理数科	男子	64	58	51	173
	女子	16	21	24	61
	計	80	79	75	234
合計	男子	173	196	174	543
	女子	106	112	129	347
	計	279	308	303	890

(2) 教職員の状況（人）

校長	教頭	教諭	養護教諭	実習助手	事務職員	用務員	合計
1	2	55 (4)	3 (1)	4	6	1	72

() は代替職員の数を表す。

3. 事業実績

(1) 過去3年間の事業実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

歳入科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高等学校使用料	101,394	101,635	97,029
その他	7,797	7,550	7,449
計	109,191	109,185	104,478

歳出科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
報酬	9,943	9,779	9,386
共済費	4,680	4,118	4,878
賃金	689	689	1,356

歳出科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
旅費	5,349	4,906	6,439
需用費	38,136	62,268	47,014
役務費	1,562	1,594	1,517
委託料	5,004	4,555	5,396
備品購入費	2,703	2,538	2,992
負担金、補助及び交付金	1,695	1,796	2,967
その他	244	171	245
計	70,458	92,907	82,190

(2) 実施した手続

歳入については学校使用料の減免手続を、歳出については平成 21 年度の合計額が 1 百万円以上の科目について担当者への質問を行うとともに任意にサンプルを抽出し、予算執行の手続について関連書類を確認し手続の妥当性を検証している。また重要物品について現物確認を行っている。

歳入科目	金額 (千円)	歳入の内容
高等学校使用料	97,029	主たる内容は月々 9,900 円の授業料である。なお平成 22 年度から授業料を徴収しないこととなっている。

歳入「その他」の主なものは寮費の受入れである。

歳出科目	金額 (千円)	歳出の内容
報酬	9,386	主たる内容は遠隔地者用の生徒寮（青穂寮）の寮監、教科を担当する非常勤講師、学校医、産業医に対する報酬支払いである。
共済費	4,878	主たる内容は期限付職員の共済費について学校側が負担すべき額である。
賃金	1,356	主たる内容は土日等の学校休校日の窓口事務（郵便・宅配物等の受領業務、電話対応ほか）を行う日直代行員、樹木剪定従事者への賃金支払いである。
旅費	6,439	人事異動にともなう扶養者の同伴旅費、新任採用職員の赴任旅費等、教職員の出張旅費、修学旅行の引率旅費、非常勤講師等の交通費等である。
需用費	47,014	主たる内容は修繕費、水道光熱費、図書館の本の購入費用、学校の紹介パンフレット代等の費用である。なお、平成 20 年度は教室の耐震改修工事が行われたため金額が多くなっている。
役務費	1,517	主たる内容は電話料、切手、クリーニング代等である。
委託料	5,396	主たる内容は浄化槽清掃維持管理業務、学校保安警備業務、消防用設備点検業務、庭園樹木剪定業務、産業廃棄物収集運搬及び処分業務等である。

歳出科目	金額（千円）	歳出の内容
備品購入費	2,992	主たる内容は楽器、図書等である。
負担金、補助及び交付金	2,967	主たる内容は（独）日本スポーツ振興センターからの災害給付金の被災者への支給、全国公立高等学校事務職員協会九州協議会研究大会参加費等である。

現物管理

錦江湾高等学校では語学演習支援機器等総額 34,398 千円が重要物品として管理されている。

（3） 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

4. 本校を監査対象として選定した観点での監査結果

本校を監査対象として選定した理由（75 頁）は、理数科を有していることと、平成 17 年度から 5 年間、文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）事業の指定校となったことから、これらの特長が他校と比較してどのような教育効果を上げているか、またどのような問題点を含んでいるかの視点で検討した。なお、SSH 事業に関する予算はすべて国費で賄われるので、予算執行に関しては包括外部監査の対象外である。

SSH 事業経費の推移

（単位：千円）

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	主な支出内容
12,750	8,152	6,468	講師謝金、生徒引率旅費、文献・消耗品代、事務補助員給与等

SSH 事業の課題【意見】

本校では毎年、SSH 事業の成果をまとめた研究開発実施報告書を作成している。この中で SSH 事業がどの程度本校受検者に浸透し、理解を得ているか。また入学後 SSH 事業に関わったことでその後の進路にどの程度影響を与えたかのアンケート結果を掲載している。

<入学者へのアンケート内容>

（表-1）本校を受験するにあたって SSH 事業について知っていたか？

回答内容	19 年度	20 年度	21 年度
知っていた・よく知っていた	81%	87%	86%
名前だけ知っていた・あまり知らなかった	19%	13%	14%

（表-2）本校で SSH 事業が行なわれていることが、学校や学科を選ぶ時に影響したか？

回答内容	19 年度	20 年度	21 年度
大きく影響した	9%	9%	22%
やや影響した	72%	78%	43%
あまり影響しなかった	19%	13%	35%

<卒業生へのアンケート内容>

(表-3) 卒業後の進路選択にあたって、SSH 事業（主に行った課題研究）が影響したか？

回答内容	19年度	20年度	21年度
大きく影響した	16%	25%	15%
やや影響した	23%	17%	24%
あまり（まったく）影響しなかった	61%	58%	61%

表-1・表-2によると、受検者についての SSH 事業の認知度は年々増加しており、8割超の入学者は SSH 事業の指定校であることを認識しており、また学校や学科の選択にあたって SSH 指定校ということが志望動機に影響したと回答している。一方 SSH 事業に関わった生徒の卒業後の進路（表-3）については、約6割の生徒が「あまり影響しなかった・まったく影響しなかった」と回答している。

入学者に対するアンケート結果（表-1、-2）と、卒業生に対するアンケート結果（表-3）が乖離する理由としては次のような要因が挙げている。

- (i) 理数系科目に関心があり SSH 事業を希望して入学したというよりも、高校受験において偏差値判定の結果、学力的な理由で志望した生徒が多い。
- (ii) 理数系の生徒ではあるが進学・就職希望は文科系の分野に進む、或いはテーマ選定の段階では進路希望や本人の適性が不確定な状態であるなど、課題研究の選定テーマが進路や将来希望する職業域と結果として一致しない。
- (iii) 課題研究のテーマが協力大学との関係で理学部・農学部・水産学部に関するテーマに偏っており、工学系、医学・看護系、生活科学系、理数教育系などを志望する生徒へ対応できていない。
- (iv) 大学進学において SSH 事業に関連した指定校推薦枠などが少なく、一般入試に対しては SSH 事業の課題研究が直接的なメリットを有しないことなどが考えられる。

しかし、一方において学年を経るに従い、教科書の学習内容の大切さや思考力の幅、実験の大切さ、科学の社会への貢献、理数への意欲、研究を継続する意欲などの点で7割を超える生徒の科学に対する態度や意欲が向上しているという結果も出ており、一定の教育効果が認められる事業であると評価している。

監査人としても SSH 事業の成果は短期間では表れないことは理解できるし、多様化する生徒の進路希望に照らしても、理数系の学部や関連する分野への進学者・就職者数の割合だけをもって成否を判断することも妥当ではないことも承知している。しかし、課題研究のテーマが進路選択に影響しなかったと回答した生徒の割合が6割を超えるという結果からは、今後は生徒のニーズに応えられるような幅広い分野から研究テーマを選択できるような体制を構築していくことが求められる。また、大学進学やその後の職業選択において SSH 事業から派生した分野に人材を定着させる取組みも併せて必要であり、それにより、引き続き SSH の再指定校として実績を上げていくためだけでなく、本来の SSH 事業のミッション（目的）である「将来を担う科学技術系人材の育成」を達成することに繋がり、本事業の更なる充実・発展につながるものとする。そのためには以下のような対策が求められる。

- ①高校受験対象者に対する SSH 事業の広報と内容の理解を求め、SSH 事業への意欲ある入学者を多数確保する。
- ②SSH 事業の研究テーマを選定するにあたり、生徒の希望する学部や分野に沿うものであるかを検証

するとともに、選択したテーマが生徒の関心や志望動機を維持・向上させることの工夫を継続して行なう。

③SSH 事業の研究を行うことが生徒の進路選択において有利になる環境づくり(大学の一般推薦入試、指定校推薦枠の拡大、受入先企業の開拓等)を国やその他の関係機関と連携して進める。

III. 鹿児島水産高等学校

1. 概要

(1) 設置根拠

鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年)

(2) 沿革

1910年(明治43年)－鹿児島県立商船学校に水産科を併設し授業開始

1929年(昭和4年)－鹿児島県立薩南工業学校枕崎分校造船科と合併し鹿児島県立枕崎造船水産学校として発足

2009年(平成21年)－「地域産業の担い手プロジェクト(文部科学省・水産庁共同事業)」の推進地域指定

(3) 特長

本校は県内唯一の水産専門高等学校で、開校100年余の伝統校である。入学後所属する本科(海洋科、情報通信科、食品工学科)と本科卒業生レベルの生徒が全国から選考試験を経て入学してくる専攻科がある。教育環境は充実しており学校敷地には実習・実験設備が備えられ、実習船を3隻擁している。また県内外からの入学者に備えて寄宿舎も設けられている。

本校は「地域産業担い手育成プロジェクト事業推進校」に指定され、教育課程は普通教科と専門教科の高等教育がなされるとともに、将来を見据えた積極的な資格の取得も奨励されている。

本科生の卒業後の進路としては、半分強が漁業、製造業、食品加工業、通信業等の業種に就職し、残りは本校専攻科や大学、専門学校に進学している。

地域産業の担い手育成プロジェクト(文部科学省ホームページより)：

近年、産業社会の技術革新が急速に進む中で、専門高校に対し、基礎的・基本的な知識・技術を基礎とした高度な実践力の習得が求められるなど、産業社会の急速な変化に対応した教育内容の一層の充実が求められている。特に、今後漁業、水産業従事者の減少や高齢化、若手の入職状況等は深刻な状況にあり、我が国の漁業・水産業の安定供給を担う効率的かつ安定的な経営体の育成・確保が不可欠となっている。このような背景を踏まえ、文部科学省では、水産庁と共同して、水産高校等と地域の漁業・水産業界が連携(協働)して地域の漁業・水産業を担う専門的職業人を育成するためこのプロジェクトを実施している。

(4) 施設

所在地：枕崎市板敷南町 650 番地

建物

総延床面積 14,689 m²

主な建物施設

管理棟 1 棟 (2 階建)	933 m ²
普通教室等 1 棟 (4 階建)	2,825 m ²
特別教室・産振教室棟 1 棟 (3 階建)	4,022 m ²
産振実習棟 3 棟	2,222 m ²
寄宿舍 1 棟	1,347 m ²

土地

敷地面積 167,675 m²

主な敷地

校舎敷地	64,389 m ²
運動場	46,100 m ²
寄宿舍敷地	6,226 m ²

実習船

船名	薩摩青雲丸	拓青	わかしお
竣工	平成 14 年 3 月	平成 7 年 3 月	平成 5 年 3 月
総トン数	645 トン	19 トン	3.3 トン
大きさ (m) 長さ×幅×深さ	64.25×9.90×4.15	19.95×4.28×1.45	9.2×2.76×1.01
定員	乗組員	20 人	4 人
	教官	3 人	2 人
	生徒	40 人	18 人
実習内容	年 3 回ハワイ沖で遠洋漁業実習を行う	学校周辺海域で慣海実習、沿岸漁業実習を行う	枕崎港周辺において、漁業実習・海洋観測実習を行う

2. 学校経営の状況 (平成21年5月1日現在)

(1) 課程・生徒の状況 (人)

(本科)

		1 年	2 年	3 年	合計
海洋科	男子	35	30	37	102
	女子	4	2	0	6
	計	39	32	37	108
情報通信科	男子	31	34	30	95
	女子	8	0	2	10
	計	39	34	32	105

		1年	2年	3年	合計
食品工学科	男子	19	7	17	43
	女子	11	1	7	19
	計	30	8	24	62
合計	男子	85	71	84	240
	女子	23	3	9	35
	計	108	74	93	275

(専攻科)

		1年	2年	合計
海洋技術科	男子	4	5	9
	女子	0	0	0
	計	4	5	9
機関技術科	男子	5	3	8
	女子	0	0	0
	計	5	3	8
情報通信科	男子	16	10	26
	女子	0	1	1
	計	16	11	27
合計	男子	25	18	43
	女子	0	1	1
	計	25	19	44

(2) 教職員の状況

校長	教頭	教諭	養護教諭	実習助手	事務職員	用務員	船舶職員	合計
1	1	40(1)	1	10	6	1	24	84

() は代替職員の数を表す。

3. 事業実績

(1) 過去3年間の事業実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

歳入科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生産物売払収入	74,602	63,326	96,043
高等学校使用料	31,806	29,145	29,234
その他	1,663	1,589	2,136
計	108,071	94,060	127,413

歳出科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
報酬	10,673	10,952	10,268
共済費	8,777	9,349	10,494
賃金	649	655	1,228
旅費	12,305	13,309	14,648
需用費	204,417	198,891	206,318
役務費	17,846	16,392	16,375
委託料	3,809	3,601	6,183
使用料及び賃借料	1,082	1,280	3,655
原材料	2,169	2,184	1,815
備品購入費	1,108	1,643	2,712
その他	2,069	11,884	1,328
計	264,904	270,140	275,024

(2) 実施した手続

歳入については生産物売払収入と学校使用料の減免手続を、歳出については平成 21 年度の合計額が 1 百万円以上の科目について担当者への質問を行うとともに任意にサンプルを抽出し、予算執行の手続について関連書類を確認し手続の妥当性を検証している。また重要物品について現物確認を行っている。

歳入科目	金額 (千円)	歳入の内容
生産物売払収入	96,043	主たる内容は実習船青雲丸によるハワイ沖実習航海において漁獲した魚の市場での売上（神奈川県三崎港と枕崎港に水揚）、実習船拓青による売上や食品工学科実習で製造した缶詰等の販売額である。 三崎港での収入が 67,561 千円、枕崎港での収入が 26,275 千円となっている。
高等学校使用料	29,234	主たる内容は月々 9,900 円の授業料である。なお平成 22 年度から専攻科生を除き授業料を徴収しないこととなっている。

歳出科目	金額 (千円)	歳出の内容
報酬	10,268	英語講師、保健体育、家庭、美術、書道、初任者研修等の講師、図書事務、寮管理事務員に対する報酬。
共済費	10,494	主たる内容は期限付職員の共済費について学校側が負担すべき額である。
賃金	1,228	日直代行員、緊急雇用対策に伴う事務補助員の賃金支払いによるもの。
旅費	14,648	主たる内容は職員の県内、県外への出張、修学旅行に対して支給される旅費（宿泊費、マイカー利用の精算旅費、旅行雑費）、

歳出科目	金額(千円)	歳出の内容
		赴任に伴う旅費、宿泊料、移転料(本人分、扶養親族分)、航海に伴う航海日当である。
需用費	206,318	主たる内容は船舶や学校施設の補修工事等の修繕費、水道光熱費、図書館の本の購入費用、学校の紹介パンフレット代等である。
役務費	16,375	主たる内容は航海実習時における水揚手数料や無線局定期検査手数料である。
委託料	6,183	主たる内容は警備や電気保安等である。なお、平成 21 年度は外壁安全対策調査等の施設関係の支出があったため金額が多くなっている。
使用料及び賃借料	3,655	主たる内容は実習時のバス借り上げである。
原材料	1,815	主たる内容は食品加工実習に必要な缶詰容器ほかの購入代金である。
備品購入費	2,712	主たる内容は拓青 AED・液晶プロジェクタほかガス自動炊飯器の購入費用である。
その他	1,328	平成 20 年度においては生徒死亡による災害給付金の支給があるため金額が多くなっている。

現物管理

鹿儿島水産高等学校では小型実習船「拓青」、レーダーARPA シミュレータ装置内燃機関シミュレータ装置、自動設計製図装置等総額 485,202 千円が重要物品として管理されている。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除き問題となる事項は発見されなかった。

1) 旅費精算の誤り【指摘事項】

校長の出張旅費の精算誤りがあった。これは事務担当者が利用空港を熊本空港とすべきところを福岡空港と入力し、その後の決裁回議、決裁権限者も気づかなかったために発生したものである。(平成 22 年度修正し、差額は返納されている。)

事務担当者は正確な事務作業を心がけることはもちろんであるが、決裁回議、決裁権限者も支出の適切性、正確性を点検するという役割が形骸化しないように留意するべきである。

4. 本校を監査対象として選定した観点での監査結果

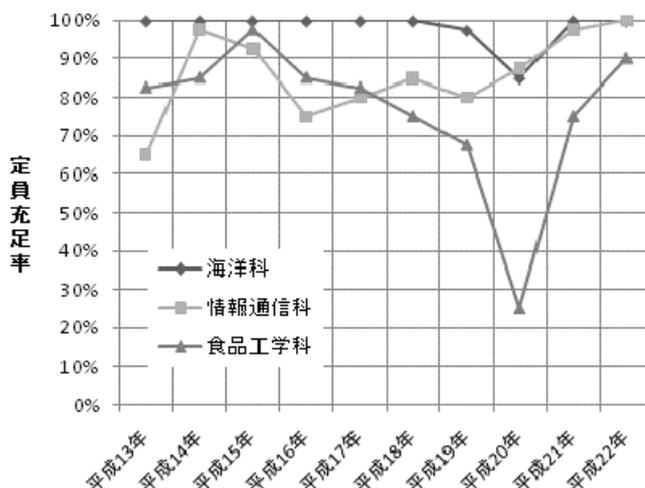
本校を監査対象として選んだ特長(75 頁)が他校と比較してどのような教育効果を上げているか、またどのような問題点を含んでいるかの視点で検討した。

(1) 入学者と卒業生の状況

本校の教育目標は「平和的な国家及び社会の建設に奉仕し、汗と心を重ねる質実剛健、意気盛んな水産人の育成」である。つまり、水産業及び関連する産業、分野への就職、進学することを念頭に置いて教育をおこない、人を育てることを目標としている。

まず、このような教育目標が中学校卒業者にどのように受け入れられているかについて、入学者推移、定員充足率で見てみる。

入学年次	入学者推移 (人)			計
	海洋科	情報通信科	食品工学科	
平成13年	41	26	33	100
平成14年	41	39	34	114
平成15年	40	37	39	116
平成16年	40	30	34	104
平成17年	40	32	33	105
平成18年	40	34	30	104
平成19年	39	32	27	98
平成20年	34	35	10	79
平成21年	40	39	30	109
平成22年	40	40	36	116



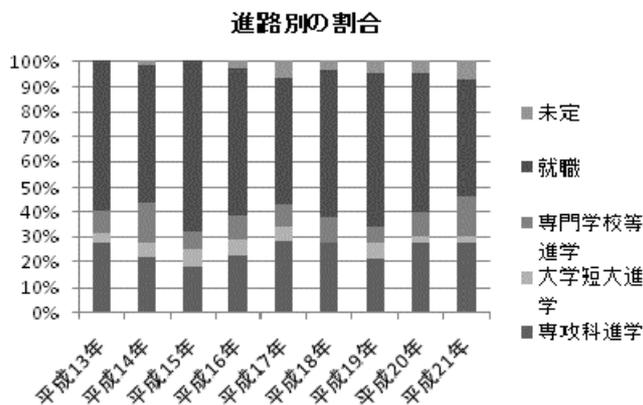
3 学科各 40 名定員で合計 120 名の募集を行うが、入学者は定員に満たない。

内訳を見ると、海洋科は定員を超える受検者が集まる年度が多いが、情報通信科と食品工学科では受検者が定員に達しない傾向が続いており、特に食品工学科で顕著である。結果として選抜後の入学者は定員に達していない。本校の目標である「水産人の育成」の観点から言えば、水産、海に直接関係する海洋科については受検者を含む中学校卒業者の理解が得られているものと考えられるが、海に関わる人々を支援する情報通信科や海洋資源の利用を図ることを発祥とする食品工学科への支持がやや弱いようである。

次に卒業生の進路について見てみる。

就職、進学の実績について過去 9 年間の実績は次のとおりである。

	専攻科進学	大学短大進学	専門学校等進学	就職	未定	計
平成13年	21	3	7	45	0	76
平成14年	23	6	17	57	2	105
平成15年	16	6	6	60		88
平成16年	22	6	10	57	3	98
平成17年	28	6	9	51	6	100
平成18年	23		9	49	3	84
平成19年	19	6	6	56	4	91
平成20年	24	2	9	48	4	87
平成21年	25	2	15	42	6	90



・就職、進学併せるとかなり高い割合で卒業後の進路が決まっている。

また、

・進路の内訳として水産に関わる分野へすすむ者の割合は、就職先について見ると次のとおりである。

(人)	水産関連	その他	計
平成20年	38	9	47
平成21年	35	11	46
平成22年	24	6	30

このように最近 3 年間の学校提供データによるとかなり高い割合で水産分野への就職が達成できている（なお、この学校提供データについては次項（2）参照）。

以上のように、本校の卒業後の進路（就職、進学）は充実していると見ることができ、社会の要請にかなう特長のある若者の育成に成功していると判断できる。

一方で本校への志望の段階で 3 学科に人気不人気がある実態も事実である。中学校卒業生が支持しない理由で考えられるものとして、一つは学科のアピールが不足しており魅力が届いていない可能性があるということ、もう一つはその学科自体に魅力が乏しい＝社会の要請にかなっていない、と評価されているおそれがあるということがある。いずれも教育行政で改善を図らねばならぬ点である。

食品工学科についてコメントすると、現在の課程は第 1 次産業から第 2 次産業までの教育内容でとどまっているように思える。食品を扱う以上消費者に直接届く過程を意識したカリキュラムを整えるべきではなかろうか。水産物を対象とすることは当然であるが、それが主役であるだけでなく脇役としても活躍するように食品の加工、流通、調理などまで手がかけられると学科の魅力が広がると考える。

そしてこれらのことによって本校が第 1 次から第 3 次産業までカバーする生徒を送り出せる魅力ある教育課程を有する学校になるのではなかろうか。

（2） 学校提供データについて【意見】

最近 3 年間の水産に関わる進路先データを上に示したが、学校提供データで言うところの水産関連の範囲は「本校の教育課程で履修する科目に関連する業種（職種）ととらえる」として次の表のようになっている。しかし水産に関わる就職先としてかなりの拡大解釈であるとの印象である。特に表中◎印をつけた職種については水産関連とするのは適切であろうか。

	水産関連	その他
海洋科	沿岸海運業（甲板員、機関部員） 船舶製造業（技能職・船体溶接工） その他の職別工事業（技術者） 海面養殖業（養殖） 製鋼を行わない鋼材製造業（整備職） 水産物卸売業（営業職・倉庫業務・製造加工） 気象庁（船舶機関員） 他に分類されない事業サービス業（電気技術者） ◎自動車・同附属品製造業（生産技能職） 漁業協同組合（販売・加工）	鹿児島県警 調味料製造業（製造技術職） 鉱物・金属材料卸売業（販売職）

	水産関連	その他
情報通信科	電気通信に付帯するサービス業（技術系総合職） その他の設備工事業（通信） 電気通信・信号装置工事業（情報通信エンジニア） その他の専門サービス業（検査） その他の運輸に付帯するサービス業（一般技術職） 情報処理・提供サービス業（コンピュータシステム運用） 電子計算機・同付属装置製造業（電気系サービスエンジニア） ◎一般土木建築工事業（一般技術職） ◎製鉄業（鉄鋼製造） 電気工事業（電気工事施工技能職） 電子部品・デバイス製造業（電子部品製造工） 一般機械器具卸売業（システムエンジニア）	漁業協同組合（販売・加工） 海面漁業（甲板員） とび・土工・コンクリート工（一般住宅足場組立・解体） 陸上自衛隊
食品工学科	水産物卸売業（営業職・加工作業員） 各種食料品小売業（販売職） 海面漁業（製造部員） 水産食料品製造業（養殖及び加工・製造販売） 冷凍倉庫業（総合職） 農産保存食料品製造業（食品製造業） 漁業協同組合（販売・加工） パン・菓子製造業（食品製造業） 調味料製造業（製造技術職） 外食産業（接客） ◎電子部品・デバイス製造業（電子部品製造工） ◎金属被覆・熱処理業（製造業）	陸上自衛隊 製茶業

水産関連の教育課程で触れた職業へ向かって飛び立つことは嬉しいという評価もあるが、本校の生徒が選んだ進路がどのようなものであったかの実態を把握する目的のためには、水産関連の範囲を厳密に行うべきである。なぜならば、実習船や実習設備に多額の資金が投入される本校教育の評価にあたり、学校関係者、県民が正確に判断できるように適切な情報が提供されるべきであるからである。

IV. 鹿屋農業高等学校

1. 概要

(1) 設置根拠

鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年）

(2) 沿革

1895 年（明治 28 年）－鹿児島県尋常師範学校附属専科農業講習所として創立

1949 年（昭和 24 年）－鹿屋農業高等学校として独立

2008 年（平成 20 年）－文部科学省「目指せスペシャリスト（スーパー専門高校）」に指定

(3) 特長

国及び県の教育施策に則り、また文部科学省指定農業経営者育成農業高等学校として地域の農業、文

化・産業及び国際社会の発展に寄与する調和のとれた個性豊かな産業人を育成することを教育目標とし、平成 22 年度で創立 115 周年を迎える全国に知られる伝統校で鹿児島県最初の農業校である。

平成 21 年度は自営者養成学科（1 年次のみで、2 年進級時に農業科、畜産動物学科、生物工学科に分かれる）、農業機械科、緑地工学科及び生活科の実質的に 6 科制である。

平成 20 年度から、文部科学省の「目指せスペシャリスト（スーパー専門高校）」の指定を受け環境保全型産業人の育成に取り組んでおり、全国的にも注目されている学校である。

目指せスペシャリスト（スーパー専門高校）（文部科学省ホームページより）：
 先端的な技術等を取り入れた教育や伝統的な産業に関する学習を重点的に行うなど、特色ある取組を行う専門高校を「目指せスペシャリスト」として指定し、将来のスペシャリストの育成に係る教育の教育課程等の改善に資する研究開発を行う。

（４） 施設

所在地：鹿屋市寿 2 丁目 17 番 5 号

建物

総延床面積 28,530 ㎡

主な建物施設

一般建物（一般教室、管理棟、寄宿舎等）	10,464 ㎡
専門関係建物（各科実習室等）	17,324 ㎡

土地

敷地面積 1,352,995 ㎡

主な敷地

校舎敷地（鹿屋市寿）	187,580 ㎡
実習地（4 カ所）	168,698 ㎡
学校林（3 カ所）	1,078,459 ㎡

2. 学校経営の状況（平成21年5月1日現在）

（１） 課程・生徒の状況（人）

（本科）

		1 年	2 年	3 年	合計
自営者養成 学科	男子	67	/	/	67
	女子	18			18
	計	85			85
農業科	男子	/	29	14	43
	女子		5	14	19
	計		34	28	62

		1年	2年	3年	合計
農業機械科	男子	40	37	40	117
	女子				
	計	40	37	40	117
畜産動物科	男子		15	34	49
	女子		10	5	15
	計		25	39	64
生物工学科	男子		21	22	43
	女子		8	8	16
	計		29	30	59
緑地工学科	男子	28	25	25	78
	女子				
	計	31	26	26	83
生活科	男子	29	31	37	97
	女子				
	計	29	31	37	97
合計	男子	135	127	135	397
	女子	50	55	65	170
	計	185	182	200	567

(2) 教職員の状況

校長	教頭	教諭	養護教諭	実習助手	事務職員	用務員	合計
1	1	59 (3)	2	22	8	1	94

() は代替職員の数を表す。

3. 事業実績

(1) 過去3年間の事業実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

歳入科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生産物売払収入	47,846	58,202	64,464
高等学校使用料	55,668	54,497	51,885
その他	2,093	2,711	2,167
計	105,608	115,412	118,516

歳出科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
報酬	10,645	10,623	11,096
共済費	8,720	7,719	10,896
賃金	805	854	1,430

歳出科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
旅費	7,126	9,159	7,924
需用費	79,647	80,369	84,594
役務費	8,111	8,937	10,505
委託料	24,135	26,608	36,599
原材料	4,570	5,145	4,359
備品購入費	7,358	13,668	7,565
負担金、補助及び交付金	5,228	1,638	1,595
その他	605	1,058	862
計	156,956	165,781	177,433

(2) 実施した手続

歳入については生産物売払収入と学校使用料の減免手続を、歳出については平成 21 年度の合計額が 1 百万円以上の科目について担当者への質問を行うとともに任意にサンプルを抽出し、予算執行の手続について関連書類を確認し手続の妥当性を検証している。また重要物品について現物確認を行っている。

歳入科目	金額(千円)	歳入の内容
物品売払収入	11,299	圃場、農場における生産物（下表参照）を近隣住民や畜産業者等に販売したものである。
生産物売払収入	53,233	
高等学校使用料	51,885	主たる内容は月々 9,900 円の授業料である。なお平成 22 年度から授業料を徴収しないこととなっている。

生産物の内訳

歳入科目	内訳	金額（千円）
物品売払収入	乳牛・肉用牛・養豚・養鶏等	11,299
生産物売払収入	家畜類	36,744
	農畜産加工品（豚味噌、缶詰）	3,331
	米・野菜・花き類・果樹等	7,035
	特作等（ペットボトル飲料）・造園・林業等	6,122
	計	64,464

歳出科目	金額（千円）	歳出の内容
報酬	11,096	主たる内容は農業授業、音楽授業、保健体育、初任者研修授業等に関わる非常勤講師及び寮監への報酬である。
共済費	10,896	主たる内容は期限付職員の共済費について学校側が負担すべき額である。
賃金	1,430	緊急雇用対策による事務員補助業務、日直代行員、学校林管理作業員への賃金の支払である。

歳出科目	金額 (千円)	歳出の内容
旅費	7,924	主たる内容は職員の県内、県外への出張、修学旅行に対して支給される旅費（宿泊費、マイカー利用の精算旅費、旅行雑費）、赴任に伴う旅費、宿泊料、移転料(本人分、扶養親族分)である。
需用費	84,594	主たる内容は補修工事等の修繕費、光熱水費、図書館の本の購入費用、学校の紹介パンフレット代等である。
役務費	10,505	主たる内容は生乳出荷手数料、肉牛出荷手数料、一番茶加工手数料などの生産物販売に関わる支払手数料である。
委託料	36,599	主たる内容は学校警備業務、休日・早朝の搾乳業務、畜舎管理業務、自営者養成学科の1年生が入寮する責善寮の給食調理業務、同寮指導業務等にかかる団体、個人への委託である。なお、平成21年度は校舎外壁調査、緑茶ペットボトル加工等があり金額が多くなっている。
原材料	4,359	主たる内容は乳牛、野菜、花、豚みそ加工に関連する費用である。
備品購入費	7,565	主たる内容は果実等裏ごし器（重要物品）、高温高圧洗浄機、蔵書管理用パソコン、シュレッダー、製氷機など学校運営上必要とされる備品等の購入である。なお、平成20年度はバイオディーゼル燃料製造装置やトラクターの購入等があり金額が多くなっている。
負担金、補助及び交付金	1,595	主たる内容は全国農業高等学校校長協会などの諸会費、笠野原土地改良区賦課金などである。なお、平成19年度は鹿屋市公共下水道事業への加入時負担金の支払いがあったため金額が大きくなっている。

現物管理

鹿屋農業高等学校では、農業用機械・車両、食品加工用機械等総額 139,636 千円が重要物品として管理されている。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除き問題となる事項は発見されなかった。

1) 生産物販売所以外の場所で行なわれる現金の授受の取扱い【意見】

通常生産物販売は、校門横に設けられた生産物販売所において、あらかじめ定められた曜日に教諭が立会いのもと、生徒が当番で担当し、当日の売上代金と出納記録を事務室に提出する決まりになっている。しかし所定の曜日以外に販売が行われたり、直接畜舎や圃場など生産物販売所以外の場所で物品と代金の受払いが行われたりする場合があります。このときは教諭が直接担当する。その際現金が長時間教諭の手許に保管されたままの状態になることがあり、紛失盗難等の事故の原因になりかねない。物品販売、生産物販売はなるべく定められた手続どおりに行われる必要があるが、やむを得ず畜舎や圃場、教室その他所定の場所以外で代金の授受が行われる場合には、すみやかに事務室へ引き渡すか事務局が代金の授受を代行するなどの改善が必要である。

2) ペットボトルの試供品提供について【意見】

生産物販売において試供品を無償で提供する場合がある。平成 21 年度では緑茶葉を加工してペットボトル飲料用にして販売しているが、無償提供された試供品の内容は以下のとおりである。販売単価は 1 本あたり 100 円で設定されているので、89,900 円が試供品としての代金となる。

日付	内容	数量 (本)	備考
平成 21 年 7 月	県庁教育委員会 PR 用ほか計 7 回	624	試飲用
平成 21 年 10 月	県産品商談会ほか計 2 回	107	試飲用
平成 21 年 11 月	地区生徒指導会	96	試飲用
平成 22 年 3 月	食アグリマッチングフェア	72	試飲用
年間合計		899	

通常の商品販売であれば、代金との引き換えが根拠となって生産物整理票及び物品出納簿の記帳内容や販売数量の妥当性の検証が可能であるが、無償提供の場合、生産物整理票及び物品出納簿の記帳のみでは提供した数量や在庫数量の正確性を裏付ける根拠に乏しい。提供先の受領印を入手するか、試供品試飲者の記録を残すなど外部証拠を入手する必要がある。

4. 本校を監査対象として選定した観点での監査結果

本校を監査対象として選んだ特長 (75 頁) が他校と比較してどのような教育効果を上げているか、またどのような問題点を含んでいるかの視点で検討した。

本校を監査対象として選定した理由は、本校が農業専門高校の一つであること、及び「目指せスペシャリスト (スーパー専門高校) (文部科学省)」事業推進校であるという特長を有しているからである。そこでこれらの特長が他校と比較してどのような教育効果を上げているか、またどのような問題点を含んでいるかの視点で検討した。

(1) 入学者と卒業生の状況

本校の教育目標は「地域の農業、文化・産業及び国際社会の発展に寄与する調和のとれた個性豊かな産業人の育成」である。つまり、地域の農業を中心に置きつつ関連する産業、分野への就職、進学することを念頭に置いて教育をおこない、人を育てることを目標としている。

まず、このような教育目標が中学校卒業生にどのように受け入れられているかについて、入学者推移で見てみる。

入学年次	入学者推移 (() 内は定員)						計 (240)
	自営者養成学科 (120)			関連産業学科 (80)		生活科 (40)	
	農業科 (40)	畜産動物 学科 (40)	生物工学 科 (40)	農業機械科 (40)	緑地工学科 (40)		
平成 19 年	108			80		40	228
平成 20 年	91			40	29	35	195
平成 21 年	84			40	31	28	183
平成 22 年	38	40	17	32	32	40	199

自営者養成学科は平成 22 年度より科別募集としている。

関連産業学科は平成 20 年度より科別募集としている。

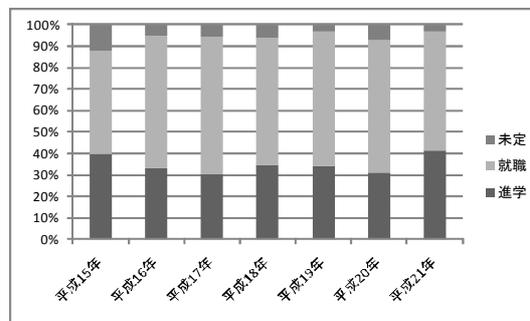
各科とも定員に満たない年度があり、受検者を含む中学校卒業者の理解が得られていない傾向がうかがえる。ただ、受検者数が定員を下回っていても合格レベルに達せず入学を許可されない受検者が相当数おり、高校教育を学ぶに必要な学力を擁して本校の門をたたく中学校卒業者が上表の数であるともいえ、現状が適正な定員設定なのか疑問もわく。

入試年度	科名	定員	受検者	合格者	不合格者	コメント
平成 19 年度	自営者養成学科	120	118	111	7	定員未満
	関連産業学科	80	84	80	4	
	生活科	40	47	40	7	
平成 20 年度	自営者養成学科	120	99	91	8	定員未満
	農業機械科	40	50	40	10	
	緑地工学科	40	36	30	6	定員未満
	生活科	40	41	35	6	定員未満
平成 21 年度	自営者養成学科	120	102	85	17	定員未満
	農業機械科	40	46	40	6	
	緑地工学科	40	36	31	5	定員未満
	生活科	40	32	28	4	定員未満

次に卒業生の進路について見てみる。

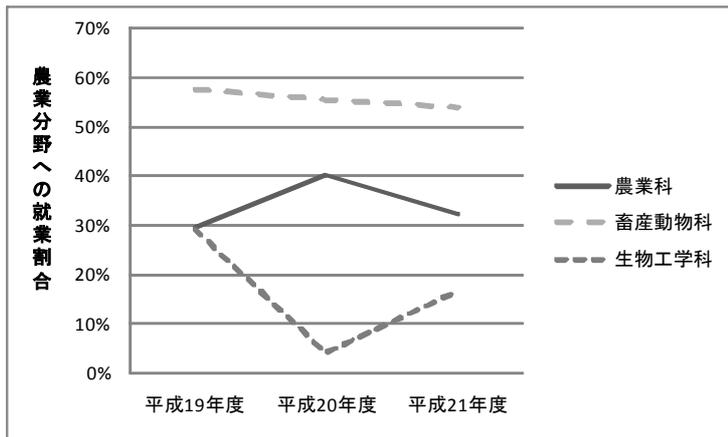
進学、就職の状況について過去 7 年間の実績は次のとおりである。

	進学	就職	未定	計
平成15年	86	104	27	217
平成16年	61	113	10	184
平成17年	59	123	11	193
平成18年	65	110	12	187
平成19年	62	113	6	181
平成20年	57	114	13	184
平成21年	82	110	6	198



毎年度未定者が発生している点は、近年の就職環境の悪化を考慮しても残念ではあるが、9割という高い割合で進学・就職の実績が達成されている状況は評価すべき点と考える。

ところが、定員の半分を占める自営者育成学科の進路を見ると、農業分野への就業の状況は次のとおり低めに推移していることがわかる。



この点について学校の見解を聞いてみると、親の世代がまだ若いことから社会人経験を積んだ後で農業へ就業することを期待していることや、農業や教育課程になにがしかの関わりを持つ分野へ就業していることなどから「産業人の育成」という学校の目標を達成しているという判断であった。

監査人としても基本的には同意するが、本校が普通高校や他の専門高校とは異なる農業分野の産業人育成を標榜していることからして、その最たる自営者育成学科の就業状況実績が上図のようなものでは物足りない。実習のための広大な敷地が準備され多額の資金が投じられていることを考えると、就業割合の向上につながる活動が期待される。

V. 開陽高等学校

1. 概要

(1) 設置根拠

鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年）

(2) 沿革

2000 年（平成 12 年） ー単位制による定時制課程と通信制課程開校

2003 年（平成 15 年） ー全日制課程を設置して移転開校

(3) 特長

本県初の公立単位制高等学校である。単位制の特色は、自分の学習計画に基づいて、自分の興味、関心等に応じた科目を選択し学習できること、学年の区分がなく、自分のペースで学習に取り組むことができること、などが挙げられる。

本校には全日制、定時制、通信制の 3 課程があり、他の県立高等学校と異なる特長はそれぞれ以下のような点である。

項目	全日制	定時制	通信制
学科	普通科・福祉科	普通科・オフィス情報科	普通科・衛生看護科
授業形態	前期（4～9月）後期（10～3月）の2学期制	同左 月～金曜日に 13：30～20：50	自宅における自学自習によってレポートを作成し、その添削指導を受ける。またスクーリングに出席して単位を取得する。
単位等	学年・学級はなく、3年以上在籍し、74単位以上を修得すれば卒業。 時間割は生徒自身で作成し、登録する。		
その他	細かな校則や制服もなく、自己責任・自己管理を原則とする。社会人等の科目履修生制度もある。		遠隔地に居住する生徒の面接指導のために各地に協力校を設け、地域の学校で指導を受けられる。

（４） 施設

所在地：鹿児島市上福元町 5296-1

建物

総延床面積 19,407 m²

主な建物施設

普通教室棟（3階建）	2,235 m ²
図書館棟（3階建）	333 m ²
管理・特別教室棟（4階建）	5,872 m ²
体育館棟（4階建）	3,027 m ²

土地

敷地面積 43,196 m²

主な敷地

校舎敷地	35,243 m ²
駐車場敷地	7,953 m ²

2. 学校経営の状況（平成21年5月1日現在）

（１） 課程・生徒の状況（人）

課程	学科	男	女	計
全日制	普通科	166	213	379
	福祉科	35	73	108
	計	201	286	487
定時制	普通科	85	71	156
	オフィス情報科	43	24	67
	計	128	95	223
通信制	普通科	965	927	1,892
	衛生看護科	3	15	18
	計	968	942	1,910

合計	1,297	1,323	2,620
----	-------	-------	-------

(2) 教職員の状況

	校長	教頭	教諭	養護教諭	実習助手	事務職員	用務員	合計
全日制	1	2	48(4)	1	1	6	1	138
定時制		1	27(3)	1	3	3	1	
通信制		1	35(2)	0	0	5	1	

() は代替職員の数を表す。

3. 事業実績

(1) 過去3年間の事業実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

歳入科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高等学校使用料	67,488	64,786	63,004
その他	4,761	4,983	5,084
計	72,249	69,769	68,088

歳出科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
報酬	27,886	27,925	27,512
共済費	15,660	16,535	18,547
賃金	497	508	2,491
報償費	1,142	863	1,045
旅費	9,554	9,525	8,943
需用費	61,336	58,927	54,266
役務費	3,833	3,969	4,023
委託料	22,252	20,800	18,493
使用料及び賃借料	1,085	1,633	2,368
備品購入費	7,990	7,620	7,168
その他	722	1,196	460
計	151,957	149,501	145,316

(2) 実施した手続

歳入については学校使用料の減免手続を、歳出については平成21年度の合計額が1百万円以上の科目について担当者への質問を行うとともに任意にサンプルを抽出し、予算執行の手続について関連書類を確認し手続の妥当性を検証している。また重要物品について現物確認を行っている。

歳入科目	金額（千円）	歳入の内容
高等学校使用料	63,004	主たる内容は全日制 1 単位あたり 4,455 円、定時制 1 単位あたり 1,620 円の授業料及び通信制 1 単位あたり 310 円の受講料である。なお平成 22 年度から科目履修生の受講料を除き授業料を徴収しないこととなっている。

歳入「その他」の主なものは、教室空調設備に関わる電気代の受入れである。

歳出科目	金額（千円）	歳出の内容
報酬	27,512	主たる内容は書道、語学、音楽等の非常勤講師への報酬、及び学校医等への報酬である。
共済費	18,547	主たる内容は期限付職員の共済費について学校側が負担するべき額である。
賃金	2,491	主たる内容は臨時的な採用職員への支払いである。雇用者対策の予算措置に伴うもので、10 月より 6 ヶ月契約で臨時職員を採用している。
報償費	1,045	主たる内容は毎月支出されている経常的な SC への報償費及び旅費である。
旅費	8,943	主たる内容は職員の県内、県外への出張、修学旅行に対して支給される旅費（宿泊費、マイカー利用の精算旅費、旅行雑費）、赴任に伴う旅費、宿泊料、移転料(本人分、扶養親族分)である。
需用費	54,266	主たる内容は硬式テニスコート整備補修・講義棟網戸等改修や消耗品等の購入である。
役務費	4,023	主たる内容は通信運搬費やシステム設定料等である。
委託料	18,493	主たる内容は学校給食調理等業務・自動制御設備保守業務・警備業務委託・エレベータ保守点検業務である。
使用料及び賃借料	2,368	主たる内容はサーバーの使用料、福祉科施設実習の移動の際のバス利用料、タクシー借り上げ料(福祉科生徒の社会福祉実習に伴う生徒用送迎)である。
備品購入費	7,168	主たる内容はパソコン及びテレビ等の備品、各教科に利用する教材備品等の購入である。

現物管理

開陽高等学校では電子掲示板、インフォメーション端末等総額 43,755 千円が重要物品として管理されている。

(3) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

4. 本校を監査対象として選定した観点での監査結果

本校を監査対象として選んだ特長（75 頁）が他校と比較してどのような教育効果を上げているか、また

どのような問題点を含んでいるかの視点で検討した。

本校を監査対象として選定した理由に、他の県立高校に比較して予算規模が大きい点と、県内で唯一の県立単位制高等学校であることが挙げられる。前者は全日制 2 学科、定時制 2 学科、通信制 2 学科の計 6 学科を有し、それぞれに予算措置が設けられている結果であって、予算執行については上記のとおり、特段問題となる事項はない。

もうひとつの視点として、特に全日制の単位制高等学校としての存在意義やその使命を果たしているかの観点で検討したのでその意見を述べる。

(1) 単位制高等学校とは

単位制高等学校は、学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる高等学校で、文部科学省の提唱で、全国的に高等学校教育改革を総合的に推進するため、まず昭和 63 年度から定時制・通信制課程において導入され、平成 5 年度からは全日制課程においても設置が可能となった。全国の単位制高等学校の設置状況は、平成 20 年度に 857 校であったが、平成 21 年 4 月現在 43 校増加し 900 校となった。

(2) 開陽高校の現状

本県においても上記の流れを受け、平成 7 年度に「鹿児島県公立高等学校再編整備に関する審議会」の答申により、翌年度「新公立高等学校再編整備計画」が発表された。これに基づき、単位制による高等学校の設置が計画され、定時制・通信制、全日制と年度を追って開校された。

下表 1～3 はそれぞれ開陽高等学校の特徴を示すデータである。

<表-1 全日制課程普通科における生徒の動向>

(定員 前期後期合計 160 名)

入学年度	入学者数 (うち編転入学)	退学者数	転籍・転学 注 1	卒業生数 注 2	在籍者数 (平成 21 年度末)
17 年度	159 (50)	26	29	104	0
18 年度	160 (35)	25	21	114	0
19 年度	164 (35)	21	30	102	11
20 年度	164 (39)	23	21	27	93
21 年度	162 (60)	14	19	13	116

注 1：転籍とは全日制から他の課程への転出、転学とは他の高校への転出をいう。

注 2：編転入学者については入学前の単位を通算するため 20 年度及び 21 年度の卒業生が存在する。

<表-2 平成19～21年度の普通科卒業者の進路先実績>

進路先 年度	四年制大学		短期大学		専門学校	就職	進学 就職準備	計 (%)
	国公立	私立	国公立	私立				
19年度	1	17	1	4	20	6	57	106
	18 (17%)		5 (5%)		(19%)	(6%)	(53%)	(100)
20年度	2	18	1	7	28	25	41	122
	20 (16%)		8 (7%)		(23%)	(20%)	(34%)	(100)
21年度	6	21	2	7	32	12	46	126名
	27 (21%)		9 (7%)		(25%)	(10%)	(37%)	(100)

<表-3 不登校児問題に対する実績>

中学校3年間		生徒数 (人)	開陽高校入学後1年間の出席率			
欠席日数	500日を分母にした出席率		40%未満	40～60%	60～80%	80%以上
500日以上	0%	2	—	—	—	2
400～499日	20%未満	3	1	—	1	1
300～399日	20～40%	9	—	1	—	8
200～299日	40～60%	12	1	3	4	4
100～199日	60～80%	13	2	3	—	8
計		39	4	7	5	23

上表から指摘できる点は次の諸点である。

①バリエーション豊かな入学者

全日制普通科を中心に見た場合、入学者は通常の高校入試を経て入学するが、他の県立高等学校への入学経験のある生徒が比較的多く含まれることや、表-3に見られるような、中学校時代の出席率が低い生徒の割合などが相対的に高いことが特徴として挙げられる。また学力については、大学受験を目標とするレベルの生徒から中学校課程の学力レベルを十分には有していないと思われる生徒までおり、入学者の学力や進路希望、入学に至った経緯などについてバリエーションに富んだ生徒が入学してくることなどもある。

②学校生活における特徴的な傾向

卒業生数を見ると、定員160名に対して概ね7割前後で推移しており、途中退学や他の課程への転籍が多いことが注目される。本校では、将来の職業選択の希望や高校での学習意欲に応じて自由度の高い科目選択やそれに基づく自主的な時間割の作成が認められており、自己管理や自己責任による学習が特徴である。しかし反面において学年や学級がないなど、学校への帰属意識や生徒同士あるいは先生との人間的な関係が一般の学校よりも希薄になる傾向も否めない。退学者や途中転籍が多いことの理由との因果関係は特定できないが、単位制高等学校での生徒指導において留意すべき点であると思われる。

③就職・進学等における特徴的な傾向

卒業生の進路においても短大を含む大学進学者と専門学校進学、就職者数が毎年度同程度の人数おり、

進路の多様性を示しているが、特に「進学・就職準備」の割合が高い。3割超を占める就職未定者の割合をどのように評価するかは判断の分かれるところである。詳細な内訳は不明ながら、大学受験のための浪人や昨今の経済情勢を反映したいわゆる就職浪人、そして芸能や特殊な能力を要する分野（たとえば芸術関係やミュージシャン、あるいは職人といわれる徒弟制度を有するような職域等）を目指して積極的に就職を選ばない生徒なども含まれているようである。このような進路の多様性が容認されることも単位制高等学校の長所であると考えられる。しかし、やはり他の職業系高校に比較し、就職内定者と未就職者の割合を見るとバランスを欠いている印象は否めず、就職活動に対する生徒自身の意欲の向上と学校側の支援の取組みを強化する必要があると思われる。

④特別な支援を必要としている生徒の教育の場としての側面

表-3は、平成20年度前期入学者で中学校3年間の欠席日数が100日以上あった生徒39人の本校入学後1年間の出席率が向上していることを示すデータである。これによると中学校時代不登校傾向にあった生徒が、高等学校入学後出席率が平均して向上していることが顕著な特徴として見て取れる。一般の学校における不登校児問題やいじめの原因のなかにはクラスになじめない、同級生や先生とのウマが合わないなども大きな理由にあり、単位制という授業形態が不登校傾向にある生徒やいったん入学した学校になじめなかった生徒にとって通いやすい学校である面も確かである。単位制高等学校の特徴は生徒の自主性や自己管理・自己責任能力の向上に役立つ反面、学校への帰属意識や生徒間、先生との親近感、友情などの醸成にはデメリットとなりがちである旨の記述をしたが、しかしそのような環境の学校であるが故に救われる生徒もおり、単位制高等学校が特別な支援を必要としている生徒の受け皿機能的な要素を持っていることも特筆すべき点である。

入学者の多様なニーズに対応できる許容性の広さが単位制高等学校に求められる利点であり、この視点では開陽高校はその役割を果たしている。しかし在学者の動向や卒業実績を見ると、単位制の利点を活かすためには生徒自身の自己管理能力や自己責任がもっとも重要な資質であることが分かり、この点を受検者によく認識してもらうことが肝要である。そのためには中学校での進路指導担当者や保護者の単位制高等学校に対する理解はもちろんのこと、卒業生の活躍を通じた一般社会での単位制高等学校の認知度向上への取組みや、卒業生の受け入れ先の拡大の取組みも重要な課題である。

VI. 霧島高等学校・牧園高等学校・栗野工業高等学校

1. 概要

(1) 設置根拠

鹿児島県立高等学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年）

(2) 沿革

1948年（昭和23年） - 栗野工業高等学校開校

1949年（昭和24年） - 牧園高等学校開校

2007年（平成19年） - 「かごしま活力ある高校づくり計画ー平成19年度実施計画ー」により栗野工業

高等学校と牧園高等学校を再編整備し、牧園高等学校の場所に新設校を開校することが決定

2008年（平成20年） - 霧島高等学校開校

2010年（平成22年） - 栗野工業高等学校、牧園高等学校閉校

（3） 特長

栗野工業高等学校と牧園高等学校の再編によるものであるため機械科と総合学科を併置している。総合学科においては、普通教科、専門教科以外に学校長の申請による学校設定科目が設けられており、より高度な理解を目指す「数学探求」、茶道、華道などを学ぶ「伝統文化」、観光学に関する「国内観光資源」「観光学基礎」「観光ビジネス実践」といった科目もある。なお、再編に至るまでの3校の学年編成の変遷は以下のとおりである。

所在地	高校名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
霧島市牧園町	霧島		1年生	1、2年生	1、2、3年生
	牧園	1、2、3年生	2、3年生	3年生	
始良郡湧水町	栗野工業	1、2、3年生	2、3年生	3年生	

（4） 施設

所在地：霧島市牧園町宿窪田 330 番地 5

建物

総延床面積 9,345 m²

主な建物施設

管理室・普通教室棟 1 棟（3 階建）	2,612 m ²
多目的室及び特別教室棟 1 棟（3 階建）	2,471 m ²
音楽棟 1 棟（1 階建）	175 m ²
産振実習棟 1 棟（2 階建）	756 m ²

土地

敷地面積 41,890 m²

主な敷地

学校建物敷地	36,967 m ²
テニスコート敷地	2,654 m ²

なお、再編に伴い閉校となった栗野工業高等学校の跡地（土地 90,779 m²、建物 11,736 m²）の利用状況であるが、学校林は湧水町へ無償譲渡、敷地内道路は無償貸付となったものの、その他は遊休地となっている。現在、県庁内の財産管理、企業誘致、保健福祉、私学等の関係各課や教育委員会の関係課で構成される「県立学校跡地活用対策検討委員会」において企業誘致に向けて取り組んでいる状況にある。

2. 学校経営の状況（平成21年5月1日現在）

（1） 課程・生徒の状況（人）

霧島高等学校		1年	2年	3年	合計
機械	男子	40	34		74
	女子	0	0		0
	計	40	34		74
総合学科	男子	54	43		97
	女子	52	65		117
	計	106	108		214
合計	男子	94	77		171
	女子	52	65		117
	計	146	142		288

牧園高等学校		1年	2年	3年	合計
普通	男子			6	6
	女子			14	14
	計			20	20
商業	男子			21	21
	女子			16	16
	計			37	37
合計	男子			27	27
	女子			30	30
	計			57	57

栗野工業高等学校		1年	2年	3年	合計
電子機械	男子			18	18
	女子			0	0
	計			18	18
建設工学	男子			8	8
	女子			3	3
	計			11	11
合計	男子			26	26
	女子			3	3
	計			29	29

(2) 教職員の状況

霧島高等学校

校長	教頭	教諭	養護教諭	実習助手	事務職員	用務員	合計
1	1	39	1	4	5 (2)	1	52

牧園高等学校

校長	教頭	教諭	養護教諭	実習助手	事務職員	用務員	合計
1	1	16 (2)	1	1	3	1	24

栗野工業高校

校長	教頭	教諭	養護教諭	実習助手	事務職員	用務員	合計
1	1	17 (2)	1	5 (1)	3	1	29

() は代替職員の数を表す。

3. 事業実績

(1) 過去3年間の事業実績は以下のとおりである。

霧島高等学校

(単位：千円)

歳入科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高等学校使用料	0	13,827	24,215
その他	33	837	775
計	33	14,664	24,990

歳出科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
報酬	—	1,004	3,672
共済費	90	1,689	2,857
賃金	666	—	525
旅費	135	1,856	2,974
需用費	1,626	12,750	13,436
役務費	613	1,263	1,989
委託料	210	1,119	3,253
備品購入費	2	289	32,899
負担金、補助及び交付金	1,672	7,161	316
その他	2	149	614
計	5,016	27,280	62,535

牧園高等学校

(単位：千円)

歳入科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
------	--------	--------	--------

高等学校使用料	17,169	10,760	5,227
その他	599	429	205
計	17,768	11,189	5,432

歳出科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
報酬	4,893	3,258	2,239
共済費	1,847	2,597	2,596
賃金	1,259	655	1,288
旅費	2,809	1,373	499
需用費	14,061	10,965	9,967
役務費	1,457	1,747	1,290
委託料	2,874	3,217	3,076
備品購入費	359	621	2,042
負担金、補助及び交付金	2,702	1,081	752
その他	634	578	230
計	32,895	26,092	23,979

栗野工業高等学校

(単位：千円)

歳入科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
高等学校使用料	10,961	6,458	2,494
その他	285	208	181
計	11,246	6,666	2,675

歳出科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
報酬	4,787	3,357	2,347
共済費	3,508	3,010	3,718
賃金	649	655	1,214
旅費	2,431	1,282	990
需用費	10,368	7,619	5,342
役務費	818	659	589
委託料	3,198	3,637	3,400
備品購入費	67	240	109
負担金、補助及び交付金	817	377	278
その他	532	563	264
計	27,175	21,399	18,251

(2) 実施した手続

歳入については学校使用料の減免手続を、歳出については平成 21 年度の合計額が 1 百万円以上の科目について担当者への質問を行うとともに任意にサンプルを抽出し、予算執行の手続について関連書類を確認し手続の妥当性を検証している。また重要物品について現物確認を行っている。

霧島高等学校

歳入科目	金額 (千円)	歳入の内容
高等学校使用料	24,215	主たる内容は月々9,900円の授業料である。平成20年度から生徒の受入れを始めたことにより金額が増加している一方、栗野工業高等学校、牧園高等学校においては生徒数の減少により金額が減少してきている。 なお平成22年度から授業料を徴収しないこととなっている。

歳出科目	金額 (千円)	歳出の内容
報酬	3,672	主たる内容は家庭科、美術、書道、音楽、初任者研修によるものである。
共済費	2,857	主たる内容は期限付職員の共済費について学校側が負担すべき額である。
賃金	525	主たる内容は県立学校教育活動等充実事業による臨時職員（事務補助員）の雇用によるものである。
旅費	2,974	主たる内容は職員の県内、県外への出張、修学旅行に対して支給される旅費（宿泊費、マイカー利用の精算旅費、旅行雑費）、赴任に伴う旅費、宿泊料、移転料(本人分、扶養親族分)である。
需用費	13,436	主たる内容は補修工事等の修繕費、水道光熱費、図書館の本の購入費用、学校の紹介パンフレット代等である。なお平成20年度から生徒の受入れを始めたことにより金額が増加している一方、栗野工業高等学校、牧園高等学校においては生徒数の減少により金額が減少してきている。
役務費	1,989	主たる内容は電話料である。
委託料	3,253	主たる内容は重量物品運搬移設並びに稼働調整業務委託（ドリルメイト外運搬調整）重量物品運搬移設並びに稼働調整業務委託（ボブ盤、のこ盤外）パソコン室パソコン移設業務委託である。
備品購入費	32,899	主たる内容は総合実践システム装置（11,970千円）、自動制御工作機に係るパソコン装置等（11,392千円）である。

現物管理

霧島高等学校では総合実践システム装置、自動制御工作機に係るパソコン装置等総額 73,170 千円が重要物品として管理されている。

牧園高等学校

歳入科目	金額（千円）	歳入の内容
高等学校使用料	5,227	主たる内容は授業料である。

歳出科目	金額（千円）	歳出の内容
報酬	2,239	主たる内容は非常勤職員、学校医等への報酬である。
共済費	2,596	主たる内容は期限付職員の共済費について学校側が負担するべき額である。
賃金	1,288	主たる内容は日直代行員、事務補助員等への賃金等である。
旅費	499	主たる内容は出張旅費である。
需用費	7,887	主たる内容は光熱水費のほか、職員住宅補修費、実習室間仕切り補修等である。
役務費	1,140	主たる内容は切手代、浄化槽検査手数料等である。
委託料	3,076	主たる内容は芸術鑑賞会の劇団への支払い、ごみ処理委託等の手数料である。
使用料及び賃借料	383	主たる内容は文化祭の音響機器賃借料である。
備品購入費	752	主たる内容は図書の購入費である。

現物管理

牧園高等学校の主要な重要物品は、閉校に伴い平成 21 年度末において霧島高等学校へ保管替えされている。保管替えの手続は適切に行われていることを確かめた。

栗野工業高等学校

歳入科目	金額（千円）	歳入の内容
高等学校使用料	2,494	主たる内容は授業料である。

歳出科目	金額（千円）	歳出の内容
報酬	2,347	主たる内容は非常勤職員、学校医等への報酬である。
共済費	3,718	主たる内容は期限付職員の共済費について学校側が負担するべき額である。
賃金	1,214	主たる内容は日直代行員、事務補助員等への賃金等である。
旅費	990	主たる内容は出張旅費である。
需用費	5,342	主たる内容は光熱水費のほか、給水設備の漏水補修工等である。
役務費	589	主たる内容は切手代、浄化槽検査手数料等である。
委託料	3,400	主たる内容は警備委託料、校内樹木剪定作業、ごみ処理委託等の手数料である。
備品購入費	109	主たる内容は図書の購入費である。

現物管理

栗野工業高等学校の主要な重要物品は、閉校に伴い霧島高等学校のほか他の工業系高等学校を中心に保管転換されている。保管転換の手続は適切に行われていることを確かめた。なお重要物品台帳上は霧島高等学校の所有であるが、利用の予定がなく移設にも費用がかかるため栗野工業高等学校の校舎内に残っている工業機械が1台ある旨の説明を受けたが、これについての現物確認は行っていない。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除き問題となる事項は発見されなかった。

学校の統廃合を前提とした効果的な支出について【意見】

栗野工業高等学校は平成21年度（平成22年3月）末をもって閉校となり、物品とともに図書も霧島高等学校へ保管転換されたが、一部図書は年度末付近で栗野工業高等学校が所在する湧水町へ無償譲渡、あるいは廃棄された。しかし、無償譲渡あるいは廃棄となった図書の中には下表のように、同年度中において購入したのも散見された。

No.	起案月		総数		うち平成21年度中取得	
			冊数	金額(千円)	冊数	金額(千円)
1	平成22年2月	無償譲渡(湧水町へ)	228	583	5	6
2	平成22年2月	無償譲渡(湧水町へ)	326	910	48	81
3	平成22年3月	廃棄	353	638	6	9
4	平成22年3月	無償譲渡(湧水町へ)	1,094	2,370	6	11

学校における購入対象図書の選定は国語教師、図書室担当者から構成される図書委員会において行われる。また、栗野工業高校の物品や図書は、まずは霧島高校への保管転換を検討し、その次に県下の高校への保管転換、所在する市町村への無償譲渡、廃棄という順序で検討が行われた。

今回、栗野工業高校が平成21年度において廃校になることは同年度中には確実に分かっていたことであり、そこで購入される物品や図書は霧島高校へ保管転換されることを前提にして検討されるべきであった。そもそも「平成21年度中取得」の図書はすべてが平成21年7月あるいは10月の購入であり、半年間棚に据え置いただけで町へ無償譲渡、あるいは廃棄するのであれば相当の理由が求められるものであると考え、そのような理由の提示はなかった。

また、あくまでも県費で購入した図書である以上、市町村への無償譲渡、廃棄という順序の前に県立図書館も保管転換先の候補として列挙するべきであろう。2の無償譲渡における48冊の中には人気小説2冊も含まれており、往査日（平成22年9月14日）現在の鹿児島県立図書館の「図書館蔵書検索システム」において同書はそれぞれ、24件、9件の貸出予約（順番待ち）となっており、「町への無償譲渡」という判断の適切性には疑問を感じる場所である。

少子化に歯止めがかかる状況が見えない以上、学校の統廃合は今後も生じ続けるのであるから上述したような無駄な支出が生じないように購入時には留意して対象図書を選定するべきである。

4. 本校を監査対象として選定した観点での監査結果

本校を監査対象として選んだ特長（75頁）が他校と比較してどのような教育効果を上げているか、また

どのような問題点を含んでいるかの視点で検討した。

本校を監査対象として選定した理由は、少子化、過疎化を主因としてここ数年計画的に実施されている県立高等学校の統廃合事業について、本校をサンプル事例として下記の諸点を検討することであった。

- ①廃校・新設校が並存する期間における需用費、備品購入費等の重複支出。
- ②廃校から新設校への重要物品の保管転換手続、廃校に伴う不要備品等の処分手続の適切性
- ③廃校となる学校の施設設備についての有効活用の検証等

検討結果は次のとおりである。

①の観点については、前述の図書の例に見られるように、廃校となる学校の最終年度においても若干の図書・備品等の購入があり、これらはそのまま新設校の所有となれば無駄な支出とは考えられないが、栗野工業高等学校に見られるように購入後半年で地元自治体に寄付されることとなったような場合には計画的な図書購入であったのか、それらが有効に利用されたかという点には疑問を感じざるを得ない。廃校最終学年の生徒にも新刊書を読ませたいという学校側の思いは汲むところもあるが、廃校が決まっている学校の予算執行については、その後の図書・備品等の継続使用の可能性も十分勘案して判断されなければならない。

②については、重要物品の保管転換及び不要物品の処分とも特に問題となる事項は見受けられなかった。栗野工業高等学校の工業用機械・設備は新設校のみならず、県内他の高校へも保管転換されており、廃校となる学校の教育設備が単なる新設校への引継ぎだけではなく、広く県全体で有効活用が検討されていることは評価できる点である。

③の視点について、廃校となった栗野工業高等学校跡地へも現地視察を行い、現状を確認した。跡地利用については、県立学校跡地活用対策検討委員会が中心となって企業誘致等に努めているが、数件の問い合わせ等があったものの具体的には進行していない。遊休地とはいえ維持管理費用は引き続き発生し、無用の支出である点が問題である。既に廃校となった他の学校跡地についても有効利用に至っていないところが数校あり、学校の統廃合問題にあたって解決すべき重要な課題となっている。引き続き遊休跡地の有効活用への取組みに期待したい。

VII. 武岡台養護学校

1. 概要

(1) 設置根拠

鹿児島県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年）

(2) 沿革

1979 年（昭和 54 年） - 小・中学部開校

1980 年（昭和 55 年） - 高等部開校

(3) 特長

本校は養護学校義務化の年（昭和 54 年）に開校以来、平成 20 年度に創立 30 周年を迎えた知的障害者を教育する特別支援学校である。県立の知的障害特別支援学校としては、鹿児島市地区唯一の学校で、小学部、中学部、高等部（普通科）を設置している。児童生徒の 8 割強が自宅通学生（他は福祉施設入所）で、7 台の通学バスの運行により通学している。

学校教育目標は、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行い、「生きる力」を身に付け、将来の自立や社会参加に向けて、「あかるく、なかよく、たくましく」生きる人間を育成することを目指している。児童生徒は、この校訓の下に障害の特性や状態等に応じた学習に励んでいる。

(4) 施設

所在地：鹿児島市小野町 2760 番地

建物

総延床面積 10,068 m²

主な建物施設

教室棟	3,955 m ²
管理棟	3,604 m ²
食堂棟	845 m ²
体育館	717 m ²

土地

敷地面積 24,879 m²

主な敷地

校舎等敷地	13,609 m ²
校庭	4,185 m ²
遊水・沈砂地	6,788 m ²

2. 学校経営の状況（平成21年5月1日現在）

（1） 課程・生徒の状況（人）

学部	男	女	計
小学部	77	31	108
中学部	55	33	88
高等部	103	60	163
合計	235	124	359

（2） 教職員の状況

校長	教頭	教諭	養護教諭	実習助手	事務職員	栄養教諭	用務員	合計
1	2	139 (9)	2	2	5	1	8	160

（ ）は代替職員の数を表す。

3. 事業実績

（1） 過去3年間の事業実績は以下のとおりである。入手依頼をする。

（単位：千円）

歳出科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
報酬	1,410	5,993	7,046
共済費	16,607	18,300	21,976
賃金	1,310	1,310	1,909
旅費	6,128	4,843	5,996
需用費	28,300	30,255	37,207
役務費	2,751	2,951	3,009
委託料	69,425	77,386	75,005
備品購入費	7,899	2,613	6,627
扶助費	25,020	24,866	26,259
その他	590	312	215
計	159,440	168,829	185,249

（2） 実施した手続

歳出については平成21年度の合計額が1百万円以上の科目について担当者への質問を行うとともに任意にサンプルを抽出し、予算執行の手続について関連書類を確認し手続の妥当性を検証している。また重要物品について現物確認を行っている。

歳出科目	金額(千円)	歳出の内容
報酬	7,046	主たる内容は初任者研修に参加する教員の補充で配置される期限付き任用職員への報酬、教員が巡回指導に校外に出た場合に補充で配置される教育サポーターへの報酬、学校に配置される学校医、看護師（平成 20、21 年度）への報酬、（平成 21 年度の緊急雇用対策事業によって配置された）就労支援員への報酬である。
共済費	21,976	主たる内容は期限付職員の共済費について学校側が負担すべき額である。
賃金	1,909	主たる内容は校内清掃作業に従事する臨時職員に対する賃金及び緊急雇用対策事業にて採用された学級介助補助業務に従事する臨時職員に対する賃金（6 ヶ月間）である。
旅費	5,996	主たる内容は職員の県内、県外への出張、修学旅行に対して支給される旅費（宿泊費、マイカー利用の精算旅費、旅行雑費）、赴任に伴う旅費、宿泊料、移転料(本人分、扶養親族分)である。
需用費	37,207	主たる内容は補修工事等の修繕費、水道光熱費、学校の紹介パンフレット代等である。なお、平成 21 年度は校内 LAN 配備等により金額が多くなっている。
役務費	3,009	主たる内容は切手、電話料金等の通信費用。児童生徒に接する教職員の肝炎検査等への支出である。
委託料	75,005	主たる内容は学校給食の委託業務と通学バスの運行業務である。
備品購入費	6,627	主たる内容はパソコン及びテレビ等の備品、各教科に利用する教材、図書館の本等の購入である。
扶助費	26,259	主たる内容は特別支援教育就学奨励費（給食費、スクールバスの停留所までの移動に発生する交通費、修学旅行費、学用品費等への補助）と呼ばれる保護者への支援費支給である。

現物管理

武岡台養護学校では放送設備、食器洗浄機等総額 17,370 千円が重要物品として管理されている。

(3) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

4. 本校を監査対象として選定した観点での監査結果

本校を監査対象として選んだ特長（75 頁）が他校と比較してどのような教育効果を上げているか、またどのような問題点を含んでいるかの視点で検討した。

本校を監査対象として選定した観点は

- ①特別支援学校における財務事務の執行が適切に行われているか

②特別支援教育に関する社会的な状況の変化や対象者のニーズに対応した学校運営となっているかを検証することである。

①については上記に記したとおりである。②の観点については本校固有の問題というよりも、本県の特別支援学校に共通する課題であると思われる事項も含まれているが、下記のような点が指摘される。

ア) 過密化・過大規模化の視点

下表は鹿児島市地区に所在する養護学校の在籍者数推移を示すデータである。

学校名	設置学科等	対象となる障害	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
			生徒児童数 (学級数)	生徒児童数 (学級数)	生徒児童数 (学級数)
武岡台養護学校	小・中・高	知的障害	317 名 (62)	338 (66)	359 (70)
鹿児島養護学校	小・中・高	肢体不自由	142 (53)	134 (49)	124 (44)
桜丘養護学校	小・中	肢体不自由 ・知的障害	20 (12)	13 (8)	32 (11)
皆与志養護学校	小・中	肢体不自由	43 (19)	45 (20)	38 (17)

本校の場合、在籍者は突出して増加の一途をたどっており、学校の過密化・過大規模化が課題となってきた。この点については県の特別支援教育施設整備検討委員会の提言に基づき、整備計画が進められているが、過密化・過大規模化の解消に当って問題となるのは、学校により対象としている障害が異なることである。現在は知的障害者を対象としている武岡台養護学校においても、平成 25 年度から肢体不自由のある児童生徒も共に学ぶ学校となる予定であり、これに先立ち桜丘養護学校では平成 22 年 4 月から知的障害児も受入れ、肢体不自由のある児童生徒と、知的障害のある児童生徒がともに通える「知肢併置校」としてその役割が変化してきている。現在、県内の特別支援学校全体では、13 校中（盲学校・ろう学校をのぞく）、9 校が「知的障害」と「肢体不自由」の受入れを行っており、今後「知肢併置校」に求められる教育課程や教員養成の在り方が特別支援教育の重要なテーマとなる。施設整備と平行して教育カリキュラムの充実と特別支援教員の資質向上の取り組みにも充実を願いたい。

イ) 特別支援教員養成の必要性

上記に記述した問題に加え、特別支援教育の概念が広範囲化してきている傾向に鑑みて、特別支援学校に勤務する教員のみでなく、通常の学校現場においても特別支援教員免許を有する教員の必要性は年々高まっており、そのための取組みが必要と思われる。

<特別支援教員免許の取得率を比較したデータ>

本県の特別支援教員資格取得率	71.4%（全教員数に占める割合）
特別支援学校における資格者割合の全国平均	68 %

本県の特別支援教員資格の取得者割合は全国平均を上回っており、全教員の約 7 割が有資格者である実態は評価できるが、今後もさらに取得率の向上に努めていただきたい。

ウ) 進学・就業支援の必要性

本校中等部の卒業生はそのほとんどがそのまま高等部へ進学している。下表は高等部の卒業生の進路状況を示すデータである。

<高等部卒業生の進路実績>

区分 年度	福祉施設			児童 福祉 施設	福祉 作業 所	地域活 動支援 センター	家事 手伝 い	就職	進学	計 (人)
	就労 移行	自立 訓練	生活 介護							
19年	1	5	6	7	4	0	3	7	1	34
20年	4	5	14	5	1	0	2	3	1	35
21年	2	9	16	3	2	1	2	10	1	46

進学・就職に関する問題は本校に限らず、障害者教育機関において共通して改善を図らねばならない問題である。本校の場合、一定割合の就職・進学者もいるが、卒業後も引き続き福祉施設での介護・自立訓練等を要する生徒も多く、彼らの受入れに社会の理解や協力が必須であることはいままでもないが、単に教育問題としての取組みよりも、福祉行政として広範囲な視点での取組みが求められる。また、障害児の就業支援策としては、軽度の障害児に対する養護学校での就業教育では十分とは考えられず、この問題については、平成24年度に軽度の障害児の一般就労を目的とする高校課程の特別支援学校を東高等学校内に新設する計画である。軽度の障害児の社会参加について、福祉行政とともに教育行政の観点からも充実した就業教育機関の整備を期待したい。

VIII. 総合教育センター

1. 概要

(1) 設置根拠

鹿児島県総合教育センター設置条例（昭和43年）

(2) 沿革

1968年（昭和43年） - 開所

1986年（昭和61年） - 規則の一部改正により名称を鹿児島県総合教育センターに改称

(3) 事業内容

学校の活性化や教職員の資質能力の向上を図るため、県教育行政の重点施策等を踏まえながら、教科指導や生徒指導など教育に関する諸課題について調査研究を深め、その成果を生かした基本的・専門的研修や研究支援を推進するとともに、教育相談の充実や教育情報の提供に努めることを基本方針として、以下のような事業を行っている。

①調査研究

学校教育推進上の具体的、実践的な課題を的確に把握し、教科等の課題及び総合的な課題解決に資する活動。

②教職員研修

学校の活性化や教職員の資質向上。

③研究支援

学校や教育関係機関等からの教育に関する研究・研修の課題に応えるため研修会等への講師の派遣や来所研究への支援。

④教育相談

特別支援教育や生徒指導等に関する課題への対応。

⑤教育情報提供

指導資料及び研究紀要の発行と Web サイトによる教育情報の提供。

(4) 施設

所在地：鹿児島市宮之浦町 862

建物

総延床面積 12,294 m²

主な建物施設

研修施設	7,549 m ²	第 1 から第 3、特別支援教育及び情報教育の各研修施設がある。
宿泊棟	1,327 m ²	研修者用の宿泊施設である。
大原台講堂	1,088 m ²	式典等を行う施設である。

土地

敷地面積 72,931 m²

2. 事業実績

(1) 過去 3 年間の事業実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

歳出科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
報酬	4,374	4,348	4,348
賃金	2,339	2,339	2,452
報償費	2,363	1,964	1,920
旅費	8,491	6,193	6,510
需用費	28,059	25,618	60,917
役務費	10,132	11,565	11,052
委託料	31,558	28,042	28,040
使用料及び賃借料	29,636	25,098	25,055
備品購入費	2,077	2,045	1,393
その他	939	934	873
計	119,968	108,146	142,560

(2) 実施した手続

歳出については平成21年度の合計額が1百万円以上の科目について担当者への質問を行うとともに任意にサンプルを抽出し、予算執行の手続について関連書類を確認し手続の妥当性を検証している。また重要物品について現物確認を行っている。

歳出科目	金額(千円)	歳出の内容
報酬	4,348	主たる内容は教育相談員への報酬である。
賃金	2,452	事務補助、宿泊棟整理、調査集計（県内外の教育資料等の入力作業、図書台帳の作成業務）に従事する臨時職員の賃金である。
報償費	1,920	主たる内容は教育相談来所者の臨床及び教育相談補助に対する謝金、総合教育センター協議会委員謝金である。
旅費	6,510	主たる内容は職員の県内、県外への出張旅費、赴任に伴う旅費、宿泊料、移転料(本人分、扶養親族分)である。
需用費	60,917	主たる内容は、研修棟の防水、改修工事である。 平成21年度は6棟の工事を行ったため例年に比し多額の支出となった。
役務費	11,052	主たる内容は、各教育機関への郵送物にかかる切手代、宅急便代、電話代及び県立高校インターネット利用のためのプロバイダ接続料等である。
委託料	28,040	主たる内容は、総合教育センター施設設備等総合管理業務、庭園等管理業務、炊事業務、浄化槽維持管理業務等である。
使用料及び賃借料	25,055	主たる内容はパソコンネットワーク設備一式である。
備品購入費	1,393	双眼実体顕微鏡、生物顕微鏡、教材製作セット、液晶プロジェクタの購入である。

現物管理

総合教育センターでは走査型電子顕微鏡一式、万能材料試験機、原子吸光分析装置等総額 112,910 千円が重要物品として管理されている。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除き問題となる事項は発見されなかった。

教職員研修による教職員の資質向上について【意見】

総合教育センターはいうまでもなく、本県教職員の資質向上を図るための中心的機関であり、教育行政に果す役割は大きいものがある。これから先の社会環境の変化に応じて生じる教育現場でのニーズに、的確かつタイムリーに対応する教職員研修制度や情報の提供がますます重要になってくる。社会的なトレンドとして今後充実が期待される研修の分野として考えられるものを付記しておく。

- ①特別支援教育の多様化や対象範囲の拡大に伴う特別支援教育に関する理念や指導方法についての研修
- ②少子化、学校の小規模化に伴う複式学年教室の増加や免許外教科担任教員の必要性に対応した研修

③インターネット環境や ICT 分野におけるパソコンの活用技術の知識と情報モラルの醸成等の情報教育のための研修

④子どもに尊敬され、社会の範となるべき人格を形成するための道徳・倫理等をテーマとする人間性教育のための研修

今後の同センターの研修制度の充実に期待したい。

IX. 図書館

1. 概要

(1) 設置根拠

鹿児島県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年）

(2) 沿革

1912 年（明治 45 年） - 私立鹿児島図書館を県に移管、鹿児島県立図書館と改称

1979 年（昭和 54 年） - 新館竣工

(3) 事業内容

主な業務内容としては以下のような事業を行っている。

①個人、市町村（図書館）への貸出

- ・ 来館する個人に所蔵図書を出借する。
- ・ 貸出希望のある市町村に所蔵図書を出借する。
- ・ 全国の公共図書館との間で図書の相互貸借をする。

②調査相談

- ・ 問い合わせを受け付け、参考となる図書や資料等の情報提供を行う。

③研修講座等の開催

- ・ 学校図書館司書や教職員に対して研修を行う。
- ・ 親子読書研修会などのテーマ別の研修を行う
- ・ 講師の派遣や来館研修の受け入れを行う。

④広報・展示活動

⑤中学生以上向けの学習室の提供

⑥郷土研究のための資料収集

(4) 施設

所在地：鹿児島市城山町 7 番 1 号

建物

総延床面積 11,294 m²

主な建物施設

閲覧室	1階	377 m ²	1階：新聞・雑誌、郷土関係出版物、特設施設
	2階	785 m ²	2階：7万冊以上の開架式図書を所蔵している。
学習室	3階	619 m ²	中学生以上の県民が自学自習する場である。
児童文化室	1階	376 m ²	乳幼児から中学生まで向けの図書を所蔵している。
書庫	6層	1,979 m ²	53万冊以上の書籍類を所蔵している。
文庫編成室	1階	502 m ²	市町村図書館への貸出用図書を所蔵している
大研修室	1階	334 m ²	当館主催の研修会等に利用。200席の客席を有する

身障者用の専用エレベータ・トイレ・インターホン・机を用意している。

また高齢者、弱視者のための拡大読書器や大型活字本も用意されている。さらに手話通訳者による対応も可能である。

土地

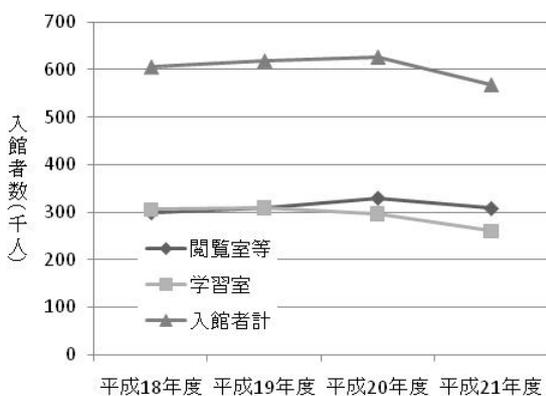
敷地面積 15,942 m²

主な敷地

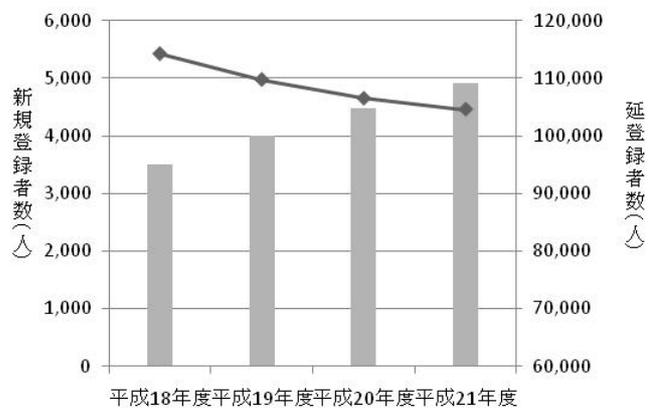
本館敷地	11,294 m ²
------	-----------------------

(5) 概況コメント

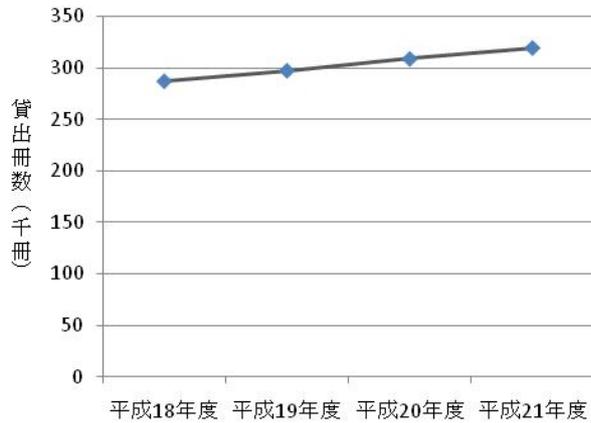
図書館の平成22年度要覧には次のグラフで表されているデータがある。



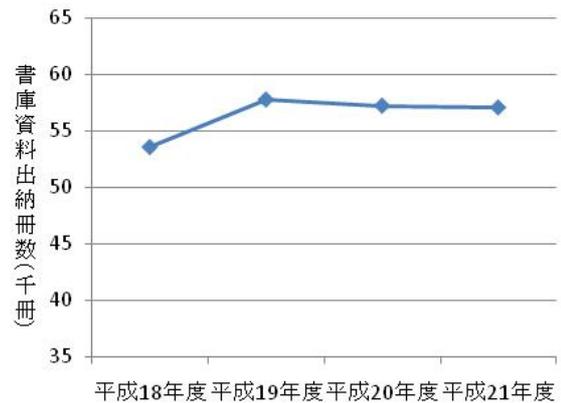
(図 1)



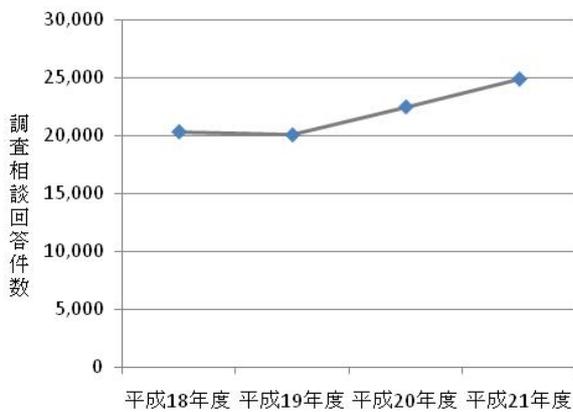
(図 2)



(図 3)



(図 4)



(図 5)

これらは次のようなことを示している。

- ①ここ数年閲覧室等入館者、学習室入館者数ともに伸びが鈍化し、平成 21 年度は合計でも減少に転じた (図 1)
- ②図書貸出のための利用登録者数は延人数では増加しているが、その新規登録者数は減少傾向である (図 2)
- ③貸出冊数は増加しており、ここ 4 年間は前年度比 103%の伸びである (図 3)
- ④書庫資料の出納 (利用件数) は平成 19 年をピークに減少に転じている (図 4)
- ⑤調査相談回答件数は急増している (図 5)

1) 図書館の現状分析について【意見】

図書貸出冊数が増加していることから閲覧室来館者の減少と考え合わせると、1人あたりの貸出冊数が増加していると推定される。熱心に図書貸出しを利用している県民等がいるものと想像するが、この状況について図書館としてはどのような分析ができるのかと見解を求めたところ、「利用者数の減少傾向の理由としては、ほかの公共図書館への利用者流出があるのではないか」というものであり、監査人が

疑問に感じたことの一部に見解を明らかにしただけで、ほかに納得できる分析を示してもらうことはできなかった。確かに利用しなくなった人への追跡調査などは現実的には不可能であると思うが、図書貸出を利用し続けている人が、その貸出し数を増やしているのかどうかについて把握していない様子については意外に感じる場所である。

詳しい分析に至っていない要因は、直接的には現在来館者についてのデータを上に示した人数の情報しか採っていないことにある。ご意見箱の設置やアンケートの実施など、利用者の意見・要望等に関する情報収集に努めてきてはいるが、利用状況等に関するデータの詳しい分析には至っていないと言える。

県民にとってよりよい県立図書館となるために、県民がどのような図書館を望むのか、現在の図書館利用者はどう評価しているか、どのような利用者像なのかを常に意識し、把握することが必要であると考ええる。県民から愛され頼られる図書館であることを目指すことは間違いないであろうから、現状の来館者数把握に加え、利用者の属性（居住市町村や年齢層、性別等の情報、そして来館目的など）や希望や苦情をアンケート等で定期的に入手することを始めたらよいものと考ええる。

なお、平成 23 年 2 月に稼働を開始した「新」図書館情報システムでは「旧」システムで蓄積していたものの利用ができなかったデータも含めて分析することができると聞いている。分析を進め今後を活用されたい。

2. 事業実績

(1) 過去 3 年間の事業実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

歳出費目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
報酬	89	89	3,473
共済費	416	380	628
賃金	14,228	14,214	14,958
報償費	641	432	384
旅費	1,694	1,170	1,665
需用費	37,500	36,154	51,921
役務費	3,049	2,713	2,666
委託料	49,868	47,967	50,242
使用料及び賃借料	32,982	32,981	27,936
備品購入費	32,820	35,948	40,317
負担金補助及び交付金	668	668	666
公課費	88	37	88
計	174,043	172,758	194,944

(2) 実施した手続

歳出については平成 21 年度の合計額が 1 百万円以上の科目について担当者への質問を行うとともに任意にサンプルを抽出し、予算執行の手続について関連書類を確認し手続の妥当性を検証している。また重

要物品について現物確認を行っている。

歳出科目	金額（千円）	歳出の内容
報酬	3,473	主たる内容は館長（非常勤）及び鹿児島県立図書館協議会の委員への報酬である。なお、平成 19、20 年度は館長が常勤であり職員給与として本庁社会教育課から執行されている。
賃金	14,958	主たる内容は奉仕課（貸出・返却カウンター、書庫収納、学習室管理、配架、整架等の業務を行う）、及び資料係（本、資料などの受入作業、製本、補修の業務を行う）の臨時職員の支払賃金である。 通常臨時職員は 6 ヶ月を超えて連続雇用はしないことになっているが、図書館業務の特殊性から継続して雇用している。雇用している臨時職員は全員司書の資格を有している。
旅費	1,665	主たる内容は職員の県内、県外への出張に対して支給される旅行雑費が主である。県内出張であれば 1 日あたり 200 円、県外出張であれば 1 日あたり 1,200 円である。 公用車利用が基本であるが職員のマイカー使用の場合、燃料代相当額として 20 円/km で精算されている。
需用費	51,921	主たる内容は毎月の電気代、補修等の支出である。なお平成 21 年度は整流器及びアルカリ蓄電池取替補修工事等があったため金額が多くなっている。
役務費	2,666	主たる内容は県立奄美図書館や他県図書館とのネットワーク電話回線料や保険料などの支払いである。
委託料	50,242	主たる内容は、清掃業務委託、警備及び受付案内業務委託、施設維持管理業務委託である。
使用料及び賃借料	27,936	主たる内容は、図書館電算システム用機器一式のリース料である。なお、平成 21 年度はリース契約の延長によりリース料が減額となったため金額が少なくなっている。
備品購入費	40,317	主たる内容は、図書館用図書（毎年 3,260 万円程度確保）、マイクロフィルムリーダープリンタ（3 台）の購入である。

現物管理

図書館では入出力ジャック盤架映像音声制御架、図書館車等総額 69,237 千円が重要物品として管理されている。

（3） 監査の結果及び意見

以下の点を除き問題となる事項は発見されなかった。

1) 視聴覚設備（通称スタジオ）の利用実態について【意見】

当館 3 階にある視聴覚室は、建設当時に最新鋭の設備を備え付け、長く利用されてきたが、機器設備の

陳腐化・老朽化、事業内容の変遷に従い、視聴覚室を利用する事業は現在行なわれていない。一方県民交流センター（旧県庁跡地に建設された音楽ホール・学習室・研修室等を備えた多目的共用施設）建設の際に、同センターには最新鋭の視聴覚設備が設置され、視聴覚機器を利用した事業は同センターに移管された。スタジオの現状は開架予定のない書籍や過去の新聞などの一時的なバックヤードとして利用されているが、視聴覚機器が備え付けのままの状態であり、改修等を行っても重量設計上、正式な書庫としては利用できない旨の説明であった。当館では所蔵書籍数や利用者の増加に伴い、書庫スペースは十分とは言えないと判断しているにも関わらず、用途に制限のあるスペースが生じている状態である。本設備の有効活用を積極的に検討されたい。

加えて、一般的に視聴覚機器や電子機器類は技術革新が早く、利用価値が早期に無くなることは容易に推測できるが、なぜ視聴覚機器の入れ替えやスタジオ自体の改修、他の用途への転用などを想定した構造設計がなされなかったのか疑問である。今後の県有施設の新設の際には十分考慮されるべき点であると思われる。

2) 情報発信源として展開してゆくことが必要【意見】

当県は南北 600km の地理的広がりをもつことで県民は様々な恩恵を受ける一方、地理的なハンディキャップを負っていることも否定できない。生涯学習の拠点としての図書館が提供しようとするサービスもその物理的な距離が原因となって十分でない点も多くあることから、市町村図書館等への図書貸出を当館が重要な事業としていることがそれを象徴しているように思う。

そこでここでは、最近急速に使い勝手がよくなっている情報通信技術（ICT）を用いた図書館業務の展開を提案したい。当館所蔵の貴重資料等のデジタル化である。

当館の書庫に収蔵されているもののうちここでしか見ることができない所蔵資料等は、現在のところ本館を訪れて閲覧等を行うことが原則になっている。貴重資料もあり現状の取扱いが適切であることは論を待たないが、その貴重資料の存在や内容を広く県民に知ってもらうという面では手軽くできるという状況ではない。そこで図書をデジタル化して研究者や関心のある県民に提供するという事を進められないだろうか。求める利用者にはオンラインで閲覧を許し、利用してもらうのである。研究者のようなプロは来館して現物にあたる必要があるであろうが、そうでない人にはオンラインで図書館内の貴重資料を見て回るだけでも大変有意義な機会になるものと考えます。

最近ではページをめくるがごとく操作することで図書が読める小型情報端末も多く出回っている。これらや家庭のパソコン、可能であればここ数年で県内各学校に設置が進んだパソコン等を利用して県民が県民の知的財産である図書館所蔵資料の有効利用が図られることになれば、これ以上のことはない。本物が持つ質感等はデジタル化では得られないのであるが資料や図書が消えるわけではなく、ICT を用いることで貴重資料等へアクセスする際の敷居を大幅に下げるものと期待できる。

デジタル化するにも費用がかかることであり、著作権などの権利処理の課題もあるが、当館のような公的機関が率先して進めないといつまでたっても利用が進まないものと考えます。大学などの図書館や国立国会図書館などの検討が進んでいると聞くので是非当館でも中期的な課題として検討されたい。

X. 埋蔵文化財センター

1. 概要

(1) 設置根拠

鹿児島県立埋蔵文化財センター設置条例（平成 4 年）

(2) 沿革

1973 年（昭和 48 年） - 鹿児島市に仮収蔵庫設置

1975 年（昭和 50 年） - 始良町平松に埋蔵文化財収蔵庫設置

1992 年（平成 4 年） - 同所にて埋蔵文化財センターとして開所

2002 年（平成 14 年） - 上野原縄文の森に移転、開所

(3) 事業内容

主な業務内容としては以下のような事業を行っている。

①埋蔵文化財等の発掘調査、整理作業、報告書作成

発掘調査により発見された遺物や図面、写真等を整理記録し報告書にまとめ、併せて収集された遺物等は公開・活用に備えてセンター内の収蔵庫において整理・保管する。

②埋蔵文化財に関する普及・啓発活動

- ・発掘現場及びセンターを開放して、発掘や整理作業、保存処理などの様子を公開する。
- ・埋蔵文化財に対する興味・関心を高める目的で、県内の児童・生徒を対象に「まいぶん出前授業」を実施し、学校等からの要望に合わせて学習教材の貸出しなどを行う。
- ・県民大学連携講座「鹿児島の遺跡に学ぶ」をテーマに考古学講座を開講する。

③埋蔵文化財に関する専門職員の養成と教職員の研修

- ・市町村の埋蔵文化財担当職員等を対象とした研修、新任及び 10 年経験の教員を対象とする研修を行う。
- ・中学校の職場体験学習、高校・大学生のインターンシップや博物館実習等の受入れを行う。

(4) 事業概況

平成 21 年度に行った主な発掘調査等の概要は以下のとおりである。

事業主体	事業名
国土交通省九州地方整備局	・川内川激甚災害対策特別緊急事業坂ノ下遺跡他 ・東九州自動車道天神段遺跡他 ・南九州西回り自動車道西ノ下遺跡他 ・国道 220 号線古江バイパス道鎮守山、宇都上遺跡他
世界文化遺産課（注）	・近代化産業遺跡群関係、鹿児島紡績所跡他
道路建設課	・鹿児島川辺線鳴野原 A 遺跡他 ・志布志福山線高吉 B 遺跡

	<ul style="list-style-type: none"> ・志布志福山線稲荷迫遺跡他 1 遺跡 ・国道 270 号線南下遺跡
河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・万之瀬川改修芝原遺跡他
市町村支援（農地整理課・道路建設課・ほか県内市町）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内遺跡発掘調査 ・町内遺跡発掘調査 ・重要遺跡確認緊急発掘調査

（注）教育委員会の管轄課であり、事業編で内容を検討している。

（５） 施設

所在地：霧島市国分上野原縄文の森 2-1

建物

総延床面積 4,999 m²

主な建物施設

一般収蔵庫	1 階	2,029 m ²	調査の済んだ文化財を保管する
出土品整理室	1 階	287 m ²	出土品の整理作業を行う。
調査課	1 階	280 m ²	分析機器等を用いて出土品の調査を行う。
図書室	2 階	149 m ²	県内外の調査報告書や資料が所蔵されている。

土地

敷地面積 354,671 m²（上野原縄文の森）

（注）埋蔵文化財センターは、上野原縄文の森敷地内にあり、センター固有の敷地は有していない、また上記敷地面積には県有地のほか、霧島市所有の 21,350 m²を含んでいる。

2. 事業実績

（１） 過去 3 年間の事業実績は以下のとおりである。

（単位：千円）

歳出科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
報酬	12,475	13,997	13,922
共済費	3,242	4,701	4,190
賃金	400,806	482,376	587,276
旅費	28,405	40,292	54,760
需用費	67,975	67,542	64,849
役務費	10,046	10,661	7,102
委託料	42,883	68,464	30,283
使用料及び賃借料	166,063	193,888	227,208
その他	40,640	1,135	652
計	826,535	883,056	990,242

(2) 実施した手続

歳出については平成21年度の合計額が1百万円以上の科目について担当者への質問を行うとともに任意にサンプルを抽出し、予算執行の手続について関連書類を確認し手続の妥当性を検証している。また重要物品について現物確認を行っている。

歳出科目	金額 (千円)	歳出の内容
報酬	13,922	主たる内容は調査・発掘業務及び資料等の整理を行う文化財調査員に支給する報酬である。
共済費	4,190	主たる内容は文化財調査員及び臨時職員の共済費についてセンターが負担する額である。
賃金	587,276	主たる内容は発掘現場で発掘作業に従事する臨時職員（発掘調査作業員）の賃金、及びセンター内で整理作業に従事する臨時職員（整理作業員）の賃金である。
旅費	54,760	主たる内容は職員の県内、県外への出張に対して支給される旅費（宿泊費、マイカー利用の精算旅費、旅行雑費）などである。
需用費	64,849	主たる内容は発掘調査・整理作業に係る物品費用、報告書の作成費用である。
役務費	7,102	主たる内容は科学分析にかかる経費である。なお、平成21年度は報告書作成件数が前年度以前に比べ少なく科学分析件数自体が少なかったことにより金額が減少している。
委託料	30,283	主たる内容は遺跡発掘調査に伴う遺構実測調査、実測図作成業務等である。なお、平成21年度は報告書作成件数が前年度以前に比べ少なく委託業務自体が少なかったことにより金額が減少している。
使用料及び賃借料	227,208	主たる内容は発掘調査現場の仮設プレハブ、重機等のリース料である。

現物管理

埋蔵文化財センターでは、収蔵用棚、積層棚、走査型電子顕微鏡、分散型X線分析装置等総額181,310千円が重要物品として管理されている。

(3) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

XI. 博物館

1. 概要

(1) 設置根拠

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和 39 年）

(2) 沿革

1953 年（昭和 28 年） - 鹿児島県立博物館として発足

1981 年（昭和 56 年） - 鹿児島県立博物館新刊開館式挙行、博物館としての登録

2009 年（平成 20 年） - 博物館本館登録有形文化財に登録

(3) 事業内容

主な業務内容としては以下のような事業を行っている。

①県内の自然遺産資料の収集・保管

- ・未収集や学術研究上必要とされる資料を優先順位に応じて収集・保存する。
- ・収集した資料の展示等をとおして県民に広く情報提供する。

②県内の自然及び収蔵資料の調査研究

- ・自然及び収蔵資料の調査研究を行い、県民に広く提供する。
- ・よりよい博物館とするために先進博物館棟の情報収集、動向調査を行う。

③本館、別館において収蔵資料の展示

- ・常設展示：自然、自然史応用、プラネタリウム・恐竜化石の大テーマごとに展示を行う。
- ・企画展示：鹿児島を中心とした自然に関する時宜を得たテーマの展示を行う。
- ・移動博物館：県内の地域を選び、展示や体験活動、学校での紹介授業を行う。

④教育普及活動として科学教室、天文教室、教職員等への研修等

- ・科学教室、天文教室や、教員を対象とした研修を行う。

(4) 施設

所在地：鹿児島市城山町 1 番 1 号

建物

総延床面積 4,764 m²

主な建物施設

本館	2,919 m ²	展示、保管、教育普及スペースで構成されている。
プラネタリウム	1,170 m ²	展示、保管、教育普及、研究スペースで構成されている。

土地

敷地面積 2,400 m²

2. 事業実績

(1) 過去3年間の事業実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

歳入科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
使用料及び手数料	915	874	810
その他(諸収入)	96	93	74
計	1,011	967	884

※ 使用料及び手数料はプラネタリウム室使用料

歳出科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
報酬	15,804	15,698	15,651
共済費	2,160	2,111	2,690
賃金	3,051	3,017	8,439
報償費	782	801	771
旅費	1,871	1,673	1,630
需用費	11,263	10,181	10,550
役務費	1,395	1,463	1,422
委託料	11,309	10,688	12,002
使用料及び賃借料	579	1,432	2,264
その他	127	233	226
計	48,346	47,301	55,649

(2) 実施した手続

歳出については平成21年度の合計額が1百万円以上の科目について担当者への質問を行うとともに任意にサンプルを抽出し、予算執行の手続について関連書類を確認し手続の妥当性を検証している。また重要物品について現物確認を行っている。

歳出科目	金額(千円)	歳出の内容
報酬	15,651	主たる内容は非常勤職員(学芸専門員、学芸指導員)、博物館協議会委員の報酬である。
共済費	2,690	主たる内容は非常勤職員の共済費について博物館が負担すべき額である。
賃金	8,439	主たる内容は学芸情報員(館内展示物等のデータベース作成業務を行う)、学芸調査員(調査業務補助等を行う)に支払う賃金である。平成21年度は国の緊急雇用創出対策により臨時職員(学芸情報員と学芸調査員)

歳出科目	金額(千円)	歳出の内容
		の雇用があったため金額が多くなっている。
旅費	1,630	主たる内容は資料収集調査のために職員が県内各地へ向かうための旅費、また博物館事業の先進地視察のための旅費(宿泊費、マイカー利用の精算旅費、旅行雑費を含む)等である。
需用費	10,550	主たる内容は施設の修繕費、水道光熱費等である。 平成21年度はエレベータの改修が行われた。
役務費	1,422	主たる内容は通信費、動物標本作製代等である。
委託料	12,002	主たる内容は保安全管理業務及び機械警備業務委託料である。
使用料及び賃借料	2,264	主たる内容は収集資料管理システムのリース代、調査時に利用するレンタカー代等である。

現物管理

博物館では化石類、プラネタリウム及び附属機器一式等総額 223,294 千円が重要物品として管理されている。

(3) 監査の結果及び意見

以下の点を除き問題となる事項は発見されなかった。

1) 報酬支給の根拠となる出勤簿の押印・点検について【指摘事項】

学芸指導員の勤務と報酬支払は、次のように行われる。

まず、土、日、祝祭日の勤務が発生するため事前に出勤日を調整した「博物館職員勤務表」が作成される。各人は出勤したら出勤簿に押印する。それを総務(庶務会計)担当者が点検して報酬計算(報酬支給内訳書)に反映し、館長承認の上支給されることになっている。

今回任意の月の出勤簿と報酬支給内訳書を照合したところ、複数の学芸指導員の出勤簿と報酬支給内訳書の内容が不一致であった。差異の原因は

- ・本人が出勤簿へ押印を失念した。
- ・担当者は報酬計算(報酬支給内訳書)作成の際、押印漏れや押印誤り等がないか、出勤簿、博物館職員勤務表、年休処理簿等により確認作業を行ってはいたが、今回、押印漏れのまま報酬支給内訳書を作成した。
- ・担当者は出勤簿の押印漏れについての学芸指導員へ指導は行ったものの、その後押印が実施されたかの確認は行っていなかった。

しかしこのような扱いでは次の諸点において給与計算の正確性が担保されない恐れがある。

- ・出勤の実態が出勤簿に正しく記録されていない。
- ・給与計算は実績を示すべき根拠資料すなわち出勤簿に基づいて手続が進められるべきであるが、出勤実態の記録がないまま給与計算が行われている。
- ・報酬支給内訳書には出勤簿と照合したことを示す照合欄に担当者の押印があるが、押印漏れの出勤簿では照合したことはない。

改善すべき点は次のとおりである。

- ・出勤簿に押印をする学芸指導員本人が適時に押印する。
- ・総務（庶務会計）担当者は出勤簿が実態を示していることの点検を行うとともに、その出勤簿に基づき給与計算を進める。

2) 収納品の利用促進について【意見】

当館の展示スペースが限られていることや、展示企画との兼ね合いで何年も収蔵庫に収納されている物品が多数存在している。中には金額的に大きい（たとえば北極クマの剥製）にもかかわらず展示の機会に恵まれないものもある。

そこで活用機会がないまま収蔵スペースを占拠したままの収蔵品については、市町村や図書館等の施設への貸与等を検討し、積極的に活用していくことを期待したい。また必要がないものに関しては廃棄処分することなどを検討し、展示品の効果的かつ効率的な利用をはかり、博物館のみではなく他の施設をも含めた魅力的な施設の構築を期待したい。

XII. 南薩教育事務所

1. 概要

(1) 設置根拠

鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和 36 年）

(2) 沿革

2010 年（平成 22 年） - 機構再編に伴い管轄地域が枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市に拡大した。

(3) 事業内容

枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市を管轄範囲とし、義務教育課程の小・中学校の支援業務を行う。

(4) 施設

所在地：平成 21 年度…南さつま市加世田東本町 8 番地 13（南薩地域振興局本庁舎内）

平成 22 年度…南さつま市加世田唐仁原 1954-3（南薩地域振興局第 3 庁舎）

建物

延床面積 383 m²

土地

敷地面積 4,313 m²

2. 事業実績

(1) 過去3年間の事業実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

歳出科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
報酬	27,789	26,124	26,781
共済費	1,571	1,907	1,840
賃金	429	598	717
報償費	2,237	2,864	2,952
旅費	42,052	44,458	40,000
需用費	3,016	3,245	2,288
役務費	523	454	492
委託料	504	627	1,657
使用料及び賃借料	1,274	1,183	1,171
その他	9	8	8
計	79,408	81,473	77,911

(2) 実施した手続

歳出については平成21年度の合計額が1百万円以上の科目について担当者への質問を行うとともに任意にサンプルを抽出し、予算執行の手続について関連書類を確認し手続の妥当性を検証している。また重要物品について現物確認を行っている。

歳出科目	金額(千円)	歳出の内容
報酬	26,781	主たる内容は非常勤職員(管内小中学校に配置されているALT及び非常勤講師、社会教育指導員)の報酬である。
共済費	1,840	主たる内容は非常勤職員(ALT、社会教育指導員)の共済費について教育事務所が負担するべき額である。
報償費	2,952	主たる内容はスクールガード・リーダー、地域支援ネットワーク推進員等への報償費である。
旅費	40,000	主たる内容は管内小中学校教職員等が公務(会議、研修等)で移動または出張する際に要する交通費及び異動によって赴任する際の旅費である。
需用費	2,288	主たる内容は消耗品費、教職員住宅の補修工事等の修繕費である。
委託料	1,657	主たる内容は南薩教育事務所移転にかかる物品等の移転運搬業務、移動式書庫の移設業務、電話配線敷設等工事、し尿浄化槽の清掃及び維持管理業務等の委託である。
使用料及び賃借料	1,171	主たる内容はALTの住宅賃借料、人事異動作業に関わる作業室及び複写機使用料等である。

現物管理

南薩教育事務所では移動式書庫、公用車があり総額 6,414 千円が重要物品として管理されている。

(3) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

XIII. 青少年研修センター

1. 概要

(1) 設置根拠

鹿児島県青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 45 年）

(2) 沿革

1970 年（昭和 45 年） - 鹿児島県明治百年記念事業の一つとして開所

2010 年（平成 22 年） - 施設の拡充を図りながら開所 40 周年を迎える

(3) 事業内容

健全な青少年を育成するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づき設置された青少年社会教育施設であり、県内には同様の施設として他に、霧島自然ふれあいセンター（霧島市）、南薩少年自然の家（南さつま市）、奄美少年自然の家（奄美市）が存在する。条例において、青少年又は青少年育成関係者の研修やその自主的な集団研修活動の指導、青少年教育に関する調査研究といった事業を行うことが定められており、具体的には以下のような内容を実践している。

事業形態	内容	対象者
主催事業	施設開放事業	県民一般
	子ども育成事業	児童・生徒
	指導者育成事業	青少年教育・社会教育担当職員、教職員等
	受入促進事業	企業等の新入社員研修担当者、人事担当者等
受入指導事業	学校、各種団体、家庭、サークル、企業等が自主的に企画	

(4) 施設

所在地：鹿児島市宮之浦町 4226-1

建物

延床面積 9,320 m²

主な建物施設

管理棟	2,129 m ²	講堂、大中小研修室、視聴覚室、オリエンテーション室等
-----	----------------------	----------------------------

宿泊棟	2,698 m ²	3階建 1棟、2階建 2棟 宿泊定員計 346人
体育館及び交歓ホール	1,429 m ²	研修者の交流や研修に使用する。

土地

敷地面積 266,530 m²

主な野外施設

つどいの広場（200mトラック、テニス・ドッジボール・バスケットボールコート等）
フィールドアスレチック、かごんまの教え探検（全長 3km）、なかよしアスレチック、
オリエンテーリングゾーン、スポーツ研修ゾーン等

2. 事業実績

(1) 過去3年間の事業実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

歳入科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
社会教育使用料	3,727	6,237	6,476
その他	365	368	339
計	4,092	6,605	6,815

歳出科目	平成19年度	平成20年度	平成21年度
報酬	1,622	1,612	1,612
賃金	1,795	1,017	2,241
旅費	1,859	1,388	1,242
需用費	16,570	17,254	17,031
役務費	2,117	1,990	1,759
委託料	24,617	23,610	21,928
その他	1,252	1,101	1,011
計	49,835	47,975	46,827

(2) 実施した手続

歳入については社会教育使用料を、歳出については平成21年度の合計額が1百万円以上の科目について担当者への質問を行うとともに任意にサンプルを抽出し、予算執行の手続について関連書類を確認し手続の妥当性を検証している。また重要物品について現物確認を行っている。

歳入科目	金額(千円)	歳入の内容
社会教育使用料	6,476	主たる内容は施設使用料である。なお高校生以下の使用料は原則無料である。

歳出科目	金額(千円)	歳出の内容
報酬	1,612	主たる内容は社会教育指導員(非常勤職員)への報酬である。
賃金	2,241	主たる内容は臨時職員(事務補助員等)への賃金である。
旅費	1,242	主たる内容は人事異動にともなう赴任旅費である。
需用費	17,031	主たる内容は光熱水費のほか、野外活動施設の補修工事、柱上負荷開閉器取替え工事等である。
役務費	1,759	主たる内容は宿泊施設寝具のクリーニング代、通信費等である。
委託料	21,928	主たる内容は庁舎清掃業務、屋外環境整備業務、ボイラー運転及び保守業務、し尿浄化槽清掃維持業務である。

現物管理

青少年研修センターではかきあげ式食器洗浄機等総額 21,188 千円が重要物品として管理されている。

(3) 監査の結果及び意見

問題となる事項は発見されなかった。

XIV. 共通事項

1. 私費会計の位置付け【意見】

私費会計とされる各校納金(PTA会費、生徒会費、進路指導費、後援会費など)の収支は、県の歳入歳出経理を経由する資金(公費)ではないため、県監査委員監査においても対象外となっている。この点は包括外部監査も同じである。

しかし次の表のとおり、学校使用料(授業料)と比較しても相当程度金額の重要性が認められると監査人は判断したので、今回包括外部監査の対象外ではあるが、各校の理解と協力を得て取扱いについて聴取したので検討する。監査対象とした各県立学校の私費会計の取扱いを以下にまとめた。

まとめるにあたっての観点は次の諸点である。

- ・徴収根拠が明確か
- ・規則等に事務委託について明記されているか
- ・事務処理の責任の所在が明解か(PTAか校長か事務長か)
- ・会計報告が明解か

	私費会計の内訳(年額)	徴収根拠	説明責任の果し方	事務の委託
錦江湾高等学校	PTA会費 (1,920円)	PTA会則に基づき総会の議決により決定	PTA総会にてPTA会長により報告	委託先の記載なし 但し、役員として会計は学校職員を指定
	生徒会費 (4,080円)	生徒会会則	生徒総会にて生徒会長より報告	委託先の記載なし
	教育振興費 (4,800円) :特色ある学校教育活動を支援する経費	予算案を提示し、PTA理事会・評議員会・総会で承認を得る	監事による監査、PTA総会で監査・会計報告	委託先の記載なし

	私費会計の内訳（年額）	徴収根拠	説明責任の果し方	事務の委託
	後援会費（12,000円） ：施設・設備充実のための経費補助、環境整備・緑化のための経費の補助、その他	後援会規約・細則による	監事による監査、後援会総会で監査・決算報告	委託先の記載なし 但し、役職として会計は学校職員を指定
鹿児島水産高等学校	PTA会費（4,800円）	PTA会則	PTA総会にてPTA会長により報告	規程の明記なし 但し、PTA総会で会計係として委託されている
	生徒会費（本科7,200円）	生徒会会則	生徒総会にて生徒会長より報告	規程の明記なし 但し、慣例上事務室で担当している
	進路指導費（2,280円） ：就職先（職場）開拓のための活動を行うための経費。消耗品費、通信費（お礼状）など	予算案を提示し、PTA理事会・評議員会・総会で承認を得る	PTA総会にてPTA会長により報告	規程の明記なし 但し、PTA総会で会計係として委託されている
	振興費（2,760円） ：就職先開拓活動の人件費に充てる	同上	同上	同上
	体育後援費（1,800円） ：大会等参加のための旅費補助	同上	同上	同上
鹿屋農業高等学校	PTA会費（4,080円）	PTA会則	PTA総会で報告	記載なし
	生徒会費（7,800円）	明瞭ではないが「生徒会に関する規程」	生徒会総会で報告（PTA総会で報告）	記載なし
	農業クラブ費（3,000円） ：農業系高校の生徒組織が運営する発表会等への参加経費等	農業クラブ規約	農業クラブ総会で報告（PTA総会で報告）	記載なし
	進路指導費（3,840円） ：生徒の進学及び就職の指導、開拓に要する経費	進路指導部会則	PTA総会で報告	記載なし
	クラブ後援会費（4,800円） ：体育的・文化的な活動の対外競技大会等への参加経費等	クラブ後援会支出規定	PTA総会で報告	記載なし
霧島高等学校	PTA会費（3,600円）	PTA会則に記載あり	PTA総会にてPTA会長により報告	PTA会則に記載あり
	生徒会費（7,200円）	生徒会規約に記載あり	生徒総会にて生徒会長より報告	生徒会規約に記載あり
	学校後援会会費（9,600円） ：学校の活性化のための経費補助	学校後援会会則	PTA総会にて学校後援会長により報告	後援会会則に記載あり
	体育文化後援会会費（9,600円） ：全国大会、九州大会の出場のための経費等	体育文化後援会会則	PTA総会にて体育文化後援会長により報告	体育文化後援会会則に記載あり
開陽高等学校	PTA会費（5,000円） （全日制）	PTA会則に記載あり	PTA総会の資料に決算報告を明示	PTA会則による。 校長決裁
	教育振興費（1,500円） （全課程） ：特色ある学校教育活動を支援する経費	全日制：PTA総会時に総会議決により決定 定時制・通信制：教育振興会会則に基づき決定	全日制：PTA総会の資料に決算報告を明示 定時制・通信制：教育振興会理事会及び保護者会で会計報告	全日制：規定はないが校長決裁 定時制・通信制：教育振興会理事会で会長が委嘱し、事務処理は校長決裁

	私費会計の内訳（年額）	徴収根拠	説明責任の果し方	事務の委託
	生徒会費（6,000円） （全課程）	全日制：生徒会会則に基づき総会決議により決定 定時制：特になし 通信制：生徒会会則に基づき決定	全日制：生徒総会資料に決算報告を明示 定時制：生徒総会、教育振興会理事会及び保護者会で会計報告 通信制：代議員会で決算の承認を行い、全生徒へ機関誌で報告	全日制：生徒会則に記載あり 定時制：規定はないが校長決裁 通信制：生徒会会則にはないが校長決裁
	文化体育費（2,500円） （全日制） ：部活動等で九州大会や全国大会に出場する際の遠征費並びに芸術鑑賞等に支出する	全日制：生徒総会会則に基づき総会の議決により決定	PTA 総会の資料に決算報告を明示	規定はないが校長決裁
	進路指導費（4,000円） （全日制） ：生徒の進学や就職に関する直接支援や間接支援に支出する。	全日制：生徒総会会則に基づき総会の議決により決定	PTA 総会の資料に決算報告を明示	規定はないが校長決裁
武岡台養護学校	PTA 会費（高等部 4,000円）	PTA 総会の決議	PTA 総会で決算書により説明、承認を得る	PTA 会則
	児童生徒会費（250円）	児童生徒会規則	担当教員が監査し保護者へ決算報告書を送付	児童生徒会規則
	学部費（小学、中学、高等部） （高等部 1,100円） ：教育活動に係る必要経費の徴収	教育活動に係る年間見積額を算出	学期ごとに収支決算報告書を保護者へ送付	学部で担当者を決定
	進路費（高等部）（4,400円） ：進路に係る必要経費の徴収	進路に係る年間見積額を算出	同上	同上

（注） 上表は各校に共通する内容のものを抜粋している。よって鹿屋農業高等学校の寮費、開陽高等学校の給食費、空調設備費、武岡台養護学校の学級費、作業実習費は記載していない。

上表によると各校でばらつきはあるものの次の点が指摘できる。

- ①徴収根拠、説明責任の果し方については概ね適切に対応している。根拠設定が明文化されていない学校ではその対応を行う必要がある。
- ②事務の委託については明確になっていないところが多い。これまでの慣例で続いているものと思われるが、最近開校した霧島高校では明確に記載があることから、他校でも見直しを行い徴収根拠となる規定に記載する必要がある。

私費会計は金額的重要性が高く、処理の正確性と透明性が要求される。これは平成13年3月13日付の各県立学校長宛通知（総務課長通知 鹿教総第458号）「学校における私費会計の適正執行について」に強調されているが「私費は公費と何ら変わらぬ取扱い」を学校現場に求めている点はまったくそのとおりである。よって通知の趣旨を改めて徹底するとともに、上に述べた点の検討を行って明確な私費会計の処理を進めることを期待する。

また、冒頭に記載したが、私費会計は教育委員会の職員が関わっているにもかかわらず、学校間の相互自主検査や監査委員監査の対象となっていない。私費会計側からの求めに応じた任意監査という位置付

けで導入してゆくことが望ましいものとする。

2. 生徒1人当たりの投下コスト【意見】

高校生徒1人当たりに投下した教育委員会予算を以下に示す。ただしこの試算には教職員の人件費は含めていない。

出先名	令達額合計(人件費を除く)	生徒数	生徒1人当たりコスト	備考
	千円	人	千円	
鹿児島水産	275,025	320	859.45	
栗野工業	18,252	29	629.37	再編整備により平成22年3月で閉校
牧園	23,979	57	420.69	再編整備により平成22年3月で閉校
中種子	35,076	89	394.11	再編整備により平成22年3月で閉校
市来農芸	109,161	300	363.87	
南種子	16,762	49	342.08	再編整備により平成22年3月で閉校
鹿屋農業	177,433	567	312.93	
甲陵	52,832	191	276.61	
古仁屋	38,214	145	263.55	
大島工業	41,996	161	260.85	
伊佐農林	74,180	295	251.46	
与論	43,959	177	248.36	
山川	41,835	175	239.06	
岩川	59,024	249	237.04	
大島北	39,566	168	235.51	
加世田常潤	85,068	367	231.79	
霧島	62,536	290	215.64	
垂水	36,007	180	200.04	
喜界	42,085	213	197.58	
福山	44,548	226	197.12	
有明	36,746	190	193.40	
種子島	91,022	474	192.03	
鶴翔	87,285	462	188.93	
沖永良部	57,159	306	186.80	
串木野	33,584	186	180.56	
南大隅	38,472	215	178.94	
財部	26,697	153	174.49	
薩摩中央	88,984	523	170.14	

出先名	令達額合計(人件費を除く)	生徒数	生徒1人当たりコスト	備考
奄美	110,625	676	163.65	
徳之島	70,230	454	154.69	
高山	29,619	193	153.47	
野田女子	69,762	455	153.32	
末吉	59,551	401	148.51	
加世田	76,694	551	139.19	
隼人工業	59,852	468	127.89	
穎娃	45,106	356	126.70	
枕崎	48,262	402	120.06	
出水工業	56,965	475	119.93	
大島	92,906	775	119.88	
鹿屋工業	91,055	768	118.56	
吹上	41,798	354	118.07	
屋久島	32,816	291	112.77	
川薩清修館	48,261	428	112.76	
加治木工業	91,264	814	112.12	
大口	37,363	340	109.89	
薩南工業	55,434	510	108.69	
鹿児島東	61,598	571	107.88	
鹿児島工業	111,736	1059	105.51	
松陽	89,282	945	94.48	
指宿	39,057	422	92.55	
錦江湾	82,191	890	92.35	
種子島中央	23,458	258	90.92	
川辺	40,208	468	85.91	
伊集院	67,470	787	85.73	
鹿児島南	80,246	947	84.74	
甲南	78,984	956	82.62	
蒲生	33,667	412	81.72	
串良商業	39,925	506	78.90	
鶴丸	73,342	956	76.72	
鹿児島西	35,402	467	75.81	
鹿児島中央	71,511	959	74.57	
川内	68,136	918	74.22	
出水	50,922	691	73.69	

出先名	令達額合計(人件費を除く)	生徒数	生徒1人当たりコスト	備考
川内商工	66,052	935	70.64	
鹿屋	66,127	958	69.03	
武岡台	55,988	947	59.12	
志布志	28,870	513	56.28	
加治木	53,036	956	55.48	
開陽	145,317	2620	55.46	
国分	46,689	898	51.99	
奄美(定時制)	310	51	6.07	
明桜館	14,463	0		再編整備により平成22年4月開校
普通校合計	4,419,037	35,558	124.28	

上記データを見ると水産高校、農業高校等の職業系の学校に対する令達額合計及び1人当たりのコストはともに多額になっている。一方で専門性を活かした進路を必ずしも選択していないという状況もあることから、これらの学校の教育目標を達成するためにも進路先等の開拓、予算の配分等を検討すべきであると考えます。

また牧園高校、栗野工業高校、中種子高校、南種子高校といった高校再編により統合される学校の1人当たりコストが高くなっている。統合校では生徒数が減少していくため、1人当たりコストが高くなる傾向にあるのは承知しているが、今回の栗野工業での図書購入のような事例もあり、今後高校再編に当たり必要以上の支出がないよう留意されたい。

3. 委託契約候補者選定理由の不備について【意見】

今回訪問した出先において委託業者候補推薦委員会会議録を閲覧したところ、候補者の選定理由が明確になっていない委託業務が見られる。一般競争入札などであれば応札業者はその企業努力に応じた結果を得る可能性があるが、指名競争入札や随意契約の相見積りによる場合は対象に選定されなければスタートラインに立つことすらできないことになる。学校にとっても業者にとっても重大な影響を及ぼす推薦委員会の会議録に候補者の選定理由が明示されていないと、事務手続の適正性が判断できない。

候補者の選定理由まで記載する必要がある。

第6章 人件費について

教育委員会の歳出において大半を占めるのが学校職員に対する給与（給料・手当等）である。学校職員も基本的には他の地方公務員の給与同様、給料表に基づく給料、各種手当より構成されており、算定課程においても知事部局の企画部情報政策課のデータベースに登録された人事データを元にしてほぼ自動的に実行されることから支給金額については「鹿児島県学校職員の給与に関する条例」に定める給料表（下表参照）が適用されるとともに、学校職員特有の手当も存在する。

表	職務の級	号給	適用者
教育職給料表（一）	1級	1号～129号	県立短期大学に勤務する教育職員 4級特1号から特4号までは学長のみ
	2級	1号～105号	
	3級	1号～89号	
	4級	1号～77号 特1号～特4号	
教育職給料表（二）	1級	1号～153号	高等学校、特別支援学校又は専修学校に勤務する教育職員
	2級	1号～137号	
	3級	1号～77号	
	4級	1号～37号	
教育職給料表（三）	1級	1号～125号	小学校又は中学校に勤務する教育職員
	2級	1号～149号	
	3級	1号～93号	
	4級	1号～37号	

上記以外に医療職給料表（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は共同調理場に勤務する学校栄養職員に適用）、行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての学校職員に適用）、海事職給料表（高等学校の実習船に乗り組む学校職員に適用）が定められている。

1. 各手当の推移

事務局等を含むすべての教育委員会管轄の教職員に係る各手当の平成19年度から21年度までの推移は下表のとおりである。人事委員会勧告による減額措置に加え、教職員数も採用抑制による自然減の状況にあることから総額は毎年減少している。なお、各手当の増減理由は以下のとおりである。

※1：平成21年4月より支給率が減額されたため（約4%⇒約3%）、減少している。

※2：給料を基礎とするため、給料の減額に伴い減少している。

※3：平成21年4月より教員特殊業務手当支給額（日額）が倍増したため増加している。これは、給与等が軒並み減額される中においても、特殊業務に従事している学校職員に対する支給を高めることで労働対価の公平性向上を目指す国の方針に基づくものである。

※4：地域手当…東京事務所職員に係る物価調整手当相当額

(単位：千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度 (A)	平成 21 年度 (B)	増減額 (C=B-A)	増減率 (C/A)	
義務教育等 教員特別手当	2,564,528	2,553,380	1,877,187	▲676,193	▲26.5%	※1
管理職手当	1,142,518	1,093,898	1,056,570	▲37,328	▲3.4%	
定時制通信 教育手当	16,639	16,461	16,520	59	0.4%	
産業教育手当	150,005	148,766	144,207	▲4,559	▲3.1%	
扶養手当	2,318,072	2,322,342	2,313,586	▲8,756	▲0.4%	
通勤手当	1,954,059	1,944,652	1,943,916	▲736	0.0%	
住居手当	2,194,505	2,170,926	2,136,069	▲34,857	▲1.6%	
期末手当	20,843,792	20,804,609	18,659,833	▲2,144,776	▲10.3%	※2
勤勉手当	9,693,269	9,510,038	9,033,832	▲476,206	▲5.0%	※2
特地勤務手当	535,932	495,255	493,311	▲1,944	▲0.4%	
へき地手当	2,728,914	2,635,304	2,525,127	▲110,176	▲4.2%	
宿日直手当	40,290	39,899	38,893	▲1,006	▲2.5%	
超過勤務手当	368,345	352,408	336,831	▲15,577	▲4.4%	
休日給	1,833	1,862	2,292	429	23.1%	
特殊勤務手当	365,291	374,020	591,627	217,606	58.2%	※3
単身赴任手当	205,232	214,058	217,483	3,425	1.6%	
児童手当	488,090	529,155	557,810	28,655	5.4%	
特例児童手当	129,160	108,570	84,510	▲24,060	▲22.2%	
地域手当	1,451	1,996	1,693	▲302	▲15.2%	※4
特例一時金	—	—	—	—	—	
退職手当	15,306,011	12,273,900	11,386,789	▲887,110	▲7.2%	
手当計	61,047,945	57,591,507	53,418,093	▲4,173,414	▲7.2%	
給料	76,859,013	73,013,973	72,135,946	▲878,026	▲1.2%	
合計	137,906,958	130,605,481	125,554,039	▲5,051,441	▲3.9%	

また、給料と、退職手当以外の手当を年間の給与と見立て、毎年度5月1日現在の教育委員会管轄の教職員数で除することで年間の平均給与を算定すると下表のようになる。

平均年齢に大幅な変動はないが平均給与は毎年約2%ずつ減少していることから、前の世代ほどの金額を受給できなくなっている状況にあるといえる。

(単位：千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度 (A)	平成 21 年度 (B)	増減額 (C=B-A)	増減率 (C/A)
給料	76,859,013	73,013,973	72,135,946	▲878,026	▲1.2%
退職手当以外の手当	45,741,933	45,317,607	42,031,303	▲3,286,304	▲7.3%
計	122,600,947	118,331,580	114,167,250	▲4,173,414	▲7.2%
人数(人)	18,007	17,751	17,559	▲192	▲1.1%
平均給与	6,808	6,666	6,501	▲164	▲2.5%
平均年齢 (歳)	義務	39.9	40.3	40.8	
	県立	41.1	40.9	40.9	

注：金額、人数ともに事務局等を含むすべての教育委員会管轄の教職員に係るものであり、平均給与の額は給料及び退職手当以外の手当の合計額を教職員数で単純に除した概数である。

2. 各種手当について

学校職員の給料・各手当は以下のとおりである。なお、各手当の詳細な内容については巻末資料3に記載した。

(1) 給料の調整額

職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職について、給料表に定められた給料月額を調整するものである。

(2) 教職調整額

義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に着目して、その勤務について勤務時間の内外を問わず包括的に評価するものである。なお、これは「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年)に基づき教育職員に対しては原則として超過勤務手当が支給されないこととなったために措置されたものである。

(3) 義務教育等教員特別手当

1) 支給の主旨

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法(いわゆる人材確保法)に基づく教員給与の特別改善措置の一環として、教員の給与水準を特別に調整するものである。

2) 内容

教育職給料表（二）、（三）の適用者に給料月額のおおむね 3.0%（平成 22 年 1 月以降は 2.2%）相当額の定額を支給する。なお、次の者は定額に次の率を乗じた額に減額する。

定時制通信教育手当受給者		3/4
産業教育手当受給者	a. 農業・水産	3/4
	b. a 以外のもの	2/4
幼稚部勤務者		1/2

3) 義務教育等教員特別手当の見直しについて【意見】

上記で見たように、義務教育等教員特別手当は支給率が減額されている状況にあり、この傾向は他都道府県においても同様である。しかしながら「支給の主旨」で記載したように、当該手当は人材確保法（昭和 49 年）に基づき措置されたものであり、当時の高度経済成長経済下において優秀な人材の多くが民間に進む状況においては意義があったのかもしれないが、現在のように教員採用が狭き門となっている状況（下表参照）においてもその必要性はあるのであろうか。この手当を現時点においても残しておくべき性格のものであるかについて他都道府県の動向も見極めながら検討する余地はあるものとする。

教員採用者数

(人)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
新規採用者数	298	257	259	259
受験者数	3,330	3,151	3,062	2,868
合格率 (%)	8.9%	8.2%	8.5%	9.0%

(4) 管理職手当

管理又は監督の地位にある学校職員が占める職の職務ないし職責の特殊性という点で、特別の職責が認められることから給与を特別に調整するものである。

(5) 定時制通信教育手当

定時制教育又は通信教育の振興の観点から、これらの教育に従事する教育職員の勤務ないし勤務の特殊性を給与上特別に評価しその労苦に報いるとともに、必要な人材の誘致・確保を図るものである。

(6) 産業教育手当

産業教育振興の観点から、実習を担当する教育職員の職務ないし勤務の特殊性を給与上評価しその労苦に報いるとともに、必要な人材の誘致・確保を図るものである。

(7) 扶養手当

扶養親族を有する学校職員に支給される手当で、学校職員が扶養親族を有することによる生計の増嵩を補助するものである。

(8) 通勤手当

学校職員の通勤に要する費用を補てんするものである。

(9) 住居手当

学校職員の住居面での出費を補てんするものである。

(10) 期末手当、勤勉手当

1) 支給の主旨

民間における賞与等の特別給に見合うものとして措置するものである（一律支給分に相当）。

2) 内容

基準日（6月1日、12月1日）に在職中の者及び基準日前1ヵ月以内に退職し、又は死亡した者に支給する。

	手当額
期末手当	期末手当基礎額（給料の月額＋扶養手当＋給料の月額×加算割合）×期間率×支給率
勤勉手当	勤勉手当基礎額（給料の月額＋給料の月額×加算割合）×期間率×成績率

加算割合

給料表	職員	加算割合
教育職給料表(二) 教育職給料表(三)	職務の級4級の職員	100分の15（教育委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、100分の20）
	職務の級3級の職員	100分の10
	職務の級2級の職員（教育委員会が人事委員会と協議して定める職員に限る。）	100分の5（教育委員会が人事委員会と協議して定める職員にあつては、100分の10）

期末手当期間率、支給率

在職期間	期間率	支給率	
		6月	12月
6ヵ月	100/100	140/100 (平成22年度は 125/100)	160/100 (平成22年度は 135/100)
5ヵ月以上6ヵ月未満	80/100		
3ヵ月以上5ヵ月未満	60/100		
3ヵ月未満	30/100		

勤勉手当期間率

勤務期間	割合	勤務期間	割合
------	----	------	----

6ヵ月	100/100	2ヵ月15日以上3ヵ月未満	40/100
5ヵ月15日以上6ヵ月未満	95/100	2ヵ月以上2ヵ月15日未満	30/100
5ヵ月以上5ヵ月15日未満	90/100	1ヵ月15日以上2ヵ月未満	20/100
4ヵ月15日以上5ヵ月未満	80/100	1ヵ月以上1ヵ月15日未満	15/100
4ヵ月以上4ヵ月15日未満	70/100	15日以上1ヵ月未満	10/100
3ヵ月15日以上4ヵ月未満	60/100	15日未満	5/100
3ヵ月以上3ヵ月15日未満	50/100	0	0

成績率

	平成21年6月	平成21年12月
勤務成績が特に優秀な職員	86/100～145/100	80/100～135/100
勤務成績が優秀な職員	78.5/100～86/100	73/100～80/100
勤務成績が良好な職員	71/100	66/100
勤務成績が良好でない職員	71/100 未満	66/100 未満

3) 勤勉手当の成績率について【意見】

勤勉手当の成績率は上記の区分によっているが、実際の運用においては4つの区分が設定されているにもかかわらず、ほぼ全員が「勤務成績が良好な職員」に区分されているとのことである。

これは、学校職員に対する制度としての評価は種々存在するが、勤勉手当における成績率については現状では客観的評価基準が完成していない状態であるためである。関係者が納得する客観性の高い基準を最初から設定することは困難であるとは想像するが、導入してその後間断なく見直しをしてゆくことも必要ではないだろうか。それは適切な評価が行われることで現場における子どもに対する最大の教育提供者である教職員のモチベーションを高めることができる手段として期待できるからである。

(11) 特地勤務手当、へき地手当、準ずる手当

特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する高等学校又は特別支援学校に勤務する学校職員の精神的負担や生活上の不便等に対して給与上の措置をするものである。
へき地手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する小中学校に勤務する学校職員の精神的負担や生活上の不便等に対して給与上の措置をするものである。
準ずる手当	異動等に伴って転居せざるを得なくなった学校職員について、生活の不便な地における勤務に伴う生活を不便と感じ、苦痛する程度に、その従前から居住している者とそうでない者との間に相当の差があることに鑑み、給与上の措置を講じへき地公署等への異動の円滑化を図るものである。

(12) 宿日直手当

正規の勤務時間以外の時間及び休日等における庁舎の管理等の勤務などの断続的な勤務を命ぜられた場合に、それらの勤務に対して措置するものである（休日給等との併給不可）。

(13) 超過勤務手当、休日給

超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した場合に、その勤務した時間に対して措置するものである。
休日給	学校職員が、祝日法による休日又は年末年始の休日等正規の勤務時間内に勤務することを命ぜられて勤務する場合に、特に勤務を命ぜられていない職員（当該日も給与が全額支給される。）との不均衡を解消するための措置である。

(14) 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料（給料表上の給料月額又は給料の調整額）で考慮することが適当でない認められるものに従事する学校職員に対して、その特殊性に応じて措置するものである。

なお教員特殊業務手当については、平成21年4月以前は金額が（ ）内の数値であったが、文部科学省が「メリハリある教員給与体系」を目指す中において、①部活動の顧問を担当する教員の勤務時間は担当しない教員に比べて多くなっており、部活動を通じた教育指導を行う教員を処遇すること、②非常災害時等緊急業務、修学旅行等引率指導業務及び対外運動競技等引率指導業務に係る教員特殊業務手当についても、それぞれの業務の特殊性や困難性が高まっていることを踏まえ、その充実をはかるために増額したものである。

(15) 単身赴任手当

異動又は公署の移転に伴い、住居を移転し、配偶者等と別居した学校職員の二重生活に対する出費を補填するものである。

(16) 管理職員特別勤務手当

管理職手当を補完する趣旨で、給与制度上十分に評価されていない週休日等における勤務に対して措置するものである。

(17) 退職手当

学校職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給するものである。

3. 毎月の給与支払事務の流れ

(1) 給料

各教職員の人事関連情報は、給与支払管理者等から提出された「人事基本報告書」等を元に情報政策課でデータベース登録されているため、給料表に基づいて自動で算定される。なお、情報政策課の入退室はカード、管理簿において厳格に制限されている。

(2) 手当

- ①小・中学校…毎月、現場の担当職員が紙面の「給与手当報告書」「実績手当等報告書」（以下、「報告書等」）に各教職員の各手当の内容・実績（時間・回数）を記入・点検した後、当該報告書等は各教育事務所を經由して教職員課給与支払係へ送付される。教職員課給与支払係は内容をチェックして情報政策課へ送付し、外部委託先の業者がその内容をパンチ入力することでデータが情報政策課システムに反映される。
- ②①以外（高校、教育庁等）…毎月、現場の担当職員が設置端末において各教職員の各手当の内容・実績（時間・回数）を入力する。入力されたデータは情報政策課システムへ送信される。報告書等は現場で出力の上、点検・保管される。

	①小・中学校	①以外（高校、教育庁等）
給与手当報告書 実績手当等報告書	現場で紙面記入・点検 ⇒各教育事務所 ⇒教職員課給与支払係 ⇒情報政策課 ⇒外部委託先の業者 ⇒教職員課給与支払係が保管	現場で端末入力 ⇒現場で点検の上、保管
データ入力	外部委託先の業者（※）	現場で端末入力
エラー修正	エラーについては教職員課が行う	

※毎年度、一般競争入札により選定。

(3) 給与支給内訳書

教職員課給与支払係が取りまとめて発送作業を行う。

(4) 監査の結果及び意見

上記内容のうちデータ入力以降の作業は完全に自動化されたものであるとともに、情報へのアクセスが情報政策課管理下にあるシステムスペースへの入退室も含めて厳格に制限されている。そのため、各出先で出勤簿、教育業務連絡指導手当確認簿、教員特殊業務確認簿等から実績手当等報告書への反映の正確性をサンプルで検証するとともに、承認課程についても検証を行ったが、特に問題であると思われる事項は発見されなかった。

第3編 最後に

平成22年度包括外部監査を終えるにあたり、全体的な感想と要望を述べる。

・事業の評価について

監査人は第2編第2章の冒頭に記載したとおり、「子ども」との関係において事業の有効性の評価を検討する等の目標をたて、監査を実施した。

監査人が行おうとする有効性の評価の手がかりとして、教育委員会が有している事業の評価結果を問い合わせることがあったが、得られる回答は私が期待するような明解、明瞭なものではなかったという印象である。担当者は成果を例示するが、それはその担当者が実感する成果であり客観的にあるいは定量的に検証できるものではなく、それもサービス供給者である教育委員会側の話であって、サービスを受ける側の子どもたちや保護者の評価や意見が盛り込まれたものは多くはなかった。また担当者から「予算の執行がすなわち事業の成果であり、毎年度少しずつ見直しをしているから評価もできている」と言われても監査人はそれこそ何とも評価できない。

教育行政は結果に時間がかかる性質のものだと言えそうであろうし、1年ごとに具体的な成果を出し評価をおこなうことが困難な場合も多かろう。また国の教育政策や方針の転換（たとえば、ゆとりから脱ゆとり）には従わねばならないから、教育現場を持つ教育委員会では監査人がうかがい知ることのできなかった事業執行の奮闘があり、未だ評価の段階ではないと判断をしたケースもあるだろう。

しかし、県民が負託したお金の使い方である。常にそれらの事業が達成すべき成果を具体的に掲げて執行にあたり、適切な時期に繰り返し事業の成果を具体的に評価することが必要である。可能な限り具体的な成果目標の設定と結果の評価が繰り返し行われるように取り組んでいただき、最大の受益者である子どもや保護者、県民にわかりやすく伝わるようにしていただきたい。

・教育費に占める人件費について

教育委員会関連予算の中身を分析して特徴的だったのは、人件費割合の際だった高さである。知事部局を含めた鹿児島県全体の予算に占める人件費の割合は30%弱であるが、教育費に限ってみれば人件費の割合は約90%である（第2編 第1章 III参照）。これは教育行政に必要なコストのほとんどは教職員の人件費であるということである。

教育委員会の業務内容を包括外部監査の目で見ると、子どもを育てるという教育行政サービスは、ひとえに教職員にかかっているということも再認識させられた。人件費支出の大きさがすなわち教育行政が担うべき責任の大きさであり、県民の期待の大きさと言い換えることも出来よう。監査人としても教職員をはじめとする教育行政に携わる関係者の今後のより一層の活躍を期待する。

さて、監査の常道からすればこの人件費に注目して監査をおこなうべきであるが、第2編 第2章 2に記載したとおりあえて人件費にスポットを当てることはしなかった。それは人件費、結局のところ各教職員の給料水準はこれまでの様々な検討の結果であり包括外部監査になじまないと判断したからである。また教職員の人件費の水準は、県職員とそれとの強く関連していると考えられることから、教職員人件

費だけを対象とした検討は有意義であるとは判断できなかった。

包括外部監査の作業が佳境を迎える 11 月から 12 月頃になると、外部監査人執務室の隣室が県当局と県職員、教職員との団体交渉の会場となる。怒号飛び交う激しいやりとりが廊下越しに聞こえる様子に接するにつれ、職務遂行及び責任遂行の負担に対して支払われる人件費の改定プロセスに、教育行政の最大の受益者である子どもや保護者などが立ち会っていないことはどのように理解すればよいのであろうか、と素朴な疑問がわく（無論、最終的には県民の代表である県議会で関係条例の改正についての審議がなされ、その議決を受けているのであるが）。

雇用する県当局、教育委員会が責任を持って、労務を提供する県職員、教職員と協議を行っているわけであるが、そのプロセスの公開があってもいいのではないだろうかと考える。受益者でありかつスポンサーである県民がこの様子を見て、適否あるいは賛否を判断すればいいのである。

・学校現場の課題を共有することについて

これまでもいろいろな機会に言われていることであるが、教育現場の教職員にかかる負荷は、複雑にかつ膨大なものになってきているようである。教職員側からすれば十分な情報発信を行い、県の基本方針に沿った開かれた学校づくりを進めているにも関わらず、という思いがあるであろう。保護者などからの要望は内容や頻度、範囲の広狭を変化させながら複雑化しているものと想像する。

このような過酷とも言えるような教育現場がありながら、しかし本県の場合、教育行政について県民の活発な議論が起きているとは仄聞することはないようである。なぜだろうか。

教育委員会で十分対応しているからその議論になる前までに一定の解決を見ていると言うことが考えられる。それはそれで望ましい状態と言えよう。

ただどのようなことが教育現場で起こっているのか、教育委員会が課題として認識していること、今後取り組まなければならないことは何かについて、県民に十分伝わっているであろうか。県民に伝わっていないければ、県民は教育現場の課題を共有できず、結果的に県民は教育のプロたる教職員や教育委員会に任せっきりになり議論が起こることもないであろう。

このような解決の仕方はどのような場合でも適切である、とは言えない。教育行政サービスの提供者側中心のアプローチではなく、教育行政の受益者である子どもや保護者、地域住民が議論に加わる仕組み作りが必要なのではないか。

それには何よりも地域にある学校に対する現状認識を共有することが必要である。そのためには教育委員会が県民へ向けてわかりやすく、具体的に情報提供することが必要であると考え。教育委員会のホームページに当たり障りのない情報を掲示するだけでは足りず、各学校や PTA、地域の公民館団体などへ認識する課題を公表して共有し、積極的に議論の輪に巻き込む環境作りを行うべきである。なぜならそのことによって結果的に地域の持つ知恵や行動力が自発的に発揮され、課題解決へ強力な援軍となることが期待できると考えるからである。

第4編 巻末資料

巻末資料 1

教育委員会が行う事業の一覧及び監査の対象の選択実施状況は以下のとおりである。
課ごとに示してある。

表中右端列の凡例

記載内容	検討の有無、行わない場合その理由
○	検討を行う
× (人件費)	1万7千人余の教職員の給与、手当等に集計結果であり、歳出額の個別の検討は包括外部監査として実施することは適当でないと判断したため行わない。但し、出先機関において手当の根拠となる勤務実態についてはサンプルで検討を行い、また手当の概要把握と検討は第6章にて実施している。
× (建築等)	校舎等の建築、大規模補修など、教育委員会から知事部局建築課等へ予算の移し替え等により執行される事業については、積算、入札などの契約事務手続が主要な問題になり、教育行政目標の「人づくり」という観点からやや離れるため検討は行わない。
× (金額僅少)	事業の概要聴取の上必要と判断した事業以外は、歳出額がおおよそ10百万円以下のもの及び少額の支出(公用車利用による旅費精算200円など)が多数回執行されるものについては金額的な重要性が乏しいと判断し、検討は行わない。
× (H21実施)	平成21年度包括外部監査にて監査対象として検討を行ったため、当年度は検討対象としない。

○総務福利課 款：教育費

(千円)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	検討の有無
教育総務費/				
教育委員会費//教育委員会運営費	13,142	12,746	12,348	○
事務局費//				
職員給与関係費	2,246,443	2,073,269	2,053,890	× (人件費)
事務局運営費	28,292	28,808	25,031	○
広報活動事業費	3,237	1,524	1,370	× (金額僅少)
教育事務所運営費	28,070	27,846	32,877	○
育英財団補助事業	82,627	84,876	110,456	× (H21実施)
育英財団貸付事業	2,033,487	1,950,216	2,053,861	× (H21実施)
教育研修施設リフレッシュ事業	0	0	2,929	× (金額僅少)
教育文化体育施設リフレッシュ事業	0	0	4,183	× (金額僅少)
地上デジタル放送対応事業	0	0	2,513	× (金額僅少)
高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金造成事業	0	0	1,076,105	○
教職員人事費//				

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	検討の有無
福利厚生事業運営費	33,174	29,717	27,858	○
教職員相談事業	3,045	3,022	2,830	× (金額僅少)
教育界永年勤続者表彰事業	618	542	298	× (金額僅少)
教職員住宅建設費償還事業	591,993	591,584	569,183	○
教職員住宅維持補修事業	144,916	139,929	124,042	○
公立学校共済組合鹿児島宿泊所補助事業	127,999	125,556	123,115	○
県有施設外壁打診調査事業	0	0	0	× (金額僅少)
恩給及び退職年金費//				
恩給及び退職年金給与	748,702	665,369	574,558	× (人件費)
高等学校費/				
高等学校総務費//				
県立学校管理運営費	4,041	5,770	97,190	○
校務情報化整備事業	0	13,680	18	○
県立学校 ICT 化整備事業	0	0	502,199	○
全日制高等学校管理費//				
全日制高等学校管理運営費	1,824,230	1,760,659	1,713,422	○
全日制高等学校実習費	252,491	265,196	281,601	○
定時制高等学校管理費//定時制高等学校管理運営費	16,179	15,340	13,957	○
教育振興費//農業経営者寮管理運営費	38,785	40,713	40,418	○
通信教育費//通信制高等学校管理運営費	14,487	14,553	12,616	○
実習船運営費//実習船運営費	427,215	380,698	365,082	○
特別支援学校費/盲ろう・養護・特別支援学校費//				
特別支援学校管理運営費	719,365	742,441	724,984	○

○学校施設課 款：教育費

(千円)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
教育総務費/				
事務局費//				
振興管理事業	2,205	1,389	1,382	× (金額僅少)
学校建設指導事業	8,736	6,587	5,605	× (金額僅少)
教育施設アスベスト対策事業	0	1,135	0	× (金額僅少)
教育指導費//				
盲・ろう・養護学校パソコン整備事業	2,752	0	0	× (金額僅少)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
県立学校給食設備改善事業	9,835	7,825	7,074	× (金額僅少)
高等学校費/				
高等学校総務費//				
大成寮運営事業	9,388	9,220	9,450	○
県立学校財産管理事業	3,768	5,003	3,312	× (金額僅少)
教育振興費//				
理科教育等設備整備事業	11,167	11,169	41,138	○
産業教育設備整備事業	103,774	74,044	121,751	○
県立高校パソコン整備事業 (専門学科)	54,892	63,605	0	○
県立高校パソコン整備事業 (普通学科)	25,496	24,175	0	
県立高校パソコン整備事業	0	0	98,599	
LL 設備整備事業	21,787	0	0	× (金額僅少)
学校建設費//				
高等学校建物整備事業	2,325,180	2,115,212	2,568,496	× (建築等)
産業教育施設整備事業	956,992	685,130	250,448	× (建築等)
県立高校空調設備整備事業	55,346	41,839	45,461	× (建築等)
運動場整備事業	87,677	4,455	112,778	× (建築等)
県立学校屋体改築事業	344,640	929,807	179,136	× (建築等)
高等学校耐震診断事業	85,441	92,933	84,702	× (建築等)
県立高等学校体育施設整備事業	64,840	33,739	71,007	× (建築等)
県立奄美高校・県立奄美図書館整備事業 (高校)	264,818	941,026	872,544	× (建築等)
県立高校環境整備事業	5,071	5,076	4,725	× (建築等)
県立学校地球温暖化対策推進事業	0	0	421,108	× (建築等)
県有施設外壁打診調査事業	0	0	0	× (建築等)
特別支援学校費/盲ろう・養護・特別支援学校費//				
盲ろう学校設備充実事業	782	0	0	× (金額僅少)
盲ろう学校管理運営事業	5,352	0	0	× (金額僅少)
盲ろう学校建物整備事業	53,104	0	0	× (建築等)
養護学校設備充実事業	1,209	0	0	× (金額僅少)
養護学校管理運営事業	26,463	0	0	× (金額僅少)
養護学校建物整備事業	469,266	0	0	× (建築等)
養護学校空調設備整備事業	233,669	0	0	× (建築等)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
鹿児島盲学校施設整備事業	44,583	64,990	605,604	× (建築等)
特別支援学校パソコン整備事業	0	3,768	4,422	× (金額僅少)
特別支援学校管理運営事業	0	27,211	29,561	× (金額僅少)
特別支援学校建物整備事業	0	260,633	334,655	× (建築等)
特別支援学校空調設備整備事業	0	13,238	9,965	× (建築等)
鹿児島養護学校施設整備事業	0	0	14,771	× (建築等)
県立学校地球温暖化対策推進事業	0	0	35,765	× (建築等)
県有施設外壁打診調査事業	0	0	0	× (建築等)

教職員課 款：教育費

(千円)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
教育総務費/				
事務局費//				
人事企画調査事務	2,602	4,137	4,044	× (金額僅少)
学校経営管理事務	1,193	1,423	1,257	× (金額僅少)
予算給与管理事務	2,868	2,304	2,677	× (金額僅少)
給与支払事務	1,349	1,074	999	× (金額僅少)
教職員人事費//				
人事異動関係事務	22,064	21,394	21,593	× (金額僅少)
人事管理事務	3,567	16,828	5,634	× (金額僅少)
学校管理研修事務	208	208	208	× (金額僅少)
争訟関係事務	7,233	9,091	9,581	× (金額僅少)
免許法認定講習	1,371	1,300	1,300	× (金額僅少)
学校の組織運営に関する調査研究	1,355	0	0	× (金額僅少)
電子計算組織維持管理費	2,501	2,218	760	× (金額僅少)
人事事務支援システム開発	0	0	9,821	× (金額僅少)
退職手当	0	12,111,348	11,252,359	× (人件費)
小学校費/教職員費//				
教職員給与関係費	71,370,888	63,944,711	62,525,272	× (人件費)
教職員費	591,248	570,513	549,499	○
中学校費/教職員費//				
教職員給与関係費	41,194,415	36,436,663	35,568,258	× (人件費)
教職員費	431,861	404,234	373,627	○
高等学校費/				
全日制高等学校管理費//				
教職員給与関係費	34,964,534	28,013,544	26,853,602	× (人件費)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
高等学校管理費	621,084	632,869	612,884	○
定時制高等学校管理費//				
教職員給与関係費	450,695	342,561	341,617	× (人件費)
高等学校管理費	20,184	18,721	19,105	○
通信教育費//				
教職員給与関係費	487,586	309,581	301,314	× (人件費)
高等学校管理費	8,083	7,977	7,122	○
特別支援学校費/盲ろう・養護・特別支援学校費//				
教職員給与関係費	10,684,777	9,244,257	9,250,996	× (人件費)
学校管理費	109,167	143,137	150,762	○

○義務教育課 款：教育費

(千円)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
教育総務費/				
教育指導費//				
学力水準向上費	6,090	4,763	5,416	× (金額僅少)
特別支援教育指導費	456	341	0	× (金額僅少)
教育研修指導費	1,270	1,069	907	× (金額僅少)
就学奨励関係事務費	833	791	790	× (金額僅少)
就学奨励費管理システム開発事業	0	3,011	0	× (金額僅少)
教科書選択無償給与費	585	597	540	× (金額僅少)
教育実践研究会	1,130	0	0	× (金額僅少)
基礎学力向上推進事業	3,360	3,327	3,297	× (金額僅少)
中学校学力向上推進事業	3,010	2,007	0	× (金額僅少)
小学校英語教育推進事業	8,645	9,516	0	× (金額僅少)
学校評価システム実践研究事業	4,351	0	3,863	× (金額僅少)
豊かな体験活動推進事業	8,368	9,240	4,668	× (金額僅少)
子どものサポート体制整備事業	15,692	15,160	10,753	○
子どもと親の相談員配置事業	12,528	0	0	× (金額僅少)
いじめ問題等対策事業	2,120	1,396	1,329	× (金額僅少)
スクールカウンセラー配置事業	39,830	27,889	28,498	○
不登校児童生徒支援メイクふれんず事業	857	0	0	× (金額僅少)
現職教員等研修事業	2,048	1,704	1,425	× (金額僅少)
初任者研修事業	7,974	7,587	7,587	○

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
幼稚園新規採用教員研修事業	1,316	2,248	614	× (金額僅少)
可能性を伸ばす教育推進事業	1,110	755	0	× (金額僅少)
特別支援教育アドバイザー配置事業	9,305	8,297	0	× (金額僅少)
特別支援教育あり方検討事業	0	279	0	× (金額僅少)
スクールソーシャルワーカー実践研究事業	0	36,128	32,584	○
中学校学力向上総合プラン	0	0	2,234	× (金額僅少)
学力調査活用等アクションプラン推進事業	0	0	6,237	× (金額僅少)
学力調査等を活用した学校改善推進事業	0	1,811	0	× (金額僅少)
理科支援員等実践研究事業	0	10,211	33,339	○
小学校外国語活動実践研究事業	0	0	3,564	× (金額僅少)
小・中連携英語教育改善調査研究事業	0	0	9,933	○
新教育課程説明会	0	1,165	1,153	× (金額僅少)
特別支援教育総合推進事業	0	0	7,654	○
学校評価システム実践研究事業	0	3,651	0	× (金額僅少)
教育センター費//				
教職員給与関係費	79,312	102,786	101,064	× (人件費)
総合教育センター運営管理事業	80,231	81,412	78,125	○
総合教育センター研修事業	1,438	1,203	1,851	× (金額僅少)
総合教育センター調査研究事業	2,101	1,795	1,813	× (金額僅少)
かごしま教育ホットライン24	23,789	23,750	23,746	○
総合教育センターへき地教育振興研修事業	534	534	0	× (金額僅少)
総合教育センター研究提携校委嘱事業	242	175	0	× (金額僅少)
施設整備補修事業	3,673	2,835	40,761	× (建築等)
情報教育研修推進事業	250	209	226	× (金額僅少)
「学校カウンセリング実践セミナー」推進事業	392	347	347	× (金額僅少)
小学校費/教職員費//教員研修費	25,783	22,685	21,661	× (金額僅少)
中学校費/教職員費//教員研修費	21,060	19,319	17,659	× (金額僅少)
高等学校費/				
全日制高等学校管理費//教員研修費	2,202	2,147	2,255	× (金額僅少)
定時制高等学校管理費//教員研修費	0	2	2	× (金額僅少)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
通信教育費//教員研修費	0	2	2	× (金額僅少)
特別支援学校費/盲ろう・養護・特別支援学校費//				
特別支援教育就学奨励費事業	202,239	209,780	199,874	○
教員研修費	5,778	4,968	5,369	× (金額僅少)

高校教育課 款：教育費

(千円)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
教育総務費/				
事務局費//				
産業教育振興費	315	311	332	× (金額僅少)
公立高等学校教育振興運営費	2,549	2,444	2,710	× (金額僅少)
公立高等学校教育振興対策事業	5,654	3,321	5,666	× (金額僅少)
教育指導費//				
学力水準向上費	3,710	3,477	3,190	× (金額僅少)
進路指導費	890	642	841	× (金額僅少)
教育研修指導費	754	432	0	× (金額僅少)
職業教育指導費	2,192	2,017	2,108	× (金額僅少)
教育ネットかごしま管理運営事業	14,877	7,227	7,319	○
高等学校入学者選抜事業	8,429	8,541	10,407	○
現職教員等研修事業	20	0	8,012	× (金額僅少)
ALT 活用推進事業	197,195	194,567	191,195	○
いじめ問題等相談員派遣事業	978	933	0	× (金額僅少)
県立高校学力向上推進総合プラン	7,561	0	0	○
県立高校学力向上推進プロジェクト	0	6,353	6,486	
教育実践研究会	1,174	996	0	× (金額僅少)
未来を拓くキャリア教育の推進	8,162	8,111	22,842	○
「目指せスペシャリスト」研究開発指定校事業	2,999	5,900	2,999	× (金額僅少)
初任者研修	0	0	2,155	× (金額僅少)
かごしま専門高校元気プラン	0	2,453	2,475	× (金額僅少)
いじめ問題等対策事業	0	0	941	× (金額僅少)
地域産業の担い手育成プロジェクト	0	0	4,483	× (金額僅少)
ICT 活用教育推進アドバイザー派遣事業	0	0	19,891	○
学力検査資料作成システム整備事業	0	0	1,627	○

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
高等学校費/				
全日制高等学校管理費//				
再編整備高校の教育活動支援事業	5,431	5,633	3,555	× (金額僅少)
教員研修費	10,715	9,912	0	× (金額僅少)
定時制高等学校管理費//教員研修費	22	101	0	
教育振興費//定通教育振興奨励事業	5,899	8,043	6,311	○
通信教育費//教員研修費	20	21	0	× (金額僅少)

保健体育課 款：教育費

(千円)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
教育総務費/事務局費//教育文化体育施設 リフレッシュ事業	0	0	25,971	× (建築等)
高等学校費/				
全日制高等学校管理費//県立高等学校体 育施設管理運営事業	3,584	3,574	3,580	× (金額僅少)
定時制高等学校管理費//夜間定時制高等 学校給食管理事業	7,564	7,563	6,890	× (金額僅少)
保健体育費/				
保健体育総務費//				
学校保健指導事業	286,041	294,507	289,554	○
学校給食指導事業	228	133	128	× (金額僅少)
養護教諭研修事業	7,080	6,138	6,152	× (金額僅少)
学校栄養職員等研修事業	689	0	0	× (金額僅少)
栄養教諭等研修事業	0	367	279	× (金額僅少)
地域ぐるみ学校安全体制推進事業	29,666	29,864	15,867	○
体育振興費//				
保健体育管理運営事業	2,804	2,768	2,799	× (金額僅少)
学校体育指導事業	1,162	1,077	914	× (金額僅少)
社会体育指導事業	569	490	462	× (金額僅少)
学校体育競技力向上対策事業	9,253	6,200	6,200	× (金額僅少)
学校体育大会等補助事業	1,913	527	3,843	× (金額僅少)
健やかスポーツ 100 日運動推進事業	16,849	12,962	12,052	○
社会体育団体育成事業	13,224	12,974	12,641	○
社会体育大会等補助事業	3,372	2,917	2,143	× (金額僅少)
国民体育大会等補助事業	128,158	77,968	133,759	○
競技スポーツ強化対策事業	90,000	85,000	85,000	○

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
スポーツ国際交流事業	2,088	2,657	914	× (金額僅少)
地域スポーツ人材の活用実践支援事業	0	9,019	17,769	○
中学校武道等地域連携推進事業	0	0	13,201	○
平成 22 年度国体九州ブロック大会開催事業	0	0	8,228	× (金額僅少)
次期国民体育大会開催方法等検討事業	0	0	689	× (金額僅少)
全国中学校体育大会鹿児島大会実行委員会運営費補助	0	2,000	8,000	× (金額僅少)
競技力向上環境整備事業	0	0	18,055	○
健やかスポーツ 100 日運動促進事業	0	3,107	2,079	× (金額僅少)
体育施設費//				
県体育施設等管理運営事業	163,641	163,075	162,825	○
総合体育センター管理運営事業	26,261	21,583	20,661	○
職員給与関係費	37,025	35,830	35,720	× (人件費)
県立鴨池陸上競技場改修委託事業	0	0	2,940	× (建築等)
県立鴨池陸上競技場改修事業	0	0	59,039	× (建築等)
県立鴨池緑地球技場環境整備事業	0	0	72,963	× (建築等)

社会教育課 款：教育費

(千円)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
教育総務費/事務局費//				
教育研修施設リフレッシュ事業	0	0	29,629	× (建築等)
教育文化体育施設リフレッシュ事業	0	0	16,065	× (建築等)
小学校費/教職員費//図書館運営指導事業	305	0	0	× (金額僅少)
中学校費/教職員費//図書館運営指導事業	136	0	0	× (金額僅少)
高等学校費/高等学校管理費//図書館運営指導事業	41	0	0	× (金額僅少)
特殊学校費/養護学校費//図書館運営指導事業	1	0	0	× (金額僅少)
社会教育費/				
社会教育総務費//				
社会教育運営費	3,563	2,377	2,133	× (金額僅少)
県民大学運営費	7,168	6,553	6,357	× (金額僅少)
社会教育指導体制充実事業	315	281	115	× (金額僅少)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
社会教育指導員設置事業	23,840	23,996	23,906	○
社会教育関係者研修事業	1,513	1,357	1,363	× (金額僅少)
かごしま県民大学	8,100	7,675	7,082	× (金額僅少)
かごしま地域塾等指導者養成事業	2,117	0	0	× (金額僅少)
ふるさと名人伝承講座	502	0	0	× (金額僅少)
ふるさと再発見「かごしま学舎」推進プラン	0	1,342	1,293	× (金額僅少)
家庭教育充実事業	728	720	80	× (金額僅少)
「かごしま地域塾」推進事業	7,457	0	0	× (金額僅少)
社会教育関係団体育成	5,968	10,502	5,414	× (金額僅少)
視聴覚サービス事業	3,073	2,685	2,357	× (金額僅少)
地域による学校支援モデル事業	0	29,659	33,099	○
訪問型家庭教育支援事業	0	0	8,116	× (金額僅少)
社会教育調査	0	498	0	× (金額僅少)
視聴覚教育//視聴覚教育振興事業	265	114	114	× (金額僅少)
図書館費//				
職員給与関係費	274,399	264,737	240,701	× (人件費)
管理運営事業	180,502	180,005	205,068	○
図書館運営指導事業	400	981	923	× (金額僅少)
施設設備等整備事業	3,888	3,701	3,871	× (金額僅少)
「自ら本に手を伸ばす子ども」育成事業	97	97	95	× (金額僅少)
「海音寺潮五郎没後 30 周年」記念展	1,648	0	0	× (金額僅少)
県立奄美図書館開館準備事業	0	70,492	0	× (金額僅少)
県立奄美高校・県立奄美図書館整備事業	468,240	745,785	0	× (金額僅少)
青少年研修施設費//				
職員給与関係費	227,336	207,163	191,625	× (人件費)
管理運営事業 (青少年研修センター)	45,538	45,094	42,935	○
研修事業 (同上)	2,394	1,448	1,287	× (金額僅少)
施設設備等整備事業 (同上)	5,476	825	725	× (金額僅少)
管理運営事業 (霧島自然ふれあいセンター)	35,326	32,946	30,040	○
研修事業 (同上)	2,382	2,215	1,720	× (金額僅少)
管理運営事業 (南薩少年自然の家)	21,016	20,273	19,671	○
研修事業 (同上)	1,041	42	32	× (金額僅少)

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
施設設備等整備事業（同上）	3,436	3,436	2,479	×（金額僅少）
管理運営事業（奄美少年自然の家）	25,027	23,439	22,159	○
研修事業（同上）	1,356	1,049	925	×（金額僅少）
施設設備等整備事業（同上）	780	1,571	939	×（金額僅少）

文化財課 款：教育費

（千円）

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
教育総務費/事務局費//教育文化体育施設 リフレッシュ事業	0	0	15,729	×（建築等）
社会教育費/文化振興費//				
文化財行政の推進	1,622	1,555	1,280	×（金額僅少）
文化財の保護管理	4,446	4,314	4,157	×（金額僅少）
文化財保護事業助成	21,273	21,088	28,341	○
文化財愛護思想の普及	353	380	203	×（金額僅少）
第4次長期的ツル保護対策調査事業	5,000	5,000	0	×（金額僅少）
第5次長期的ツル保護対策調査事業	0	0	5,000	×（金額僅少）
埋蔵文化財の調査	519,308	724,514	814,751	○
埋蔵文化財の管理	0	0	1,675	×（金額僅少）
九州地区民族芸能大会派遣	1,077	1,024	999	×（金額僅少）
上野原縄文の森活用事業	154,364	152,197	151,880	×（H21 実施）
博物館管理運営事業	40,788	40,321	41,527	○
博物館活動事業	4,526	4,034	4,170	×（金額僅少）
移動博物館推進事業	1,489	1,455	1,040	×（金額僅少）
郷土の豊かな自然遺産資料収集整備 事業	1,543	1,490	1,453	×（金額僅少）
博物館施設・設備整備事業	24,365	0	0	
博物館収蔵資料管理システム登録事 業	0	0	5,659	×（金額僅少）
埋蔵文化財センター管理運営事業	9,278	9,166	9,741	×（金額僅少）
埋蔵文化財センター啓発・普及事業	148	0	0	×（金額僅少）
埋蔵文化財活用システム化事業	0	0	4,324	×（金額僅少）
職員給与費	210,081	177,450	175,275	×（人件費）

人権同和教育課 款：教育費

（千円）

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
教育総務費/				

項/目// 事業名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	事業の性格
事務局費//				
人権教育管理費	2,338	2,283	2,097	× (金額僅少)
旧高等学校等進学奨励事業	8,895	9,574	11,038	○
教育指導費//				
人権教育研修事業	73	309	254	× (金額僅少)
人権教育推進事業	6,849	5,501	4,653	× (金額僅少)
小学校費/教職員費//				
人権教育研修事業	1,735	1,051	1,415	× (金額僅少)
人権教育推進事業	2,167	1,529	1,572	× (金額僅少)
中学校費/教職員費//				
人権教育研修事業	1,074	718	706	× (金額僅少)
人権教育推進事業	1,366	831	777	× (金額僅少)
高等学校費/				
全日制高等学校管理費//				
人権教育研修事業	1,047	475	702	× (金額僅少)
人権教育推進事業	390	284	125	× (金額僅少)
定時制高等学校管理費//人権教育推進事業		1	1	× (金額僅少)
通信教育費//人権教育推進事業	0			× (金額僅少)
特別支援学校費/盲ろう・養護・特別支援学校費//				
人権教育研修事業	39	27	28	× (金額僅少)
人権教育推進事業	28	8	13	× (金額僅少)

巻末資料 2

スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 事業について

① 事業の概要

「スーパーサイエンスハイスクール (SSH)」事業は、未来を担う科学技術系人材を育てることをねらいとして、文部科学省が高等学校を指定して理数系教育の充実を図る取組みである。平成 14 年から事業が開始し、平成 22 年度の SSH 指定校は全国で 125 校、平成 25 年度には指定校数を 200 校にまで増やす計画である。

SSH 校に指定されると、独立行政法人科学技術振興機構 (通称 JST) による経費負担、SSH 事業の運営方法の検討、改善指導等の支援協力のもと、各指定校・連携校との研究発表会・情報交換会の開催、成果普及、学会発表等の機会が設けられる。

SSH 校における科学系授業は下記のような内容を含んで行われる。

- ・ 体験的学習、課題研究の推進
- ・ 科学技術、理科、数学に重点を置いたカリキュラムの開発と実施
- ・ 国際性を育てるために必要な英語での理科授業、プレゼンテーション演習等の実施
- ・ 創造性、独立性を高める指導方法、教材等の開発
- ・ 国際的なコンテストへの参加
- ・ 高校大学連携の重視
- ・ コア SSH による他校への成果普及

なお、本校は普通科と理数科の 2 学科であるが、普通科の生徒でもサイエンスクラブに所属すれば SSH 活動に参加できる。

② 本校における実績と成果

平成 21 年度における SSH 事業に基づく研究発表、学会等における入賞歴

入賞歴・学会名等	テーマ名	時期	場所
国際甲殻類学会・一般発表	深海性甲殻類ナミクダヒゲエビの個体群生態	9/20 ～24	東京海洋大学
国際標準電離層委員会・一般発表	皆既日食による電離層に与える影響	11/3	鹿児島大学 稲盛会館
日本水産学会春季大会・高校生部門優秀賞 (全国 2 位)	ナミクダヒゲエビの生態	3/29	東京海洋大学
日本地球惑星科学連合大会 奨励賞 (ベスト 4) 佳作 (ベスト 16)	・ 南九州上空のスプライトとその気象場 ・ 自作大気電場観測装置による桜島火山での大気電場観測	5/17	幕張メッセ
日本昆虫学会・一般発表	オトシブミコマユバチの交尾・産卵行動の観察	10/9 ～12	三重大学

全国 SSH 生徒研究発表会 ポスター賞 (ベスト 16)	ナミクダヒゲエビの個体群生態	8/9 ・10	パシフィコ 横浜
第 7 回ジャパンサイエンス &エンジニアリング・チャ レンジ高校生グランドアワ ード (全国 4 位)	オトシブミの寄生蜂に関する研究		※注
第 11 回中四国・九州地区理 数科研究発表会 ポスター部門第 1 位	オトシブミの寄生蜂に関する研究	8/9 ・10	熊本

※ 注 平成 22 年 5 月にアメリカで開催された世界大会に 3 名の生徒が参加し、サイエンスレポートを行った。

SSH 事業により、高校 3 年間で科学的なテーマをもって実験・研究を行い、研究開発報告書まで仕上げるカリキュラムによって、単に科学的な知識の習得や将来的な進路の方向付けとなるという目的以外に、一般の高校の授業では身に付き難い科学論文の作成能力、論理展開などを通じたディスカッション、ディベート等のコミュニケーション能力、プレゼンテーション能力など副次的な効果もたらされる点などのメリットも多い。

巻末資料 3

手当の詳細

(1) 給料の調整額

1) 内容

手当としてではなく給料として支給するものである。平成 22 年 1 月以降は調整数が () 内の数値に減じられている。

勤務箇所	教育職員	調整数
特別支援学校	(1)校長 (2)教頭 (3)教諭、助教諭及び講師（特別支援教育に直接従事することを本務とする者に限る。） (4)養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員及び実習助手 (5)教諭、助教諭及び講師（(3)に掲げる者を除く。）	2 (1.5)
		1
特別支援学級を置く小学校又は中学校	結核性疾患のため療養中の児童又は生徒の授業を担当する教育職員	3 (2.5)
	特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教育職員	2 (1.5)
特別教育課程による教育を行う小学校又は中学校	言語障害等の心身に故障のある児童又は生徒の授業を担当し、特別教育課程に直接従事することを本務とする教育職員	2 (1.5)
教育委員会が人事委員会と協議して定める学校	教育委員会が人事委員会と協議して定める教育職員	教育委員会が人事委員会と協議して定める調整数

(2) 教職調整額

1) 内容

手当としてではなく給料とみなして支給するものである。

対象者	加算支給率・額
義務教育諸学校等（小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校）の教育職員のうち、職務の級が 1 級又は 2 級である者	給料月額額の 100 分の 4

(3) 管理職手当

1) 内容

給料月額に対する一定比率で算定されていたが、平成19年度より多段階形に定額化されたため旧管理職手当の支給に関する規則における区分に応じて下表の金額を支給する。

区分		旧規則第3条に規定する一定比率			
		16/100	14/100	12/100	10/100
校長	県立学校	72,800円	63,700円	54,600円	
	小中学校	69,500円	60,800円	52,100円	
教頭	県立学校			52,000円	43,300円
	小中学校			51,600円	43,000円
事務長	課長級7級			53,100円	
	課長級6級			49,900円	
	補佐級6級				41,600円
	補佐級5級				39,700円

(4) 定時制通信教育手当

1) 内容

月の1日から末日までにおいて、出張した日、研修を受けた日及び勤務しなかった日の合計が15日を超える場合は支給しない。

課程	職務の級	手当の月額
夜間定時制の課程	1級	19,000円
	2級以上の級	24,000円
通信制の課程	1級	10,000円
	2級以上の級	12,000円

(5) 産業教育手当

1) 内容

月の1日から末日までにおいて、出張した日、研修を受けた日及び勤務しなかった日の合計が15日を超える場合は支給しない。

課程	職務の級	手当の月額
実習を伴う農業又は水産に関する科目	1級	19,000円
	2級以上の級	24,000円
実習を伴う工業に関する科目	1級	14,000円
	2級以上の級	18,000円

(6) 扶養手当

1) 内容

扶養親族とは次の者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- ① 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）
- ② 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- ③ 60歳以上の父母及び祖父母
- ④ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- ⑤ 心身に著しい障害のある者（終身労務に服することができない程度の者）

※所得制限額 1,300,000円

	扶養親族である配偶者を有する職員	扶養親族でない配偶者を有する職員	配偶者無	扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合
配偶者	13,000円	0円	—	5,000円加算
1人目の子等	6,500円	6,500円	11,000円	
その他	6,500円	6,500円	6,500円	

(7) 通勤手当

1) 内容

交通機関利用者の場合

運賃	手当額
55,000円以下	運賃の全額
55,000円以上	55,000円打切

交通用具利用者の場合

自動車等の使用距離(片道)	月額	自動車等の使用距離(片道)	月額
5km未満	2,300円	50km以上55km未満	34,000円
5km以上10km未満	6,700円	55km以上60km未満	36,500円
10km以上15km未満	10,200円	60km以上65km未満	39,000円
15km以上20km未満	13,700円	65km以上70km未満	41,500円
20km以上25km未満	16,900円	70km以上75km未満	44,000円
25km以上30km未満	20,100円	75km以上80km未満	46,500円
30km以上35km未満	23,100円	80km以上85km未満	49,000円
35km以上40km未満	26,100円	85km以上90km未満	51,500円
40km以上45km未満	28,800円	90km以上95km未満	54,000円
45km以上50km未満	31,500円	95km以上	55,000円

(8) 住居手当

1) 内容

自ら居住するための住宅（借間を含む）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃 23,000 円以下の場合 (家賃) - 12,000 円 = 手当額 ・家賃が 23,000 円を超える場合 ((家賃) - 23,000 円) / 2 + 11,000 円 = 手当額 27,000 円打切
自宅の場合（職員の所有でそこに居住し、世帯主であること）	月額 3,000 円

単身赴任手当受給者の留守家族が居住する借家・借間に対し、現行手当額の 1/2 を支給する。
単身赴任手当受給者の留守家族が居住する自宅に対し、現行手当額の 1/2 (1,500 円) を支給する。

(9) 特地勤務手当、へき地手当、準ずる手当

1) 内容

手当額 = (給料の月額 + 扶養手当) × 下表の率

級地		手当率	準ずる手当	
県立学校	小・中学校		5 年目まで	6 年目
特地勤務手当	へき地手当			
6	5	25%	4%	2%
5	4	20%	4%	2%
4	3	16%	4%	2%
3	2	12%	4%	2%
2	1	8%	4%	2%
1	準へき学校	4%	4%	2%
準特地	特別地	—	4%	2%

準ずる手当…へき地学校等への異動に伴い住居を移転した場合に異動の日から 3 年間（行政上さらに 3 年間）支給する。

(10) 宿日直手当

1) 内容

区分	通常の場合	特殊な場合（寄宿舍指導員）
宿日直 1 回につき	4,200 円	5,900 円
5 時間未満の場合	2,100 円	2,950 円

(11) 超過勤務手当、休日給

1) 内容

事務職員、栄養職員及び単純労務職員に支給する（1時間当たりの手当額＝1時間当たりの給与額×支給割合）。

1時間当たりの手当額

$(\text{給料の月額} + \text{特勤手当} \cdot \text{へき地手当} (\text{準ずる手当を含む。})) \times 12 \text{月}$

$(40 \text{時間} \times 52 \text{週}) - 144 \text{時間}$

支給割合

超過勤務手当	125/100～160/100
休日給	135/100

(12) 特殊勤務手当

1) 内容

種類	内容	手当額		国に準ずるもの
多学年学級担当手当	小・中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員が当該学級における授業又は指導に従事したとき	1日につき	290円	○
教員特殊業務手当	下欄業務に従事したとき	1日につき	2,400～12,800円 (1,200～6,400円)	○
教育業務連絡指導手当	主任等が主任業務に従事したとき	1日につき	200円	○
夜間管理手当	農業、工業、水産に関する学科を置く高校の教育職員が、育すう加工、家畜の分べん又はこれに準ずる業務のため夜間の勤務を行ったとき	1夜につき	800円～1,600円	
面接指導手当	通信教育の面接指導を行う教育職員（本務とする者を除く）が面接指導を行ったとき	1時間につき	2,110円	
乗船実習指導手当	水産科を置く高校の教育職員が生徒の乗船実習指導を行ったとき	1日につき	遠洋 2,600円 その他 2,100円	
漁獲手当	実習船に乗船することを本務とする学校職員が漁ろう実習に従事したとき	(売払代金－市場手数料－問屋手数料) × 0.17 以内		

舎監手当	教育職員が寄宿舎管理のため勤務したとき	1日につき	1,600円～4,400円	
------	---------------------	-------	---------------	--

教員特殊業務手当

			支給額（日給）
(1)	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務		
	(ア)非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務（被害が特に甚大な非常災害時は倍額）		6,400円 (3,200円)
	(イ)児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務		6,000円 (3,000円)
	(ウ)児童又は生徒に対する緊急の補導業務		6,000円 (1,500円)
(2)	修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		3,400円 (1,700円)
(3)	教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例若しくは給与条例第9条第1項の規定により休日給が教育職員以外の学校職員に対して支給される日に行うもの		3,400円 (1,700円)
(4)	学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		2,400円 (1,200円)

(13) 単身赴任手当

1) 内容

次の4つの条件をすべて満たす者に支給する。

- ① 異動に伴い、住居を移転
- ② やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居
- ③ 異動直前の住居から異動直後の公署（学校）に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難
- ④ 単身で生活することを常況

交通距離区分	月額	交通距離区分	月額
100km未満	23,000円	900km以上1,100km未満	53,000円
100km以上300km未満	29,000円	1,100km以上1,300km未満	58,000円
300km以上500km未満	35,000円	1,300km以上1,500km未満	63,000円
500km以上700km未満	41,000円	1,500km以上	68,000円

700km 以上 900km 未満	47,000 円		
-------------------	----------	--	--

(14) 管理職員特別勤務手当

1) 内容

管理職手当を支給される学校職員が、臨時又は緊急の必要により休日又は勤務を要しない日に勤務した場合に支給する。なお、近年において支給実績は生じていない。

区分	支給額
校長及び副校長 管理職手当支給規則別表第3に定める教頭	勤務1回につき6,000円
教頭 本庁課長補佐相当の職以上の職に格付けされている事務長	勤務1回につき4,000円

(15) 退職手当

1) 内容

支給対象…勤続期間6ヵ月以上（傷病・死亡退職及び定員減少、組織改廃等による退職の場合は、勤続期間は問わない）

支給額

退職時の給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む）×勤続年数と退職事由に応じた支給率＋調整額
--

※調整額：在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分に応じて定める調整月額のうち、その額の多いものから60ヵ月分の合計額

巻末資料 4

監査の実施実績

監査人及び補助者の実施のべ日数は以下のとおりである。

(単位:日)

月	実施内容	合計執務日数	往査先													
			県庁本庁舎	錦江湾高校	鹿児島水産高校	鹿屋農業高校	霧島・牧園・栗野工業高校	開陽高校	武岡台養護学校	総合教育センター	図書館	埋蔵文化財センター	博物館	南薩教育事務所	青少年研修センター	
H22 6	監査テーマ検討	6	6													
7	監査テーマ検討	1	1													
8	資料収集と検討、監査手続検討	6.5	6.5													
9	出先往査、事業内容の検討	30.5	6	3	3	3	3		3	3.5	2.5	3.5				
10	出先往査、事業内容の検討	21.5	17.5					4								
11	出先往査、事業内容の検討	36.5	31.5		2.5	2						0.5				
12	出先往査、事業内容の検討	38	26	1			2.5	1	1	1	1		0.5	2	2	
H23 1	報告書案作成と検討	39.5	39.5													
2	報告書案作成と検討	11.5	11.5													
3	報告書作成	1	1													
計		192	146.5	4	5.5	5	5.5	5	4	4.5	3.5	4	0.5	2	2	

巻末資料 5

監査報酬

1,500 万円 (上限)

オプシアミスミ

鹿児島市宇宿二丁目314番地 外4筆

2 変更事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (1) 変更前 午前6時から午後10時まで
- (2) 変更後 24時間

3 変更年月日

平成23年6月15日

4 届出年月日

平成23年6月14日

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第12号

平成23年3月29日付で公表した包括外部監査の結果に基づき、平成23年6月3日付け鹿教総第137号で鹿児島県教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年7月5日

鹿児島県監査委員	弓指博昭
同	橋口和博
同	吉留厚宏
同	持富八郎

「包括外部監査の結果に関する報告及び同報告に添えて提出する意見」に基づく措置
 <監査テーマ> 県の教育行政における財務事務の執行について

監査の結果	措置の内容
<p>報告書中 第2編 外部監査の結果 第3章 包括外部監査の結果及び意見（要約） 1. 事業の財務事務等の執行状況について (4) 新規招聘ALTの国内移動旅費の領収書未徴取について【指摘事項】 新規に鹿児島県に赴任することが決まったALT（外国語指導助手）が日本に到着後鹿児島に着任するための国内移動旅費については、現在その旅費額の証明証憑たる領収書が入手されていない。現状は手配旅行代理店の請求書のみが支出根拠として保管されているのみである。教育委員会を含めた鹿児島県の取扱いとしては、根拠となる領収書の徴取が原則であるから、ALTの国内赴任旅費についても領収書を徴取し支出手続に貼付しておくべきである。</p> <p>2. 出先機関の財務事務等の執行状況について 鹿児島水産高等学校 (2) 旅費精算の誤り【指摘事項】 出張旅費の精算において、利用空港を間違えたまま精算を行うという誤りがあった。これは事務担当者の入力ミスでその後の決裁回議、決裁権限者も気づかなかつたために発生したものである。事務担当者は正確な事務作業を心がけることはもちろんであるが、決裁回議、決裁権限者も支出の</p>	<p>平成22年度からは、根拠となる領収書を徴取するよう改善した。</p> <p>平成22年10月6日3,490円返納済み 今回の指摘を踏まえ、事務担当者は細心の注意を払い、同じミスを犯さないよう留意しながら事務処理を行っている。伝票起票後の全職員に</p>

適切性、正確性の点検という役割が形骸化しないように留意するべきである。

博物館

(9) 報酬支給の根拠となる出勤簿の押印・点検について【指摘事項】

任意の月の学芸指導員の出勤簿と報酬支給内訳書を照合したところ、複数の学芸指導員の出勤簿と報酬支給内訳書の内容が不一致であった。不一致の原因は学芸指導員本人が出勤簿へ押印を失念したこと、及びその出勤簿をもとに報酬計算を行う総務（庶務会計）担当者が十分な点検・確認を行わないまま作業を進めたことによるものである。勤怠の実績に基づく報酬計算が行われていることを担保するためにも点検・確認の基本作業を確実に行う必要がある。

よる回議の徹底、さらに伝票決裁後における出納審査機関としての審査についても、その機能を十分に発揮するため、審査の担当者が再確認し、ミスの防止に努めている。

報酬支給内訳書と出勤簿との照合を再度行い、押印漏れ等が無いかの確認を行った。

また、今後の報酬支給に当たっては、確実に報酬支給内訳書と出勤簿との照合を行うとともに、出勤簿の押印についての指導の徹底を行うこととした。

相互自主検査や所属内でのチェックを適正に行い、より一層の適正な会計事務処理に努めてまいりたい。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第101号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められた。

平成23年7月5日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR花の慶次～焰L-V	株式会社ニューギン	1P0386
ぱちんこ遊技機	CR花の慶次～焰LR-VX	株式会社ニューギン	1P0520
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ巨人の星L1	京楽産業、株式会社	1P0468
ぱちんこ遊技機	CR聖闘士星矢MTL	株式会社三洋物産	1P0495
ぱちんこ遊技機	CR聖闘士星矢MTM	株式会社三洋物産	1P0498
ぱちんこ遊技機	CR元禄義人伝浪漫ZTL	株式会社高尾	1P0525
回胴式遊技機	マホウショウジョダイヤルスFS I	株式会社藤商事	1S0459

雑 報

平成23年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による鹿児島県知事の委任に係る平成23年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成23年7月5日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木寺久

1 試験の期日

平成23年11月13日（日）午後1時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 鹿児島会場 鹿児島県建設センター（鹿児島市鴨池新町6-10）